

289-Sh96ㄅ



1200500732442

高島米峰著  
聖德太子正傳



始



289  
sh 96



聖德太子正傳

高島米峰著

東京明治書院



## 序

世界的偉人、例へば、釋迦、孔子、キリスト、ソークラテス等と雁行して、遜色の無い人物を、日本人の中から、一人選び出さうとするならば、誰がその選に當るであらうか。

その宗教的信念、その文化的功績、その政治的手腕、その學問の深さ、その徳業の廣さ、その識見の高さ、その平和主義者たること、その君民同治主義者たること、等々の條件を、身一つに兼備したること、聖徳太子の如きを求めて、聖徳太子以前に果してこれを得られるか、聖徳太子以後に求めても、恐らくは得られないのではなからうか。思をこゝに致す時、釋孔基瑣の四聖に加へて、世界の五大偉人の一人たるべきもの、日本に於ける限り、聖徳太子以外には、斷じてその人を見出すことは出来ないのである。

日本の上代に於ては、これを内にしては、氏族制度の弊その極に達し、閥族の暴力は、遂に天皇弑逆を使喚するにさへ至り、これを外にしては、三韓の抗日は大陸の侮日と相待つて、國運次第に否塞せんとする時、聖徳太子は、二十歳の若きを以て、攝政皇太子として、國家の重きを双肩に擔ひ、憲法を制定して平和の大義を闡明し、政治の獨斷を斥けて衆論を重んじ、隣邦隋との國交を修めて、盛に大陸の文化を移入する等、内憂外患は、一轉して、明朗濶達の文化國家を、顯現するに至つたのである。

現代日本と、千三百餘年前の日本とは、内外の情勢頗る異なるものがあるが、たゞ國運否塞の一點が、今を昔に比べて、一層酷だしきものあるは、敗戰國としての、當然の應報である。

この時に當り、若し、聖徳太子を、天壽國より迎へることが出来るならば、とも思ふのであるが、その到底不可能なること勿論である限り、せめて、國民一人々々

が皆、聖徳太子の堅持せられた、宗教の信念に根させる平和主義と、天皇と國民とに依る、君民同治の民主主義とを中核として、高度文化國家の建設に、邁進するより外に途はない。

茲に、この日本文化の母にして、日本佛教の父たる、理想的哲人政治家、聖徳太子の偉徳を讃嘆し、鴻業を記録して、この一卷を成したる所以のものは、その意正にこゝにあることは、もとよりいふまでもないが、しかし一面に於て、今次新に小學校の教科書として發行せられたる、『くにのあゆみ』の第二章、『開けゆく日本』に關する参考書として、或は又、高學年生徒の課外讀本として、聊か寄與するところあらんとの念願も、決して小さくはないのである。冀くは、諒とせられたい。

明治三十七年、處女作『一休和尚傳』を世に送つてから本年に至るまで、四十四年間に、大小の著作四十七種を公にしたのであるが、本書は、その第四十八冊目である。

昭和二十二年四月十一日午後二時より、聖德太子千三百二十六年御忌法用を、東京音楽學校講堂に於て嚴修し、その夜、都下武藏野の一隅、三鷹町北野六八三の假寓にて、

高嶋米峰識す

## 凡例

一、筆者は、曩に大正十年、聖德太子薨後千三百年御忌法用が、法隆寺に於て嚴修せらるゝに際し、御忌奉賛會から依頼せられて、施本用としての『聖德皇太子』と題する小著を公にし、次いで昭和十七年、當時の青年のために、聖德太子の御生涯を鑽仰するの資に供せんとの意圖を以て、『聖德太子』を著したのであるが、彼は餘りに簡畧、此は多少難解の點もあり、殊に、内外の情勢の急激なる變化は、兩者共に、現代青年のための書としては、頗る意に満たないものたらしめてしまったのである。

二、太平洋戦争に敗北して、武力なき國家となつた現在及び將來の日本は、否でも應でも、文力日本として、平和日本として、民主日本として、高度の文化國家を再建せられなければならなくなつたといふ、この時こそ、國民は、千三百

年前、高度文化國家建設のために致されたる、聖徳太子の芳躰を辿り、大にこれに學ぶところが無くてはならない。

一、本書は、前二著に比べて、繁簡宜しきを得たること、記述平明を力めたることなどを特色としてよからう。

一、行文の都合上、本文中に記述することが出来なかつたことや、及び、二三解釋を加へて置いた方がよからうと思つたことを、『拾遺』として巻末に添へて置いた。

一、本書は、十七章より成り、『拾遺』も亦十七項となつて居るが、必ずしも『憲法』の條章十七の數に、倣はうとしたといふのではない。偶然そくなつてしまつたのである。

一、本書の著作に際し、先人の著作に負ふところ、決して少しとしないが、一々その氏名を掲げず、こゝに總括して深く謝意を表す。

### 目次

第一章 千載の一聖……………一

一 高度文化國家……………一

二 戦争抛棄の大義……………三

三 平和國家日本……………四

四 聖徳太子の理想……………五

五 日本文化の宗教性……………六

六 新文化と宗教……………七

第二章 發祥の時代……………九

一 飛鳥文化の盛觀……………九

二 救世の大悲願……………一一

第三章 生誕と薨去……………一四

- 一 御血統……………一四
- 二 御家庭……………一五
- 三 誕生と薨去の年時……………一七
- 四 御本名と尊稱……………一八
- 五 薨去に對する舉世の哀悼……………二一

第四章 傳説の検討……………二三

- 一 靈異記事……………二三
- 二 誕生に關する傳説……………二四
- 三 幼少年期に於ける傳説……………二六
- 四 驪駒飛行の傳説……………二八
- 五 片岡山遊行と傳説……………二九

第五章 皇太子攝政……………三一

- 一 稀有の攝政皇太子……………三一
- 二 三寶の興隆……………三四

三〇 内政の革新……………三五

四 馬子と弑逆……………三六

第六章 徳治の内政……………三九

- 一〇 太子時代の内外政情……………三九
- 二〇 冠位十二階の制定……………四一
- 三〇 十七條憲法の發布……………四五

第七章 〇平和の外交……………四六

- 一 對韓問題の経緯……………四六
- 二 太子の深謀遠慮……………四八
- 三 妹子を隋に遣はす……………四九
- 四 隋煬帝大に怒る……………五一
- 五 妹子再び隋に使す……………五三
- 六 遣唐使の先驅……………五四

第八章 三經の選擇……………五五

一 佛教の國教的地歩……………五五

二 太子の御修學……………五六

三 『勝鬘』『法華』二經の講讀……………五七

四 三經の御製疏……………五八

五 『法華經義疏』の草稿本……………五九

第九章 日本の佛教……………六一

一 太子以前の佛教……………六一

二 聖德太子の佛教……………六四

三 太子以後の佛教……………六六

第十章 神道と儒教……………七〇

一 太子と敬神……………七〇

二 太子と儒教……………七四

第十一章 無價の靈寶……………七七

一 上代文化兵燹を免る……………七七

二 藥師像光背銘……………八〇

三 釋迦如來像光背銘……………八一

四 天壽國曼荼羅……………八五

第十二章 尊貴の遺蹟……………九〇

一 夢殿……………九〇

二 磯長廟……………九二

三 本願の寺院……………九四

    元興寺……………九五

    四天王寺……………九五

    法隆寺……………九九

    中宮寺……………一〇二

    橘寺……………一〇三

    蜂丘寺(太秦廣隆寺)……………一〇三

    池後寺(法起寺)……………一〇三

    葛木寺……………一〇三

第十三章 文化的施設……………一〇四

一 聖化久住の理想……………一〇四

二 曆法の採用……………一〇五

三 國史の編纂……………一〇六



四 美術工藝の奨励 ..... 107

    建築 ..... 108

    繪畫彫刻 ..... 110

    服飾 ..... 111

    工藝 ..... 111

五 社會事業 ..... 112

六 藥獵の行事 ..... 114

第十四章 餘光の返照 ..... 116

    一 推古の新政と大化の改新 ..... 116

    二 十七條憲法と五ヶ條の御誓文 ..... 119

第十五章 不朽の垂訓 ..... 121

    一 世間虛假唯佛是真 ..... 121

    二 財物は亡び易し ..... 123

    三 諸惡莫作諸善奉行 ..... 125

    四 無量の德澤 ..... 127

第十六章 不磨の大典 ..... 128

一 憲法といふ言葉 ..... 128

二 十七といふ數字 ..... 130

三 律令法規の母胎 ..... 131

四 文章と典據 ..... 133

五 十七條憲法の訓み方 ..... 137

六 十七條憲法の本文、訓讀、摘解 ..... 138

七 十七條憲法の内容の要約 ..... 147

第十七章 年譜と拾遺 ..... 149

    一年 譜 ..... 149

    二 拾遺 ..... 152

        一 神武紀元に就いて(第二章の一参照) ..... 152

        二 孝養の御影に就いて(第二章の二参照) ..... 154

        三 太子と慧慈(第三章の五参照) ..... 155

        四 慧思禪師再誕説の妄(第四章の二参照) ..... 156

        五 神通(第四章の四参照) ..... 157

六	三寶興隆の詔勅(第五章の二参照)	一五九
七	煬帝に就いて(第七章の四参照)	一五九
八	隋との外交顔末(第七章の五参照)	一六〇
九	三經の内容(第八章の四参照)	一六五
	『勝鬘經』	一六五
	『維摩經』	一六七
	『法華經』	一七〇
十	政治の中心の移動と新佛教(第九章の三参照)	一七三
十一	神儒佛と根枝實(第十章の二参照)	一七五
十二	兵燹と米人の好意(第十一章の一参照)	一七六
十三	釋迦像光背銘文中の語義(第十一章の三参照)	一七七
十四	三尊(第十一章の三参照)	一七八
十五	敬田、悲田の事(第十三章の五参照)	一七九
十六	孝徳天皇興佛の詔(第十四章の一参照)	一八一
十七	緯書(第十六章の二参照)	一八二

目次了

# 第一章 千載の一聖

## 一、高度文化國家

戰爭中、政府(軍閥)は「高度國防國家建設」といふ目標を掲げて、國民の總力をこの一點に集注せしめようとしたのであるが、その謂はゆる高度國防國家とは、如何なる國家であるかに關して、十分なる理解と認識とを有せざる國民は、ただ漫然、政府の要望するところを、正邪善惡を超越して、遮

二無二邁往せしめられたのであつて、従つて、國民は「高度國防國家」なるものは、單に武力充實國家のことだ位に、考へて居たのではあるまいか、とさへ疑はれるのであるし、指導者たる政府自身も、亦漫然と、從來の武力國防を強化することだ位のことしか、教へなかつたようでもあつた。

苟も國防といふ限り、それが武力無くして行はれることの有り得べからざることとは、もとより言ふまでもないが、しかしその武力を増大しさへすれば、高度國防國家となるのだといふのならば、少くとも筆者は、それに異論を唱へざるを得ない。否、その當時既に、明にこれに異論を唱へて、謂はゆる高度國防國家なるものは、文力の基礎に於てこそ、始めて可能なりと説いたものである。

一體、國防が、武力だけで可能であるといふ考へ方が、そも／＼淺薄皮相の譏りを免れ難いものであつて、政治力も、經濟力も、科學力も、道徳力も、宗教力も、皆その背景基盤たらざるべからざることを、敢て言を待たないのである。政治の貧困、經濟の微弱、科學の劣勢、道義の頽廢、宗教の不振、これ等を總じたる文力、その文力の充實を缺いたところに、今次戦争に惨敗を喫した、原因を求めることが出来る。

敗戦國日本の新憲法には、國際間の紛争の解決を、武力に依つて爲すことを放棄すると規定して居るのであるから、將來の日本に於ては、從來長く堅持して來た武力國防は、認められなくなつてしまつたのである。然らば、武力無き國防といふものが成立し得るか、武力無きところには、たゞ平和が豫想せられるだけであつて、平和國家には、武力國防の必要は無い。若し強ひて、國防といふ言葉を用ひようといふのならば、文力國防とでもいふものが、許されるだけとなるのである。即ち、戦争國家が平和國家となり、謂はゆる「高度文化國家」茲に亡び、「高度文化國家」茲に誕生するといふことになる。従つて、將に建設せられんとする新日本は、斯くの如き性格のものでなくてはならない。

現在、世界に國するもの極めて多く、その多數の國家群中、高低、勝劣の差はあるにはあるが、若干の文化を有しない國家は無い。しかし「高度文化國家」と稱せらるゝに足る國家は、果してどの位あるか。筆者の謂はゆる「高度文化國家」なるものは、單に若干の文化を有する國といふのではなく、從來の如く、武力がその國の運命を左右するのではなく、文力がその國の運命を左右するといふほどの、強大熾盛な文化を有する國家を意味し、その國の究極最高の理想が、文化に在るといふ國家を指すのである。

## 二、戦争抛棄の大義

世に、平和といふ言葉ほど、文化的意義を内容とする言葉はない。言ふまでもなく、戦争は、一面に於て、食糧饑饉を招來し、國民を饑饉に陥らしめ、その經濟生活を破綻に導くと同時に、他面に於て、戦争は、文化を破壊して文化饑饉を招來し、國民をして、心の饑饉に堪へざらしめ、精神生活の安定を奪つて、敢てこれを顧みない。何ぞそれ、戦争の慘禍の、重大にして且深刻なるや。そうしてそれは、勝者も敗者も、俱に痛感するところであつて、日本が世界の各國に率先して、「戦争抛棄」の大義を宣言したのは、その如何に平和を熱愛して居るかを物語つて、餘りあるものと言ふことが出来るよう。

## 三、平和國家日本

神武創業以來の日本が、徹頭徹尾、武力に訴ふところなかりしとは言へない。従つて、日本歴代の天皇が、悉く戦争を否認せられた方々であつたとも申されないが、又、如何なる國家も、平和を究極の理想としない國家が無いように、日本も亦、平和を究極の理想とした國であつたことは、認めなければならぬ。しかし、世界の如何なる國家も、この理想を、永遠に且つ確乎不可動に實現し得た國家は今までには無かつたように、日本も亦、過去に於て、この理想を完全に實現し得なかつたのである。

かくて歲月は流れて、二千有餘年の間、世界の各國は、盛衰興亡を繰返して居たのであるが、日本だけは……時に榮枯消長が無かつた譯ではないが……大局の上から觀れば、興隆發展の一途を躍進して來たと言へるのである。然るに、何事ぞ、この順境に處する、退一步の工夫を知らなかつた軍閥官僚の僞傲慢心は、他の力を過少に評價し、自らの力を過大に見積つて、無法にも大國と事を構へ、二千有餘年の歴史を一炬に附し、先賢の鴻業を悉く浮漚の如くならしめたこと、返す／＼も遺憾の極みであるが、しかしこれ正に、自ら求めて得たところの苦患であつて、佛教説くところの自業自得である。

ある。怨むべき天もなく、罵るべき人もない。たゞ自ら省みて、慚愧あるのみ懺悔あるのみである。

## 四、聖德太子の理想

しかし、過去の日本に於て、平和の理想を實現せんと努力し、文化國家を建設せんと精進せられた偉人が無かつた譯ではない。その一人は即ち、筆者等が、理想的哲人政治家と尊崇し、高度文化人と讃嘆するところの聖德太子、その人である。顧みるに、聖德太子攝政以前の日本は、内に大小の閥族、互に政權の爭奪をこれ事とし、その禍、遂に天皇弑逆の不祥事をさへ惹起するに至り、外は三韓殊に新羅の暴慢は、國威を傷くること尠少ならず、言はゞ當時の日本は、内憂外患交々臻るといふ状態であつたと見るべきである。

この間に處して、聖德太子は推古天皇の皇太子攝政として、萬機を總攬せられ、まづ新に憲法を發布して、文化理念に基く平和主義を中核とし、依つて以て、日本特有の、天皇制下に於ける民主主義的な革新政治を行つて、國內民生の安定を圖り、遠く使を隋に遣はして、無血外交に成功し、大隋帝國と對等の國交を修め、大陸文化の大量移入を企て、國內の文化水準を急速度に昂揚し、茲に平和の理想は遺憾なく實現し、「高度文化國家の建設」は首尾能く成就して、世の史家をして、「燦然たる推

古時代の文化」に、絶讃を送らしめることとなつたのである。

## 五、日本文化の宗教性

たゞこゝに何としても忘れてならない重要事は、聖徳太子の建設せられた「高度文化國家」の持つ文化なるものは、宗教性（佛教）の極めて豊かなものであるといふ一點である。従つて、當時の政治も經濟も、學問も外交も、道徳も藝術も、悉く佛教精神に負ふところが甚だ多く、佛教を離れてはそのいづれをも語ることは能はざるまでに滲透して居て、爾後千三百年來の日本の文化から、佛教的なものを除去したならば、極めて荒涼索寞たるものになるであらう。日本の歴史から、佛教的なものを除いて見よ、日本の文學から、佛教的なものを除いて見よ、日本の美術から、佛教的なものを除いて見よ、日本の風俗習慣から、佛教的なものを除いて見よ、日本の年中行事から、佛教的なものを除いて見よ、日本の教育から、佛教的なものを除いて見よ、そうして残つたものを虚心に冷靜に検討して見よ、日本の平和面に、日本の文化面に、佛教の致した功績の、今更ながら廣大なるに驚嘆せざるを得ないものがあるではないか。そして一念こゝに到る毎に、文化日本の建設者としての聖徳太子、平和日本の建設者としての聖徳太子を、衷心から讃仰せざるを得ないのである。そうし

て之を仰げば彌高く、之を讃れば彌堅しを想望するのである。

## 六、新文化と宗教

成程、過去の日本文化は、佛教性の多量に含蓄せられて居ることを、特色とするのであるが、今日言ふところの科學性に至つては、これを缺くこと、時代の相違から来る必然であつて、如何ともし難いところであるが、今日以後の日本の新文化は、この佛教性に科學性を融合調和することを、必須とすべきであらうし、その佛教性といふものも、單に佛教といふ殻の中に籠居して、他を顧みないといふが如き、偏狭固陋な態度に執着するのでなく、キリスト教も、マホメット教も、取るべきところがあればこれを取つて、他山の石とすべきこと言ふまでもない。若し聖徳太子攝政時代に、キリスト教やマホメット教が、佛教と同様に移入せられて居たとしたら、聖徳太子は、必ずその長所美點を採り入れるに吝かではなかつたであらうし、又、西洋哲學が移入せられて居たとしたならば、恐らくは、プラトンの理想國家論に學ぶところが多かつたかも知れない。それは恰も、支那の孔老二教や、法家刑名家の思想をさへ、消化し同化して、文化日本、平和日本たる、新日本の建設に役立つと考へられたことは、遠慮なくこれを攝取せられたと同じ態度で、これに臨まれたであらうと想像するのである。

しかし、當時に於ては、低級なる古神道は別として、眞の宗教としては、佛教以外には無かつたことゝ、そうして、その佛教が、單に宗教として甚深微妙であるばかりでなく、哲學としても深遠博大であつて、聰明なる太子を、心酔傾倒せしめるに餘りあるものであつた爲めに、聖徳太子は、自らこれを信奉せられたゞけでなく、一般國民にも、これを信奉せしむることを以て、國民の精神生活を豊かならしむる、最上の心の糧だと確信せられたのである。かくて、推古時代の革新的政治は、この佛教理念を行進曲として、歩武堂々と前進したことに、一向不思議は無いのである。くだいようだが、若し聖徳太子をして、今日に在らしめば、恐らくは、高く基本的人權の尊重といふ大旗を掲げて、天皇制下に日本的民主々義政治を確立し、恒久平和の基盤の上に、「高度文化國家」を建設せられるであらうことを、確信して疑はないのである。

聰明の人、朗徹の人、自由の人、信仰の人、平和主義の人、日本的民主々義の人、これ即ち筆者が聖徳太子を理想的哲人政治家と讃し、高度文化人と崇める所以である。しかし、これも亦、未だ當らないかも知れない。聖徳太子が、「五百の後乃今賢に遇ふとも、千載にして一聖を待つこと難し。其れ賢聖を得ずんば、何を以てか國を治めむ。」(十七條憲法第十四條)と宣べて居られるところの、その一聖こそ、實に聖徳太子その人なのではあるまいか。

## 第二章 發祥の時代

### 一、飛鳥文化の盛觀

時の天皇の御名に依つて、推古の朝とも言ひ、帝都の所在に因んで、飛鳥の朝とも、呼ばれて居るところの、最も優越せる文化の一時代を、我が祖國日本の古代に持つことは、我等の史的回顧に、限りなき懐しさと、悦びとを興へる。そうしてそれは、今徹底平和主義に基づく祖國再建の關頭に立ち、文化昂揚の一路を邁進することに依つて、人類の福祉に貢献せんとする我等の前途に、大きな自信と光明とを興へてくれるものである。

この、我國に於て、最も古くそうして最も躍かしい文化時代が、傳説に従へば、神武紀元より凡そ一千三百年、(これに異論あり、拾遺の(一)参照) 現在より遡ることまた凡そ一千三百年といふ、略々中間時期に展開されて居ることも、偶然ではあるが、興味あることではないか。

建國以來の、永い歲月に亘る國史を辿り來つて、この處に到る毎に、我等は、風雪三冬の嚴寒を凌ぎ來つて、梅櫻桃李一園の春に巡り逢へたような、快感を禁じ得ない。我等をして、少しく空想をほ

しいまゝにすることを許さるゝならば、其處には、紫雲たなびき、紅霞むらがる間に、無數の堂塔伽藍が聳え立ち、それ等大小の精舎には、いづれも名工巨匠苦心の作にかゝる佛像が安置せられ、これを莊嚴するところの繪畫や彫刻や、繡織や乾漆や、その他あらゆる工藝美術が、精を盡くし巧を極めて、無比の一大繪卷を展開して居るのを觀るであらうし、その間に點綴される求道修行の僧尼達や、學問技藝に精魂を打籠めたる男女秀才達の、清素淨潔の姿をも、髣髴し得るであらう。

時に、國內に於ては、新に十二階の冠位が制定せられて、門閥に依る人材進出の隘路は取り除かれ、次いで十七條の憲章が發布せられて、一君萬民、君民同治、謂はゆる日本独自の民主々義の國體が明徴にせられ、億兆親和、萬機を公論に決するといふ、自由と、平等と、平和の樂土を具現すべき新體制が整へられ、國外に於ては、早くも隣邦との干戈を戢め、進んで背後の老大國との國交を調整し、平和外交に依つて、一躍對等の國際的地歩を獲得した。そうして相踵いで來朝歸化せる名僧知識、碩學鴻儒、名工巨匠に依つて、次ぎ／＼に招來せらるゝ新文化を、十二分に攝取消化して、此の國獨特の文化を創造し、學藝は盛んに興り、産業は大に振ひ、新進有爲の人物は、自由に驥足を伸ばす機會を與へられて、野に一人の遺賢無く、露寡孤獨に至るまで、それ／＼の施設に收容せられて、邑に國を咀ふ家なく、家に政を怨む人無く、娑婆即寂光土ともいふべき、和樂の理想境が現出されたのであ

つて、日本文化の源流は、實にこの時代に發したと言へるのである。

『古事記』や『日本書紀』が編纂せられ、『萬葉集』や『懷風藻』が選集せられたところの、奈良朝文化に先行すること百數十年、既に我が國に於ては、『現存最古の金石文（藥師三尊光背銘、釋迦三尊光背銘の如き）、最古の書物（三經義疏）、最古の建築（四天王寺、法隆寺の如き）、最古の彫刻（藥師三尊、釋迦三尊の如き）、その他最古の美術の數々より、我國最初の憲法の發布（十七條憲法）、最初の國史の編纂（入鹿の亂に燒失して傳はらず）、等々は、日本最初の女帝としての、推古天皇の御代、我國最初の攝政皇太子としての聖德太子が、萬機を總攬あらせられたる時代の所産であつて、當時の文化が如何に絢爛眼を奪ふが如きものであつたかを物語つて、餘りあるものと謂ふべきである。

## 二、救世の大悲願

此の我が國史上、空前にして稀有ともいふべき盛觀を極めた飛鳥文化の時代こそは、實に御年僅に二十歳にして、叔母君推古天皇の皇太子として立ち、同時に攝政として萬機を總攬し給ひし、厩戸皇子が、三十年の苦心と努力とに依つて、建設せられたものであつた。しかも、太子は、決して時運にも境遇にも恵まれた人ではなく、寧ろ、時勢に虐げられ、人間に惱まされ、艱苦と哀愁との間に成長せ

られた人なのである。當時、氏族制度の積弊は其の極に達し、權臣跋扈して、皇室を蔑にし、敢て兆民塗炭の苦を顧みるものも無かつたばかりでなく、黨争の餘沫は、往々にして、やんごとなき際まで及び、太子御幼少の頃から、御近親の間にも、傷心斷腸の事繁く、金枝玉葉の御身を以てして、人身を享けたるの故を以て、免れ難き數々の苦難災厄に、遭ひ給うたのであつた。若し太子にして、尋常一様の平凡兒であつたならば、恐らくは、此の受難には堪へ得られなかつたかも知れないのであるし、又縱令、拔羣高邁の英資を備へられたとしても、單にそれだけでは、能く四邊の荆棘を伐り拂つて、内外政治に革新の實を擧げ、萬世播きなき國礎を確立して、あれだけの偉績を後世に貽すといふことは、到底不可能であつたかも知れない。それは、智慧とか才覺とか、手腕とか力量とかいふものだけでは、容易に成し遂げらるべきことではないからである。そこに我等は、太子至純の天性に發せる大慈悲心と、敬虔なる信仰に基づく大忍辱力とを、仰ぎ見るのである。

太子の天性が、如何に至純であつたかは、人の子として現はれた孝道の上に見ることが出来る。御年十四歳にして、父天皇の御惱みつものらせ給ふや、食を廢し寢を忘れて看護し、佛に縋りてその平癒を祈られたが、遂にその顯無くして崩御遊ばされたので、哀痛悲歎の極、卒倒せられたとさへ傳へられて居る。世に「孝養の御影」と稱して、普く敬禮せられて居るところの、童形に袈裟を纏ひ、柄香

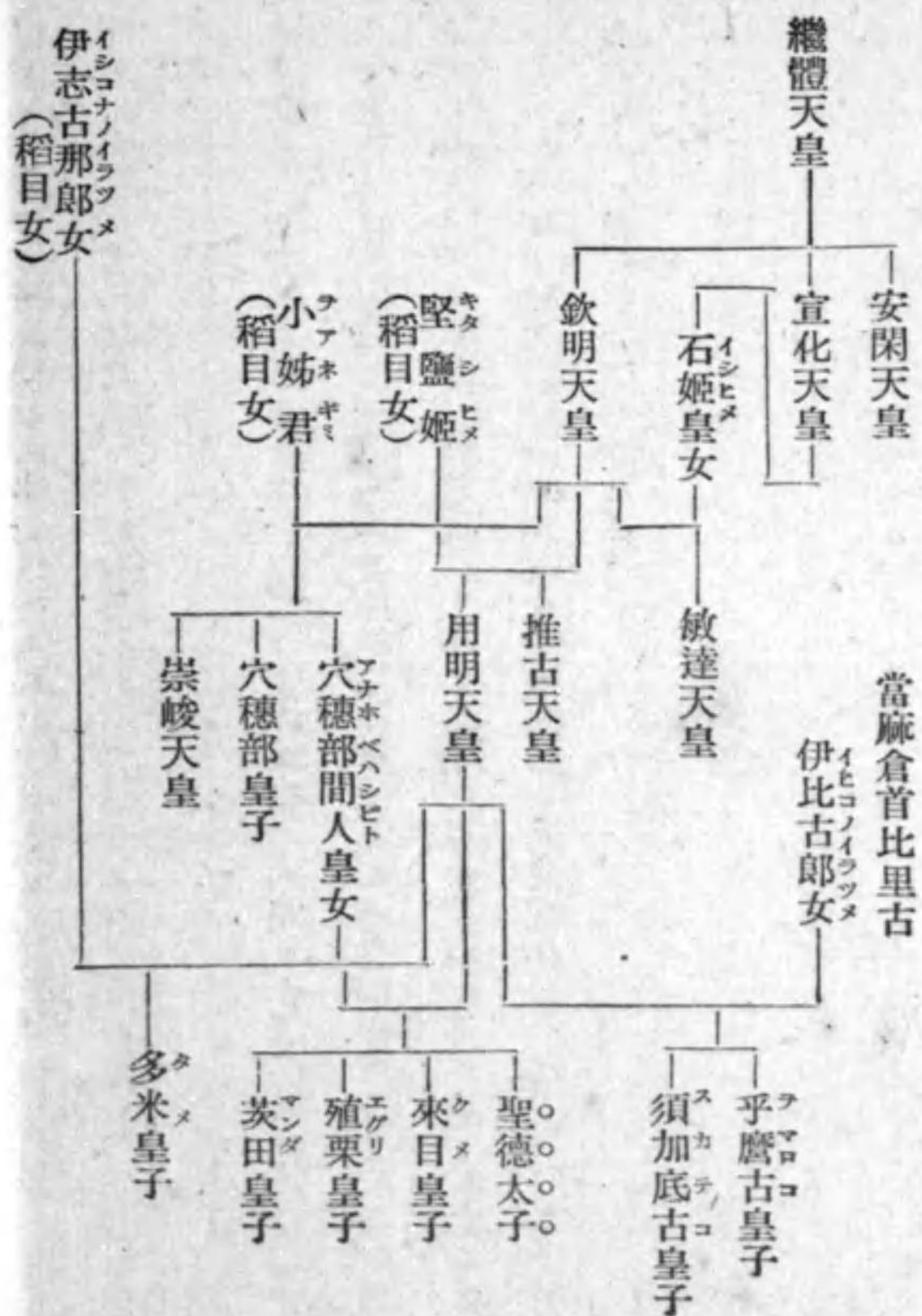
爐を捧げ給ふ御像は、その時の御姿を傳へたものである。(拾遺の(二)参照)

又、晩年、母后大患の時にも、亦寢食を忘れて看護せられ、そのために、御自身の死期を早められたのではないかと、拜察せられるほどの至孝の太子であつた。かうした至純の天性、従つてまた善愁多感であらせられたであらう御性格を以て、傷心斷腸の絶間なき境遇に人と爲らせられ、慕直に三寶に歸依せられた太子なればこそ、一身を犠牲に捧げて、祖國當面の危難を救ひ、萬民安堵の國土經營に、邁進せられたのであらう。我等は、太子のこの心事を拜察して、太子救世の大悲願と申すのである。そうして、廣い意味に於ける日本文化の源流——飛鳥文化こそは、實に太子救世の大悲願の結晶に外ならないと、斷言したいのである。



### 第三章 生誕と薨去

#### 一、御血統



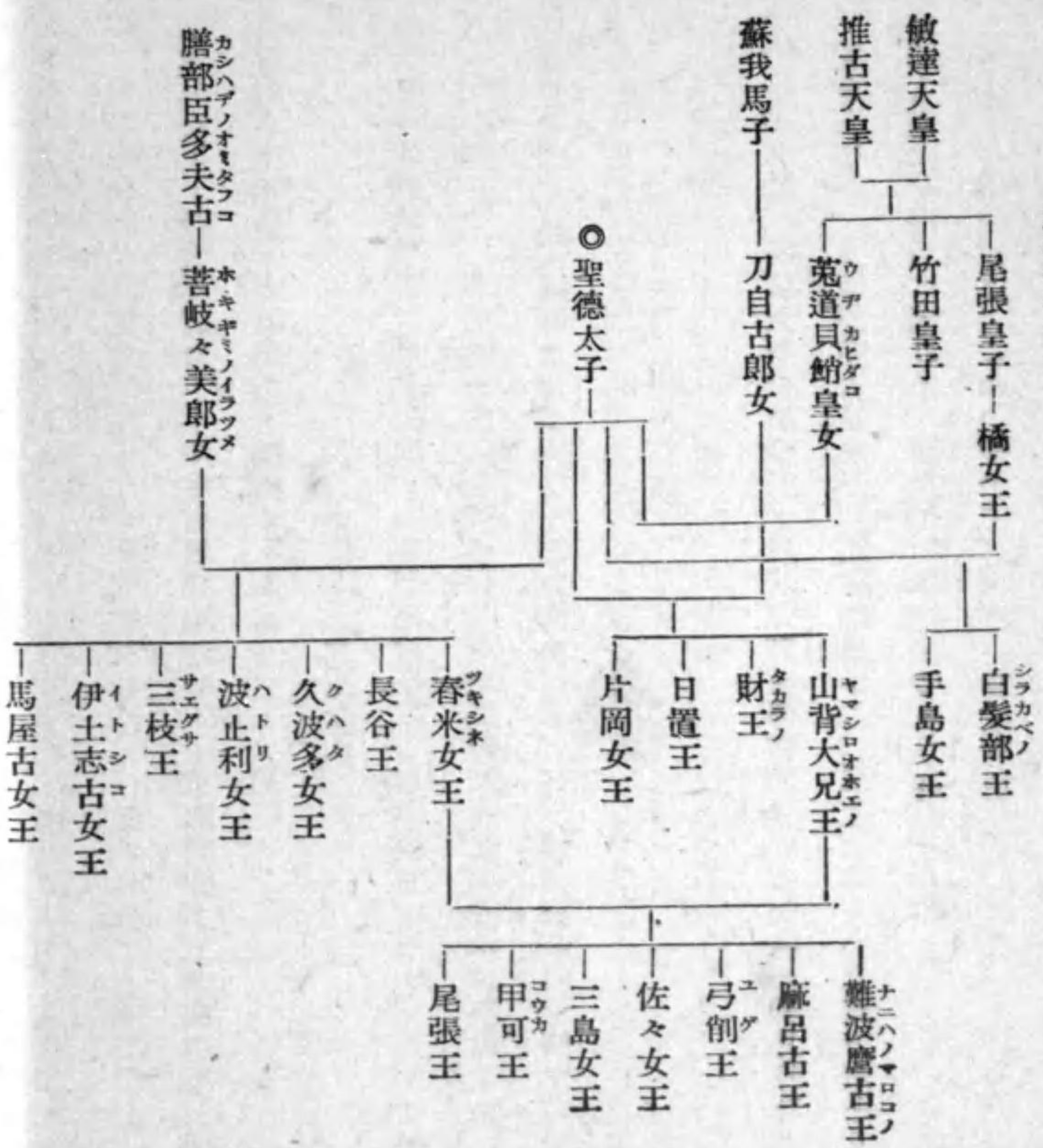
右の系譜に依つて知られるように、太子の御父母も、御祖父母も、俱に蘇我氏と最も親密の關係にある。その蘇我氏の血統も、遠くその祖先に溯れば、一流の名族である。

孝元天皇——彦太忍信命——屋主忍男武雄心命——武内宿禰——蘇我石川宿禰——滿智——韓子——高麗——稻目——馬子——蝦夷——入鹿——刀自古郎女(聖德太子妃)

蘇我氏一族の功罪と、これに對する褒貶は、今こゝの問題ではない。たゞ前掲の如き、高貴の皇統が、一味合釋して、不世出の聖者を天成し、その理想精神が、我が國家の上に、如實に光輝を放つたといふことは、優生遺傳と言つたような方面からも、好個の研究資料を價するではないか。

#### 二、御家庭

太子の御父は、用明天皇であつて、用明天皇は推古天皇とは同腹の御兄弟であり、異腹の御兄弟には、敏達天皇と、穴穗部間人皇女と、穴穗部皇子と、崇峻天皇との御四方があり、此の異母妹たる穴穗部間人皇女を皇后に納れて、四皇子を擧げさせられた。その第一皇子が、聖德太子である。そうして聖德太子の御家庭は、これを圖示すれば左の如くである。



三、誕生と薨去の年時

聖德太子の御誕生、及び薨去の年代については、古記に種々異説があつて、従つて御年齢にも、それ／＼相違があるが、結局これを三説に纏めることが出来る。即ちこれを表示すれば左の如くである。

- 一 敏達天皇三年（甲午）誕生—推古天皇三十年（壬午）薨去 四十九歳
- 二 敏達天皇二年（癸巳）誕生—推古天皇廿九年（辛巳）薨去 五十歳
- 三 敏達天皇元年（壬辰）誕生—推古天皇廿九年（辛巳）薨去 五十歳
- 敏達天皇元年（壬辰）誕生—推古天皇三十年（壬午）薨去 五十一歳

然るに、太子薨去の歳時は、『天壽國曼荼羅繡張銘文』及び『法隆寺釋迦像銘文』の如き、確乎不可動の記録に依つて、推古天皇三十年二月二十二日と言ふのが、正しいといふことは、今や學界の定説となつて居るのであつて、これを基礎として、御誕生を敏達天皇第三年と推定するのであるが、月も日も決定すべき材料が無いのである。今その結論を左に表示する。

誕生—敏達天皇第三年（甲午）西曆五七四年（月日未詳）

薨去—推古天皇第三十年（壬午）西曆六二二年二月二十二日（太陽曆に推歩四月十一日）夜半班

鳩宮に薨す

世壽一四十九歳

四、御本名と尊稱

古來、一人で數個の別名を有する人は、その例に乏しくないが、數多くの別名尊稱を有し給ふことに於ても、我が聖德太子の如きは、他にその類例を見ない。まづ、諸書に最も多く用ひられて居るの

は、  
厩戸皇子 うまやまのおうじ 豐聰耳命 とよとみみのみこと 厩戸豐聰耳皇子 うまやまとよとみみのおうじ 豐聰八耳命 とよとみやみみのみこと 豐聰十耳命 とよとみじみみのみこと 上官太子 じょうかうたいし 上官王 かうおう 聖德太子 しょうとくたいし

等であり、更に佛法興隆の徳を仰いだ方面からは、

聖德法王 しょうとくほうおう 豐聰耳法大王 とよとみほうだいおう 厩戸豐聰耳聖德法王 うまやまとよとみしょうとくほうおう

等と讚稱され、又、御居所に依つて、斑鳩太子 いかるがのたいし、又は上官太子といふが如き、一種の愛稱を以て呼ばれても居る。たゞかくの如く、數多き御名のうち、いづれが御本名であり、御諱 おんいみな であるかといへば、古來幾多の異説があつて、今以て一定して居ない。一般には、厩戸皇子を以て御本名と信ぜられて居

るが、その由來は、太子の御母君が、臨月の或日、宮中を巡察せられて、馬官 うまのつかさ に到り、厩戸 ほこり の邊に於て遽に御産氣を催され、太子を安産せられたからだといふのである。筆者も、太子の御本名を厩戸皇子といふ説を主張する一人ではあるが、しかし、太子の御父君用明天皇は、當時なほ、皇太子にもならせ給はぬ一皇子で居らせられ、従つて御母后も、亦一親王の妃であらせられた時ではあり、殊に臨月の御身を以て、宮中を巡行して、諸司を監察せられたといふことは、如何であらうかといふ疑問も起るのであるが、そこで厩戸皇子といふ御名に對して、後に附會して、かうした解釋を與へたものではないかといふ説も起るのである。しかし、當時貴族の風習として、その子の名は、大概その生育の因縁に由つて命ぜられたといふ例もあつて、「文德實錄」に、「先朝の例、皇子生るゝ毎に、乳母の姓を以て名となす。」とあるように、殊に太子の御兄弟の來目王は、久米部 くめべ 又は久米臣 くめのみ の族縁から出た、乳母の哺育を受けられたところからの御名であらうし、殖栗王 えぐりのおう は殖栗連 えぐりのむらじ に、多米王 たみのすくね は多米宿禰 たみのすくね に縁由し、茨田王 まんたのこう は攝津茨田郷 まんたのこう に生育せられたに由るといふことであるから、厩戸皇子といふ御名も、姓氏郷邑に因つたものであらうと思ふのであるが、その確證を得ないのは遺憾である。

御別名、尊稱中、最も廣く通用されて居るのは、聖德太子といふ尊稱であるが、その他諸書に用ひられて居る聖德王、聖德法王、法主王、上官太子、聖德皇、聖王、等は、いづれも太子に對する、讚

嘆景仰の意味を籠めたのであることは、言ふまでもない。又、豐聰耳命とか豐聰八耳命とか申し上げるのは、前にも記したように、一時に八人又は十人の訴訟を裁断して、誤らなかつたからだ、一般に傳へられて居るが、これは必ずしも、そうした具體的な事實に依つたものではなく、太子の適くとして可ならざるなき叡智と明敏とを、讃仰しての尊稱であると解すべきであつて、厩戸豐聰耳皇子と稱するのは、縱令「日本書紀」や「法王帝説」に記録されて居るからと言つて、それが太子の御本名だといふ譯にはゆかない。本名に美稱を添へることは、他にもしばしば見るところである。

上宮太子、上宮法王、上宮聖德王等の稱も、一般に行はれて居り、現に太子を中心とせる、上宮教會といふ有力なる社會事業團體もある位であるが、これは太子御幼少時代の居所に依つたもので、「上宮」は、今日一般にこれを「ジヨウグウ」と讀んで居るが、古記に依れば、「カムツミヤ」又は「ウヘノミヤ」と訓み、上位を意味した語である。即ち太子の御父用明天皇が、格別の御恩愛に依り、宮居みやゐの上位に當る南の御殿を選んで、太子を御親遇遊ばされたところから、その御居所に因んで、上宮かむつみやの太子と呼ばれたのである。

法王、法皇、法主王、法大王等は、主として佛教徒に依つて捧げられた尊號敬稱である。かく觀じ來れば、太子に對する別名、尊稱の多くは、その聰明を嘆美し、聖德を讃仰したものに外

ならないといふことを知ることが出来る。

更に、こゝに、太子の御名ならずやと思はしめられるものが一つある。それは、第七章「平和の外交」中、「隋帝大に怒る」の條中、支那の歴史が「倭王多利思比古云云」と記して居ることである。隋が日本の使臣を迎へた時の記事であるのだから、この倭王多利思比古とは、聖德太子を指したるものと思はれる。時の帝、推古天皇は女性にましますのだから、「比古」と申される筈はないし、太子に或は「足彦」などいふ、御稱號があつたかも知れないが、或は又、尊大不遜の隋帝が、若し日本の天皇が女性であらせられることの故を以て、輕侮するようなことがあつてはといふ、深い思召しから、攝政の御位置を以て、かうした御署名を遊ばされたものかとも想像するのである。兎も角、これもまた、太子の御別名として、注意すべきものと思ふ。

### 五、薨去に對する舉世の哀悼

推古天皇三十年二月二十二日、太子は、御年四十九歳を以て薨去遊ばされたのであるが、「日本書紀」は、當時の情景を左の如く記して居る。

是の時、諸王諸臣、及び天下の百姓悉く、長老は愛兒を失ひしが如く、鹽酢の味口にあれども嘗め

す、少幼の者は慈父母を亡ひしが如く、哭泣の聲行路に滿てり。乃ち耕夫は耜を止め、春女は杵させず、皆曰はく、日月輝を失ひて、天地既に崩れぬべし。今より以後、誰をか恃まんや。(原漢文) また太子の師として、永らくその研究を助けて居つた、高麗の慧慈法師は、前年歸國して、彼地に於て太子薨去の悲報に接したのであるが、深くこれを哀しみ悼むの餘、「明年太子の祥月命日を以て必ず御跡を追はん。」と豫言し、それが實現して、當日遷化されたといふ。「日本書紀」は、その顛末を左の如く記載して居る。

高麗の僧慧慈、上宮皇太子薨去し給ふと聞き、大に悲しみ、皇太子のために、僧を請じ齋を設け、仍つて親ら經を説くの日に誓願して曰はく、日本國に聖人まします、上宮豐聰耳の皇子といふ、固に天に縱されたり。玄聖の徳を以て日本に生れ給ひ、三つの統を苞貫きて、先聖の宏猷を纂ぎ、恭しく三寶を敬つて、黎元の厄を救ひ給ふ、是れ實に大聖なり。今、太子既に薨じ給ふ、我れ國を異にすと雖も、心は斷金に在り、某獨り生けりとも、何の益かあらん。我れ來年二月五日(筆者曰はく、二月二十二日の誤記)を以て必ず死なん、因つて以て、上宮太子に淨土に於て遇ひ奉り、以て共に衆生を化せん。是に於て、慧慈期日に當つて死す。是を以て時の人彼此共に言ふ、其れ獨り上宮太子の聖にましますのみに非ず、慧慈も亦聖なりと。(原漢文)

舉世萬民斯くの如く哀悼し、斯くの如く落膽し、斯くの如く追慕すること、正に太子の偉徳と鴻業とに基づくこと言ふまでもないが、太子が如何に國民大衆に、敬愛せられ給ひしかを、想ひやること出来るのである。(拾遺(三)参照)

## 第四章 傳説の検討

### 一、靈異記事

太子に關する著書は、古來枚擧に遑ないほど多いが、その大部分は、太子の偉徳鴻業を嘆美讃仰する種類のものであつて、最も嚴格な意味に於ける、史的研究は比較的少い。近年に及んで、本格的な研究が次第に盛になつて來て居るが、兎も角も、今を距ること一千三百數年前(昭和二十二年は太子薨後一千三百二十六年である)のことであり、史實の散亡湮滅したものが多いために、傳記の上に、明瞭を缺く點が少くないのである。殊に太子が、皇太子攝政となり給ふまでの、前半生の史實に至つては、徴すべき文献が甚だ乏しいのみならず、太子の御遺徳を追慕欽仰するあまり、故らに作爲された幾多の傳説が、雲霧の如く立ち籠めて居て、それが真相を究める上に、少からず障礙を來して居る。

ことは研究者の甚だ遺憾とするところである。

言ふまでもなく、傳説は史實でないから、兩者の混同は、もとよりこれを警めなければならぬが、若し太子の前半生から、傳説を排除するとすれば、他に傳ふべきものが殆ど無くなつてしまふを恐れるのである。勿論、傳説には、傳説としての意義があり、それが如何に荒唐無稽であり、靈怪奇異を極めたものであるとしても、そうした説を生むに至つた所以のものを探究して、時代人心の動向や、信倚するところを見出すことも出来るし、また傳説的粉飾の奥に、案外眞實の姿を發見することも、絶無とは言へない。それ故に、冷靜にして正確なる史眼を有する讀者に取つては、傳説も亦、文献、遺蹟、遺物等の、缺漏を補ふといふ意味に於て、必ずしも無用とのみは言へないと思ふ。

## 二、誕生に關する傳説

太子に關する傳説は、早くも御母君御受胎の時に始まつて居る。即ち「太子傳補闕記」に、「用明天皇の皇后、夢に金色の僧あり、后に對して、吾れ救世の願あり、暫く后が腹に宿らむと、后夢中に許諾す。」とあるが、御妊娠八ヶ月に及ばれた時、御胎内に言ふ聲あり、それが「法の櫃を開きつつ、佛の道に入らしめむ」と聞えたと言ひ、又、御誕生の際には、御父天皇が、産殿に臨御せらるゝや、赤

黄の光が西方から輝き來り、異香四邊に馨しく、恰も梅檀の林に入るが如くであり、皇子を抱き奉つた宮女の身は、その移り香に薰染して、月を経るも消え去らなかつたと傳へられて居る。

又「太子生れて四ヶ月、夙くも言ひ、人事を曉り給ふ。」と言ひ、「二歳の佛涅槃日、即ち二月十五日に、東に向つて起立合掌して、南無佛と唱へて再拜せられたが、やがてその御掌を開かせ給ふと、その中から佛舍利(佛骨)が現はれた。」と傳へても居る。しかもその佛舍利は、現に法隆寺の夢殿の後に在る、舍利殿に安置されてあるといふのである。

現代の讀者は、かうした傳説が、作者の作爲であるといふことを、容易に看破して、一笑に附せられるであらうが、これ等の傳承者は、却つて斯くの如きを資料として、太子の非凡超俗にまします所以を、徵證しようとするのである。畢竟、作者も傳承者も、共にたゞ太子崇敬の熱誠が迸り出て、こゝに至らしめたものだと思へば、寧ろその情を諒として、その愚を笑ふことを止むべきである。

「扶桑略記」は、「聖德太子は、南岳大師の後身也。鑑真和尚曰はく、聞く南岳の思禪師遷化の後、生を倭國の王子に託し、佛法を興隆し、衆生を濟度す、倭國の王子とは聖德太子也。」と記して居るが、斯くの如きも事實に相違した架空の記事であつて、太子に對する、最眞の引倒しの一例である。(拾遺の(四)参照)

## 三、幼少年期に於ける傳説

太子三歳の春、御父天皇に抱かれて、庭園御道遙の折柄、春日麗かな中に、綻び初めた桃の花を御覽遊ばされた。天皇は、太子に向ひて、「汝は、桃の花と松の葉と、どちらを賞づるか。」と問はせ給ひしに、太子は言下に、「松の葉」と答へられたので、御父天皇は不審に思召され、「それはまた何故ぞ。」と重ねて問はせ給ふや、「桃の花は美しけれども、一旦の榮に過ぎませんが、松の葉は、美しくはありませんが、永久にその色を變へませぬと承つて居ります。」と答へ給うたので、叡感斜ならず、御寵愛一入加へさせられたと言ひ、又、太子四歳の春正月、他の皇子達と共に、殿中に遊び戯れて居られたが、その聲漸く噪がしくなつて來たので、御父天皇が、親ら御手に笞を執つてこれを制し給ひしに、他の諸皇子は、これを見て驚き畏れ、四方に逃げかくれた中に、太子お一人だけは、少しも動ぜず、御父天皇の御前に進んで、御制裁を受け給はんとせられたので、「諸皇子悉く逃げ去りたるに、汝一人去らないのは何故であるか。」と、嚴かに仰せられると、太子は、「天に階かけて昇ることも出来ませんし、地に穴を穿つて入ることも出来ません、希くは、諸皇子に代つてお詫び申上げたう存じます。」と答へられたため、龍顏殊の外麗はしく拜されたといふことである。この二つの傳説は、穎悟

聰敏比ぶものなき太子のことであるから、或は若干の事實が混入されて居るのではないかと想はれるが、いづれにしても、多大の教訓を含める、人間徳教の規範的意義を、汲み取るに足るものと言へないことはなす。

太子五歳の時、御父天皇が、「論語には、どういふことが説いてあるか。」と問はせ給へるに對し、「唯、仁を説くのみ。」と即答せられ、重ねて「論語は、異國の書であるが、我が國の神の道に違ふことはないか。」と問はせ給ふや、「東儒西儒、その道、異るところのあらう筈はありません。」と明答されたといふが如き、又六歳の時、大別王等が百濟に使用して歸朝し、經論數卷、律師、禪師、比丘、比丘尼等を伴ひ來り、天皇の牀下に奏上されたことがあつた。その時太子も、牀下に在られたが、突如として「私はその經論を見たいと思ひます。」と仰せられたので、天皇は「それは何故であるか。」と問はせ給ふや、「私は、往昔、漢の衡山の峰に住し、數十身を経て、佛道の修行を致しました。佛の教と申すものは、有にもあらず無にもあらず、諸惡莫作、衆善奉行といふに歸着致します。今、百濟から獻じて來た所の經論は、是非見たいと思ふのであります。」と答へられた。天皇甚だこれを異し、汝、齒六歳、常に朕の側に居るではないか、何時漢土に渡つたことがあるか、何故にさような虚言を申すか。」と詰り給ふ。然るに太子は從容として、「それは今の私ではありません、私の前身が、漢土の衡山

に住して居たのであります。」と答へられたといふことである。これは、鑑真和尚が、太子を、南岳慧思禪師の再誕だと言つたといふ、誤れる傳説を基礎として、更にかくの如き、新傳説が附加せられたものであらう。

#### 四、驪駒飛行の傳説

傳説の最も飛躍的なものとしては、太子二十七歳の四月、近侍のものに、良き馬あらば貢せしめよと、諸國に求めしめられたところ、諸國より集まつて來た數百頭中、甲斐國より貢せし全身黒く（驪駒）、四肢白きものがあつた。太子はこれを神馬であるとして、舍人調使鷹に飼養を命ぜられた。その年の秋、試みにこの馬を馭して、雲に乗つて東方に去られたので、侍臣達は、たゞあれよくと仰いでこれを觀て居たが、調使鷹だけは、馬の右に在つて直に雲の中に入り、三日の後に歸り給ひ、近侍のものに仰せらるゝには、「吾れこの馬に騎りて、雲を躡み霧を浚ひ、直に富士山上に到り、轉じて信濃に到り、飛ぶこと雷電の如く、三越を経て今歸り來れり。」と。世に「驪駒の太子」と稱する説話が、即ち是れである。これは、太子が、佛教説くところの六神通中の神足通を得給ひ、飛行自在であつたといふことを語つて、太子の非凡さを裏づけようとしたものであると解すべきである。太子が

後に片岡山で、飢人に衣を賜ひし時にも、この馬に乗つて行かれたといふことになつて居り、太子薨去の日には、この馬悲鳴して水草を喫せず、又太子を磯長に葬るに當り、墓を見るや否や、大嘶一躍して斃れたといふ。「傳畧」の記者、文を行ふこと頗る周到なりといふべきである。（以上の傳説は、平氏撰と傳へられて居る「聖徳太子傳畧」の記載に據る）

又太子が、一ヶ月後の地震を豫知し、天下に警告を發して、家屋に補佐工作を施さしめられたところ、果して大地大に震ひ、屋舎悉く破れたといふことも傳へられて居る。地震學の進歩した今日でさへ、まだこれを豫知することの出来ないのに、千三百年も前に、太子已にこの神通力（六神通以外）を有せられたといふことに依つて、太子の偉大性を莊嚴しようとする作者の苦心は、諒とすべきものがある。（拾遺の（五）参照）

#### 五、片岡山遊行と傳説

それは、太子四十歳の時のことであつた。片岡山（今の奈良縣北葛城郡王寺）御遊行の砌り、路傍に飢渴困臥せる一人の乞食を見給ひ、御自身の御衣を脱いでこれに與へ、「安けく臥せ」と優しき慰めのお言葉を賜はつた上、次の御歌を詠ませ給うた。



級照る片岡に、飯に飢て臥せる、その旅人あはれ。親なしに、汝生りけめや、さす竹の君はや無き、飯に飢て臥せる、その旅人あはれ。

「級照る」は、だん／＼日が照るといふ意味で、片岡山の枕詞とされ、「さす竹の」は、小さな竹のような可愛らしいといふ意味で、君即ち愛妻の枕詞であつて、この歌の大意は、片岡山に飢ゑ疲れて臥つて居る旅人よ、そなたは親も妻も無いのか、飢ゑ疲れて臥つて居る、この旅人のなんと可哀そうなことよといふのである。

しかし、太子はそれだけでは猶お氣が濟まず、後から侍臣を遣はして、その旅乞食を見せにおやりになつたが、哀れにも既に辭切れて居た、そこで更に命じて、これを懇に埋葬せしめられたのである。こゝまでは、恐らく事實であつたであらう。ところがその後日譚が、聊か靈異的で、どうも素直に受取れないのであるが、それは、この事あつて後數日を経て、太子は近侍のものに向つて、「彼の飢人は常人ではあるまい。」と仰せられ、人を遣はして、埋葬の地を掘らしめると、太子から賜つた御衣は、折目正しく疊んで、棺の上に置かれてあつたが、棺の中には、乞食の遺骸の影も見えなかつたといふ。この邊から、そろ／＼傳説的色彩が濃厚になつて来て、「日本書紀」にまで、「時人大にこれを異しみて曰はく、聖の聖を知ること、其れ實なる哉。」と記されて居る。しかも傳説作者はそれだけでは満足

せず、太子が後日復び人を遣はして、飢人の墓を檢めさせると、その墓の扉にあり／＼と、

斑鳩の富の小川の絶えはこそ

我が大王の御名忘れえぬ

といふ一首の和歌が、誌されてあつたと言ひ、或はそれは、嚮に太子が飢人を慰めて詠まれた長歌に對して、飢人が即時に詠んだ返歌だといふ異説まで生じ、傳説は更に羽翼を擴げて、飢人の相貌まで描き出し、「面長く頭大にして、兩耳長く、目は細く長し、目を開いて見れば、内に金色あり、人に異り大に奇相なり、亦其の身太だ香し。」とさへ傳へ、太子と飢人とは、親しく言葉を交はされたが、左右のものどもには、何の意か毫も解せなかつたといふほどの靈異的色彩が加はり、遂には、此の飢人こそ禪宗の開祖、達摩大師の化身だといふところまで飛躍したのである。

以上、太子に關する諸傳説を検討すれば、その史實的内容は甚だ稀薄であるが、太子の超人的な偉大さに對する崇拜熱が、如何に熾んであつたかといふことだけは、十分に知り得られるのである。

## 第五章 皇太子攝政

## 一、稀有の攝政皇太子

前にも述べたように、太子の前半世、即ち二十歳にして、推古天皇の皇太子攝政とならせられるまでの御閑歴に關しては、遺憾ながら、甚だその資料に乏しく、十四歳の時、蘇我馬子が、物部守屋を伐つた時、太子は諸皇子等と共にこの軍に加はり、馬子の軍、一時利あらざりし時、太子は、四天王の像を作りて頂髪に置き、戦勝を祈願せられたといふ、四天王寺造立の縁起と、同じ年、御父用明天皇が崩御遊ばされ、十九歳の時、驕臣蘇我馬子が、崇峻天皇弑逆の大罪を示候したこと以外、殆ど記すべき事柄は無い。従つて、本章は、攝政になり給ひしより以後の、太子の後半世の御事績の概要を記述するにとゞまるのであるが、その前、御近親關係を畧記して置きたいと思ふ。(第三章「御血統及び御家庭」の條参照)

太子の御父用明天皇、諱は橋豐日命いみなたちばなごよみのみことと申し、推古天皇とは同腹の御兄妹であり、用明天皇の御兄弟六人のうち、天位に即かせ給うたのは、敏達、用明、崇峻、推古の四帝(順位)にわたらせられる。聖德太子の御母、穴穗部間人皇女と穴穗部皇子とは、年壽未詳であるが、崇峻天皇の御兄弟にわたらせられるところから推せば、用明天皇とは、少くとも御同年以上の御年輩でなければならず、長

幼の順を以てすれば、用明天皇か、穴穗部皇子か、まづ即位せらるべき筈であるが、生母の尊卑に依つて、嫡庶を定むる當時の習俗に依り、皇女石姫の御腹に生れ給へる敏達天皇が、御年少を以て、まづ第一に皇太子に立たせ給うたのである。

太子は、後には用明天皇の第一皇子と稱せられるが、御誕生當時は、御父君は未だ立太子せられず、たらばなのごよみの橋豐日皇子であらせられ、御年は五十六歳と推算されるのである。

推古天皇の元年四月、庚午朔己卯、太子は皇太子に立たせられ、同時に攝政の大任に就かせられたのである。攝政とは、天皇に代つて萬機を總攬せられることであるが、皇太子を以て攝政となられたのは、建國以來、僅にお三方しかましまさぬのであつて、實に聖德太子を以て嚆矢とする。後になつて、齊明天皇の御代、中大兄皇子(孝德天皇の皇太子として、大化の改新を成就遊ばされ、後に御位に即かせられて、天智天皇と申し上げる)が、再び皇太子として立ち給ひ、同時に攝政となり給ひ、又、今上陛下が、御父大正天皇の晩年、御不例に渡らせられ、親しく政務を齎すことが出来なくなつたので、時の皇太子として、攝政の任に就かせ給うたが、いづれも、聖德太子の先例に據られたものである。

## 二、三寶の興隆

攝政の任に就かせられた翌年、即ち推古天皇の二年、太子は、天皇の御名に於て、三寶興隆の詔を發せられた。(拾遺の(六)参照) 佛教が百濟から公に我が國に傳來したのは、欽明天皇十三年といふことになつて居る。(これには異説がある) 爾來、これを尊信すべきか否かに就いて、大論争が行はれ、物部、蘇我の二大閥族の、政權争奪的黨争がこれに絡んで、一層激化し、結局、排佛派の物部氏は遂に滅亡し、崇佛黨の蘇我氏が、私に我が世の春を謳歌して居たところへ、此の詔が換發せられ、佛教傳來五十餘年にして、こゝに始めて佛教崇敬が國是として確定したのである。それ故に、佛教徒中、太子の盛徳を讃仰するの餘り、動もすれば常軌を逸し、反つてこれを冒瀆することさへ辨へざるものゝ出たのも、一應肯かれると同時に、排佛一派の徒が、太子を以て、佛教偏重であると難じ、國體を誤るものゝ如く曲論するのは、當らざるも甚だしいものである。太子の佛教興隆は、もとより太子の佛教篤信に基くものであるけれども、決して單なる佛教興隆のためのみの御努力ではなく、信仰に依つて民心に歸趨を與へんと、宏遠なる理想に出でたものであることは「十七條憲法」に依つても明かである。

太子が、高麗の僧慧慈に就いて佛典を學ばれたことは事實であるが、慧慈法師の來朝したのは、推古天皇の三年、即ち三寶興隆の詔が換發せられた翌年で、太子二十三歳の時のことであるから、其前既に太子が、佛教を信奉せられて居つたことは、想像に難くない。御父用明天皇が、夙に佛教を信じ給うたことも亦正史の載するところであり、又、天皇及び太子とも、深き血族關係を有する蘇我氏は、崇佛派の頭目であるから、太子の佛教信仰は、年少時代、夙くも御家庭及び環境に於て、涵養せられたものと拜察することが出来る。この年少時代からの體驗が、三寶興隆の詔勅換發と、必然的因果關係あることを見通してはならない。

## 三、内政の革新

三寶興隆の詔に依つて、まづ民心に嚮ふべき指標を與へられた太子は、爾來親しく政治の實際に當ること九年、即ち推古天皇の十一年、御年まさに三十歳の時、一大英斷を以て、冠位十二階を制定せられた。これは、豪族の世襲に依る舊制度を打破して、人材登用の途を拓かれたもので、權臣閥族にとつては、一種の折伏的宣言とも見るべきものであつた。(第六章の(二)参照) 尋いで翌十二年には、更に彼の有名なる「十七條憲法」を發布して、一君萬民、君民同治の、日本的民主主義の國體を明徴

にし、和親協力、國運を隆盛に導くべき規範を示し給ひ、(第六章の(三)参照)かくて學藝は進み、産業は興り、救濟賑恤の社會施設は備はり、國民生活は一、新せらるゝに至つた。殊に文化面に於ける太子の寄與は、極めて大なるものがあつた。後世から、日本文化の源流と仰がるゝ、謂はゆる「飛鳥文化」を創造されたのは、一に太子の力に負ふと言つても過言であるまい。

内政上に、かゝる偉績を挙げられた太子は、外交上に於ても、亦劃期的な大功績を貽された。徹底平和主義を標榜された太子は、三韓に對する出師に早くも見切りをつけ、その背後の勢力たりし隋國との國交調整に主力を注ぎ、そうして當時世界の一等國を以て、傲然自ら居り、我が國を屬國視するが如き態度を示して居た隋國に、再度まで小野妹子を遣はして、見事に對等國としての、國際的地位を獲得せられしが如き、これを當年の國際事情に照し合せて、その卓識巨腕、たゞ驚嘆の外はない。(第七章「平和の外交」参照)

その間また、能く海外文化人の來朝を歓迎し、或は學問僧、留學生等を海外に派遣して、大陸文化の採長補短に力め、これに依つて、新日本文化を創造せられたのである。

#### 四、馬子と弑逆

事は、太子攝政以前に屬するのであるが、御生涯中の重大事件であり、且つ、太子攻撃派の唯一の論據とされて居るところの、蘇我馬子の使喚にかゝる、崇峻天皇弑逆事件に關して、一言しなければならぬ。(詳細は拙著「聖德太子と逆臣馬子」を参照せられたい)

馬子の行爲が、天人俱に許さぬ大罪であることは、辯疏の餘地が無い。しかし、太子がこの大逆罪の使喚者たる馬子に對して、誅伐を加へなかつたのは、佛教の因果説に惑はされたもので、誠に奇怪至極の大失態だといふのが、太子を難するものゝ論旨である。しかし、この事件の起つたのは、崇峻天皇の五年十一月のことであつて、太子御年僅に十九で、まだ皇太子にも攝政にもならせ給はぬ時であつたばかりでなく、當時、蘇我氏の權勢頗る盛んであつて、その勢は往々にして皇室を壓し、弑逆の下手人東漢直駒（ヤマトのあやのあたひこま）をして、「唯大臣あるを識つて、未だ天皇の尊（そん）を識らず。」と放言せしめたほどの情勢でもあり、天皇の御遺骸を「即日これを葬」つて、上下一人の怪しむものもなかつたといふような時代であつたことを思ふと、如何に太子が、忠憤已み難く、馬子誅伐に奮起されたとしても、兵力を有せざる太子としては、遺憾ながら無謀の企てであつて、成果を期し難いこと言ふまでもない。太子が、忍び難きを忍び、堪へ難きを堪へて、敢て自ら輕舉を戒められたのは、這般の事情を明察せられて居つたからであらう。

難者又曰はく、然らば、太子が後年、萬機を總攬せられる攝政の大任に就かせられた時、何故に、馬子を貶黜へんちゆうされなかつたかと。しかし、太子が攝政の任に就かれた爲めに、皇威遽かに振ひ、直ちに實力を以て、權臣蘇我氏を倒し得るといふ譯にはゆかなかつた。萬一逆臣排斥の舉が、不利の結果を招いた場合は、横暴饜おぼくなき彼の徒に依つて、皇室の安危さへ測られず、存亡さへ危ぶまれるほどの實情であつた。その上、太子には、謂はゆる惡人攝受しやうじゆの本願があつて、馬子誅伐だけを、唯一最上の重大課題とは考へられなかつたと想察されるのである。又若し、現状を以て進むならば、第一の馬子を亡ぼしても、第二第三の馬子が出て來るであらうことの虞おそれが、十分にあつた。是に於て太子は、一大勇猛心を振ひ起して、氏族制度の打破を斷行し、人材登用の途を拓き、一君萬民、君民同治の國體を明徴にして、萬機を公論に決するの新體制を布き、以て第二第三の馬子の出づる途を、完全に封殺ふうさつされたのである。

又或は曰はく、これを誅伐されなかつたのは、已むを得ないとしても、そうした不都合な人物を、大臣に重用し、國政に參畫せしめられたのは、大義名分上、何とも申し譯が立つまいと。これ亦、皮相の短見である。蘇我氏は、大臣の家柄であつて、太子が任命せられるとせられないとに拘はらず、蘇我氏の嫡男は、世襲的に大臣になるのであつて、それが、氏族制度の弊害の一つであつた。太子と

雖も、如何ともすることが出来なかつたのである。そこで、冠位を制定したり、憲法を發布したりして、直接間接、かうした氏族制度の不合理を是正しようと、努力せられたのであつたが、そう簡單には片づかせ、大化の改新に至つて、漸くその實現を見るを得たのである。

太子に對する非難攻撃は、古來尠くないが、以上の問題が、その根本であつて、他は謂はゆる排佛派か、然らざれば、偏狹なる國漢學者、國粹論者等が、時勢を知らず、太子の眞意を解せず、太子を以て、佛教を偏重して、神儒兩教を輕んずるものゝ如く、獨斷曲論したものであつて、多く辯駁の要を見ない。

## 第六章 德治の内政

### 一、太子時代の内外政情

太子攝政以前の國情は、概して國民の思想は尙ほ甚だ幼稚で、生活程度も低く、従つて、文化の見るべきものも無かつたと言つてよい。加ふるに、氏族制度、封建制度の弊害は、その極に達し、政權は、少數閥族に依つて壟斷ろうだんせられ、國政は、黨同伐異とうぼうい的勢力抗爭の具に供せられ、國家の要路要職は、

悉くこれ等豪族の世襲であつて、閥族に縁故を有せざるものは、如何に才幹技能を有するも、これを伸ぶるの途なく、上意は下達せられず、下情は上通せられず、國運も伸長するに由なき状態であつた。即ち、中央政界に於ては、蘇我、物部、中臣、大伴等の權門が、世襲的に要衝を獨占し、地方に在りては、國司、國造、伴造等が、これまた傳統的に土地人民を私有し、一般庶民は、直接己れの支配者たる氏族あるを知つて、天皇、皇室のましますことさへ、知らないといふ實情であつた。

内政が、かういふ状態であるから、國力の進展も、文化の向上も、到底望み得られず、まして對外的には、國を擧げて、盲目であつたこと、言ふまでもなかつた。應神の朝に、儒教が傳へられ、欽明の朝には、佛教が移入され、その影響に依つて、多少文化向上の跡が、認められるようになったけれども、しかし、それを十分に攝取し消化して、日本独自の文化を創造するといふ域には、まだ／＼到つて居らず、大陸諸國には、日本國の存在さへ、知られて居なかつたし、知つて居ても、どこかの屬國位にしか、見られて居なかつたといふ程度であつた。

太子は、實に、かうした内外情勢の中に生長せられたのであつたが、しかも、閥族中の兩巨頭たる、蘇我、物部兩氏の抗争は、いよく熾烈を極め、物部守屋等が、佛像を、難波の堀江に投じたのは、敏達天皇の十四年三月、即ち太子十二歳の時であつた。この年八月、天皇崩御、太子の御父用明天皇、

が繼いで踐祚せられたが、元年早くも御不豫、翌二年四月に崩御あらせられた。時に太子僅に十四歳、御母后と俱に、悲しき御服喪中、穴穗部皇子、物部守屋の異變があり、次いで即位せられた崇峻天皇は、御在位五年にして、非業の御最期を遂げさせられた。斯く相次いで起つた世情の變遷、御近親の悲歎事に、御心を傷めながらも、聰明無比の太子は、其間に蟠る禍根を看過し給はなかつた。

崇峻天皇に次いで、御位に即かせられたのが、推古天皇であつて、即ち、太子の叔母君に當らせられ、實に日本最初の女帝にましますのである。そして、天皇即位の年四月、太子を皇太子に立て、同時に攝政に任じ、萬機を擧げて御一任遊ばされたのである。太子、時に御年二十歳であつた。

## 二、冠位十二階の制定

世路の艱難を身近に觀じ給ひし太子は、攝政第二年、即ち推古天皇の二年二月、まづ三寶興隆の詔を渙發せられ、太子親ら大臣等と共に、寺塔の建立に力められると同時に、盛んに大陸の文化を移入し、率先して、國民思想の善導向上を圖られたのである。かうしたことを、多年に亘つて續けられて居る間に、太子に對する一世の景仰は、求めずして聚まつて來たのである。その間に處して、練思構想、細心周到の用意を以て、計畫を樹て準備を進め、その間約十年の歲月を閲し、機熟するを見て、

いよ／＼その實現に着手せられたのが、冠位十二階の制定であつた。

冠位十二階とは、

- 大徳冠 紫 (大小の別は、色の濃淡を以て分つ)
- 小徳冠
- 大仁冠 青 (木)
- 小仁冠
- 大禮冠 赤 (火)
- 小禮冠
- 大信冠 黄 (土)
- 小信冠
- 大義冠 白 (金)
- 小義冠
- 大智冠 黒 (水)
- 小智冠

であつて。その則るところ、或は五行(木火土金水)であると言はれ、或は儒教の五常(仁義禮智信)だとも言はれて居るが、五行とすれば、大小合せて十階であるべきなのに、十二階であり、五常とすれば、仁を第一位とすべきであるのに、その上に徳を加へてあるところから觀れば、太子が、移入の文化を鵜呑みにせず、一旦これを自主的精神の坩堝るつぼに容れて、日本的に熔解した上、自在無碍に取捨

按排あんばいせられたものと、拜察せられるのである。殊に、徳を以て、十二階の最上位に置かれたところに、太子の政治理念が、法治に在らずして徳治に在るといふことが、拜されるのである。

太子が、海外から移入せる文化を、鵜呑みにされなかつたといふ實例の一つ、……それはまた同時に、國語尊重といふ、自主的態度でもあるが、……冠位十二階の第一位の大徳を、支那流に「タイトク」と訓ますに、「マヒトギミ」と訓ませられたことである。この事實は、支那唐代初期の著作たる、「翰苑」といふ古書の中に發見されたのであるが、「翰苑」は、もと三十卷の書であるが、早く散逸して、現在は、太宰府の西高辻家に、最後の一卷(鎌倉以前の古寫本)だけが残つて居り、此の書の「蕃夷部」中に、この冠位十二階のことが記されて居る。それに據れば、「倭國其官十二等、一曰摩卑兜吉寐、華言 二曰小徳、三曰大仁、四曰小仁、」等とある。華言即ち支那語では大徳といふが、日本言葉では、摩卑兜吉寐まひこぎみと訓んだことが明かである。小徳以下を、何と訓まれたかは、明かでないが、それ／＼、日本言葉で呼ばれたであらうことは、察するに難くない。縦令、文字は借りても、言葉までは借りないといふ、太子の自主的識見を窺ふべき、好個の資料と言ふべきである。

この冠位十二階制定の眞意が、閥族獨善、黨同伐異、政權壟斷といふ、當時の積弊を掃除し、門閥家柄の如何を問はず、汎く有爲有能の人材を登用し、次第累進の新方途を拓いて、清新明朗なる新政

治を行はせられるに在つたことは、拜察するに難くない。但、當時、何人が何の冠位を賜はつたかは、詳かでないし、且つ積年の弊習を、根本的に改むることは、極めて至難の業であるから、名門名族などは、祖先以來の功勞に依つて、優先的に上位の冠を授けられるといふようなことも、あつたかも知れない。しかし、『日本書紀』に散見するところを拾つて見ると、

大德 境部臣雄麻呂

小德 巨勢德大臣、高向玄理等

大仁 鞍作鳥、上毛野形名、阿曇連比羅夫等

大禮 小野臣妹子、吉士雄成等

がある。鞍作鳥は、歸化人司馬達等しほたらぞの孫であり、三代續いて忠勤を勵んだといふこともあり、殊に鳥は、空前の大藝術家として、多くの佛像を製作したこと、元興寺の御本尊を金堂に安置する時、佛像が大きくて堂の扉を壊すか、佛像を削るかしないと、入らないといふ時に、鳥はどちらにも傷をつけずに、安置したといふ功勞などを取り上げられて、一躍、大仁の位を賜はつたのであるが、誠に異例といはなければならぬ。

又、小野妹子は、大した名門の出といふでもないが、遣隋使節としての功に依つて、大禮位を授けられて居るし、上毛野形名や、阿曇連比羅夫は、蝦夷遠征の功に依つて、大仁位を授けられたものであらう。このように、功有るものは、門閥の如何に係らず、内地人、歸化人の區別もなく、禮遇を受けられるところに、この制度の潑刺たる新味が示されて居り、その後世に及ぼした影響も、尠くないのである。

### 三、十七條憲法の發布

「十七條憲法」は、冠位十二階を制定せられた翌年、即ち推古天皇の十二年に、創定發布せられたのであるが、『日本書紀』に依れば、「皇太子親ら、肇はじめて憲法十七條を作りたまふ」とあつて、これは百僚有司の手に成つたものでなく、攝政皇太子御自身の肇作であるといふことを、忘れてはならない。即ちこの十七條憲法は、我が國憲法あるの始めであつて、當時に於ける、内政革新の、劃期的大英斷であることは、もとより言ふまでもなく、永く我が國史上に、特筆せらるべき不朽の盛事と謂ふべきである。

十七條憲法の精神を要約すれば、徹底平和主義に立脚して、黨争を絶滅し、門閥的隘路を打開し、世襲的特權に制限を加へ、廣く人材を天下に求め、一君萬民、君民同治の國體を明徴にして、國民生



活の本義を正し、社會の秩序を維持して、背私向公、親和協力の實を擧げ、民力の休養を圖つて産業を奨励し、政治運用の上に於ては、萬機公論に決すべしとする、天皇制下の民主々義を採り、極めて進歩的態度の上に、築き上げられたものである。殊にその謂はゆる徹底平和の理想を實現し、徳治主義政治を行ふべき基盤を、敬虔にして熱烈なる佛教信仰に置かれたことは、太子攝政三十年間の鴻業に光輝あらしめたところの淵源を、こゝに見るべきである。(第十六章「不磨の大典」参照)

## 第七章 平和の外交

### 一、對韓問題の經緯

太子の内政革新上に於ける功績は、もとより以上に盡きたといふのではないが、其の外交上に於ける偉績に至つては、更に一段の精彩を放つて居るのに、驚嘆せしめられるものがある。

我が日本民族と、朝鮮民族との交渉は、遠く神代の昔に始まると言はれて居るが、兩民族が、互に國家を形成してより後に生じた劃期的交渉は、仲哀天皇の御代のことであつた。即ち、神功皇后が三韓を征伐せられて、任那みまなに日本府を設け、我が國司を置かれたことがそれである。任那は、その以前

から、我が國と親密な關係にあつたが、新羅しらが任那を併呑せんとする野心を懷いて、離叛を謀つたために、神功皇后は、新羅を討つて任那を安定されたのである。百濟くだらは、神功皇后の新羅征伐後、四十餘年目に來貢し、爾後我が國の保護を受けて居たが、高麗こまは寧ろ反抗的立場にあつた。彼我兩國の關係を簡單に言へば、半島の北部に勢力を占めて、最も優勢なる高麗は、しばしば新羅の後押しをして、任那及び百濟を侵さうとし、百濟は高麗及び新羅の壓迫を遁れるために我が國の保護を請ひ、我が國は、百濟を擁護して、任那を維持しようとして居たのである。かうした關係から、我が國と百濟とは、極めて親密で、初めて文字及び支那の典籍を、我が國に傳へた阿直岐あじきや王仁わには、百濟から來たのであり、佛教も、百濟から渡來したのである。

さて、任那の日本府が勢力のあつた時代は、日鮮兩國の關係も、至極平穩であつたが、日本府の實力が衰へるに隨ひ、半島の平和も、いつしか亂れて行つた。雄略天皇の朝に、任那の國司、吉備田狹が、新羅と通じて謀叛を起したのが端となつて、任那は漸く衰頽し、天皇の征討軍は、諸將の一致を缺いて、敗退の已むなきに至つた。しかも、時を同じうして、高麗は百濟を侵畧したので、形勢はいよいよ我れに不利となり、任那の日本府は、金海から安羅に退き、結局、任那の過半を抛棄するに至つたのである。次いで、繼體天皇の御代に及び、任那日本府は、もはや回復し難き窮地に陥つた。

歴代の天皇はいづれも、新羅を討つて、任那を應神朝の隆盛に復さうと思召されたのであるが、事志に副はなかつた。宣化天皇の次に立たれた欽明天皇は、殊に其の御志強く、御即位の年、大伴金村以下の群臣に對して、新羅征伐のことを諮り給うたが、それは遂に實現されなかつた。かくて二十三年、任那日本府は、新羅の亡ぼすところとなつた。天皇は殊の外これを残念に思召され、幾たびも任那回復を計畫されたが、成功を見るに至らなかつた。そうして、三十二年四月、御病篤きに及び、皇太子（後の敏達天皇）を御枕近く召されて、任那回復の御遺詔を賜はつた。次いで即位せられた敏達天皇は、この遺詔を拜して、先づ當時百濟に在りし日羅を召還して、任那再建の方策を徵せられたが、それも遂に實行せらるゝに至らず、一方國內には、物部、蘇我兩氏の抗爭軋轢が益々激化したために、海外に大軍を送ることを許されず、次の用明、崇峻の兩天皇も、亦、任那再建に着手せられずして崩御せられ、次いで立たれたのが推古天皇であつた。

## 二、太子の深謀遠慮

上に述べた如く、朝鮮問題は、未解決のまま、歴朝から持ち越された懸案であり、従つて、攝政たる聖徳太子にとりては、その雙肩に繫けられた重大使命であつた。たゞ推古天皇の八年二月、新

羅がまた任那を侵畧したので、境部臣を大將軍として、穗積臣を副將軍として、一萬の兵を以てこれを討たせられた。我が軍は、任那に着して直ちに新羅を攻め、一旦大勝を博して凱旋したが、我が軍の歸還直後、新羅はまた任那を侵攻した。當時支那は、隋が天下を統一して、朝鮮半島の北部に野心を抱き、新羅はこれと氣脈を通じて居つたのである。そこで我が朝廷では、重大決意を以て、新羅の徹底的膺懲を企てんとし、推古天皇の十年二月、太子の御實弟、來目皇子を征討將軍に任じ、諸の神部及び國造伴造等、兵二萬五千を授けて出發せしめられたが、皇子は、四月筑紫に御着、御渡航準備中病に冒され、翌十一年二月遂に薨去せられた。依つて朝廷に於ては、同年四月、來目皇子の異母兄、當麻皇子を新に征討將軍に任じ給うたが、皇子の船が、難波から播磨に赴かれた時、御同行の妃舍人こひね姫が薨去されたために、途中から歸京された。太子は、この再度の蹉跌に、深く思ふところあらせられたものと見え、以後遂に新羅征討の軍を發せられることなく、専ら力を内政の改革刷新に注がれ、國內の整備と國力の充實とに力めらるゝと共に、進んで支那との國交に主力を傾けられたのであつた。こゝに太子の深謀遠慮が窺はれるのである。

## 三、妹子を隋に遣はす

欽明天皇の御遺詔を、次々に承け繼がせ給ひし敏達、用明、崇峻の各天皇が、いづれも熱烈に念願せられた新羅征討、任那回復の事も、推古天皇に至つて、一時は新羅の降伏を見たのであるが、反覆常無き新羅の態度よりして、これを干戈に訴へて解決することの、不可能なるを察せられた聖德太子は、遂にこれを斷念せらるゝに至つたのであるが、それには、當時の交通事情に於て、屢々大軍を海外に送ることは、その危険と失費とが餘りに大なること、我が遠征軍が、豪族の私兵の聯合軍であつたために、互に勢力争ひをして、所期の戦果を挙げ得なかつたこと、隋國が三韓に野心を懷き、新羅はこれに内通して居るために、我が國に對して、衷心より歸順せしめることが困難であつたこと、皇室の實力乏しきに乗じ、遠征の豪族が、互に賄賂を貪つて、好みを新羅に通じ、往々にして謀叛を企つるものもあつたこと等々、その主なる理由に數へ得るであらうが、筆者は、太子の平和主義外交を以て、その第一理由に擧ぐべきだと思ふ。「十七條憲法」の首章に於て、和の重要性を闡明せられて居る太子は、内政に於ても、外交に於ても、徹頭徹尾、平和主義を以て一貫せられたのである。欽明天皇の御遺詔、及び歷代天皇の思召を繼承して、一旦は膺懲の軍を新羅に送られはしたが、干戈に依つて國際問題を解決することは、もとより太子の欲し給ふところではなかつた。太子が人命の危険と、財物の損失とが餘りに多くして、その効果が、殆ど期待することの出来ない對韓出兵を、斷念せられたのは、

そのためと見るべきであらう。殊に、太子の活眼は、早くも新羅の背後に、隋國のあることを看過がし給はなかつた。一度こゝに着眼せられた太子は、隋國と國交を締結することに依つて、對韓問題を、平和の裡に解決し、しかも彼國の制度文物を直接に移入して、我が國文化の進展に資したいといふのが、太子の眞意であつたと拜察する。推古天皇の十五年、大禮小野妹子を隋に遣はされたのは、實にその第一歩を踏み出したものであつたと言へる。

日支兩國の交渉が、遠く上代に始つて居ることは、各方面から立證されるが、支那の古い史籍に據れば、多くは我が國を屬國視して居る。しかし、これは必ずしも我が國が、屬國的態度を以て、支那に對したといふ證據にはならない。

#### 四、隋煬帝大に怒る

遣隋使に任ぜられた小野妹子は、春日臣の一族で、近江國滋賀の小野を領して居た。通譯として隨行した鞍作福利は、司馬氏の一族、即ち歸化人の裔であつた。朝廷から特派された修交使節として、國書を捧呈したであらうことは、想像に難くないが、遺憾ながら我が國史に、これを徴すべき記載が無い。但し支那の歴史には、

煬帝大業三年（丁卯）、倭王多利思比古、遣使朝貢、使者曰、開海西菩薩天子、重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人、來學佛法、其國書曰、日出處天子、致書日沒處天子、無恙、帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷書有無禮者、勿復以聞、（拾遺の（七）參照）

とある。當時支那は、隋の統一の業成り、矜驕傲岸一世を曠しうしたと言はれた煬帝が、四百餘州に君臨して居つたのである。蠻夷を以て目せられる日本から、かうした對等國、或はそれ以上の見識を示せる、堂々たる國書を送られようとは、夢想だもしなかつたであらう。鴻臚卿即ち外交使臣應接の役人を一喝して、今後かうした無禮の書を、執奏してはならぬと怒つたといふ、その光景が目に見えるようである。

煬帝は、一旦大に怒つて見たものゝ、流石に一世の雄と謳はれただけあつて、考を翻へし、獨怪其意氣高邁、遣裴世清等十三人、送蘇因高、來觀國風、

とあるから、我が國の國情風俗等に興味を感じ、答禮かたく、裴世清等を派遣したのであらう。（小野妹子を隋國側にては蘇因高と呼んで居る。）

しかし、煬帝をして、かうした考を起さしめるまでには、妹子の外交的活躍が如何に周到にして且つ徹底したものであつたかは、想像するに餘りあるのみでなく、彼が外交上の手腕の非凡なのに、驚

嘆をさへ感ぜしめられるものがあるのである。

妹子は、隋に留まること約一年、大業四年、即ち我が推古天皇の十六年、裴世清等十三人と共に、百濟經由、筑紫着の順路で、恙無く歸朝した。その際、朝廷に於ては、隋使一行歓迎のために、從來、三韓の使節などを迎へるために建てられたる、高麗館の上に、別に新館を造らせて、歡待優遇大に力めたのである。

#### 五、妹子再び隋に使う

同年九月、一行の歸國に際して、再び小野妹子を彼國に遣はした。これは第一回遣隋の目的たる、對等の國交修訂を、完了せしめんがためであること勿論であるが、同時に、幾多の留學生を送つて、彼國の文化移入に、貢獻せしめんとする意圖も、強かつたのである。そこで、小野妹子を正使とし、吉士雄成を副使とし、鞍作福利を通事として、外に四人の留學生（倭漢直福因、奈羅譯語惠明、高向漢人玄理、新漢人大國）と、四人の學問僧（新漢人日文、南淵漢人請安、志賀漢人惠隱、新漢人廣濟）とを隨行せしめられたのであるが、これ等の人々は、いづれも歸化人であつた。

この時、妹子が煬帝に呈した國書には、

東天皇敬白<sub>ニ</sub>西皇帝<sub>一</sub>、使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解、季秋薄冷、尊候如何、想清念、此即如<sub>レ</sub>常、今遣<sub>ニ</sub>大禮蘇因高、大禮乎那利等<sub>一</sub>往<sub>レ</sub>、謹白不具、

とあつて、全く五角對等の態度を堅く持して、遂に完全に、平和外交に成功せられた太子の見識と、その使命を辱しめなかつた小野妹子の外交家としての功績とは、永く國史に特筆せらるべきものである。(拾遺の(八)参照)

#### 六、遣唐使の先驅

斯くの如くにして、先進支那大陸との對等國交は結ばれ、國威を宣揚すると共に、新に自由交通の路は開かれ、これに依つて、我が國が受けた利益は、物心兩面に亘つて、甚大なるものがあつたことはもとより言ふまでもない。

妹子の遣隋より二十四年、舒明天皇の二年、初めて大上御田鎌を唐に遣はし、その後歷朝この例に従つて、謂はゆる遣唐使を派し、彼國の學問技藝を學ばしめ、文物制度を觀察せしめて居たのであつたが、宇多天皇の御宇、菅原道眞の進言に依りて、これを廢止するまで繼續したのである。言ふまで

もなく、これは、太子の小野妹子遣隋をその先驅となすもので、これに依つて、我が國の蒙つた有形無形の惠澤の、多大なるを思ふ時、我々は、太子の偉業を讚嘆するに、如何なる辭を以てすべきかを、知らないのである。

### 第八章 三經の選擇

#### 一、佛教の國教的地歩

太子と佛教との關係は、餘りにも密接不離であつて、佛教を離れて、太子の御生涯を語ることは、頗る空疎荒涼たるものとなるし、又太子を離れて、日本佛教を説くことは、到底不可能である。それほど太子は、心身を傾倒して、佛教の興隆に盡瘁せられ、そのために、當代及び後世の佛教徒から、最高無上の尊敬を拂はれ、その極、却つて、最眞の引き倒し的な、神祕的迷信的傳説までをも産むに至つたのである。それだけまた、反對側の排佛黨からは、種々なる誤解を招いたり、歪曲されたりして、非難攻撃を加へられるにも至つたのであるが、太子至純の天性に加ふるに、幼少の頃から、具さに嘗められた辛苦艱難の試鍊に依つて、一層佛教に對する信仰心が深められ、それが太子の一言一行

の上に顯現して、政治の革新も、社會施設の整備も、學問技藝の進歩も、文化の向上發達も、悉くこの信仰を中心として行はれ、その至誠徹悃は、世道人心に、多大の感化影響を與へずには置かなかつたことは、もとより當然であつて、そこに太子を讃嘆して、理想的哲人政治家と稱する所以があり、そこに太子を尊崇して、和國の教主と仰ぐ所以があるのである。

太子が、攝政となられた翌年、即ち推古天皇二年二月、天皇は、皇太子及び大臣に對して、三寶興隆の詔を發し給ひ、「諸の臣連等、各君親の恩の爲めに、競ひて佛舎を造り、三寶を敬ふこととなつたのであるが、佛教が、我が國の國教的地位を確立するに至つたのは、これに始まるのである。

## 二、太子の御修學

『日本書紀』に據れば、太子は「內典（佛教）を高麗の慧慈に習ひ、外典（儒教）を博士覺哥に學び、兼ねて悉く通じ給ふ。」とあり、『法王帝說』は、更にこの事を詳述して居る。（第九章の二、聖徳太子の佛教參照）

慧慈法師は、推古天皇の三年五月に來朝したる高麗の僧で、爾來、二十一年の永きに亘つて、日本に滞在し、太子の師としてその教導に當り、研學修養を扶けたのであるが、慧慈に次いで、百濟の僧慧聰も來朝歸化したので、太子は、この兩人に就いて、大小乘の諸經を學ばれたのである。

博士覺哥の人物事蹟に就いては、詳かでないが、三韓から歸化した博學の儒者であつたであらう。太子は、これに就いて、儒學、道教を始め、諸子百家の經典を學び、更に推古天皇十年十月、來朝歸化した百濟の僧觀勒より、天文地理等の學問を習得し、更に翌十一年には、高麗からも僧隆、雲聰の二人が歸化して居り、その後も、名僧知識が續々來朝して居るから、太子の宗教學術に關する研究は、是等の人々に依つて、いよ／＼進み、その造詣はますます／＼深められたのである。

## 三、『勝鬘』『法華』二經の講讀

新生日本、文化日本建設の革新的事業のために、政務頗る多端なる中に、内外の典籍の研鑽に心を潜め、その進境の著しき、往々にしてその師を凌ぐと言はれたのであるが、『日本書紀』に従へば、推古天皇十四年、御年三十三にして、天皇の懇請に依つて『勝鬘經』並に『法華經』を講讀せられたとある。（『法王帝說』及び『法隆寺流記資財帳』には、戊午の年、即ち推古天皇六年太子御年二十五とあるが、今は『日本書紀』に依る。）

爾來、歴代の天皇が、屢々宮中に高僧を召して、親しく佛典の講讀を聞し召されるようになったの

は、實にこの太子の二經講讀が、先例となつて居るのである。又、明治天皇の御代以來、學事御獎勵の思召を以て、毎年新春、宮中に於て御講書始の御儀を行はせられるようになったのも、この先例を襲ひ給うたものと拜察するのである。

#### 四、三經の御製疏

「勝鬘」「法華」二經の講讀を終へられて後數年、太子は更に進んで、右二經の外に「維摩經」を併せてこれに親しく注釋をお書きになつたのであるが、これを三經義疏さんきやうぎしよ、又は御製疏ぎよせいしよと稱して居る。

「勝鬘經義疏」は、太子三十六歳の四月に稿を起して、三十八歳の正月、一年九ヶ月を要して完成せられ、「維摩經義疏」は、三十九歳の正月から、四十歳の九月まで、一年九ヶ月を費して脱稿せられ、「法華經義疏」は、四十一歳の正月起稿、一年四ヶ月を費して、四十二歳の四月に脱稿せられた。(拾遺の(九)参照)

太子が、三經の義疏を著作せられてから、凡そ百六十年後、奈良朝の末期、光仁天皇の寶龜三年、誠明、得清などいふ人々が、渡唐の際、「法華經義疏」と「勝鬘經義疏」とを携行して、龍興寺の靈祐阿闍梨に呈したが、後、支那天台中興の祖と稱せられる、荆溪大師たんねん湛然の弟子、法雲寺みくろくの明空法師が、

たま／＼これを閲讀して感嘆を極め、遂にその注疏を作つて、「勝鬘經義疏私鈔」六卷を著したが、この「私鈔」は、仁明天皇の承和五年に渡唐した、慈覺大師圓仁(傳教大師の弟子、叡山第三世)が、在唐中にこれを見て驚嘆し、寫し取つて、承和十年歸朝の際、將來したのである。

邦人の外國文に依る著述は、太子の「三經義疏」を以て嚆矢とするのであるが、それがまた、外國人に依つて注釋を書かれたといふことも、太子の著作を以て嚆矢とするのである。この一事を以てしても、太子の佛敎教學に關する御造詣が、如何に深かつたかといふことを、知ることが出来るではないか。

#### 五、「法華經義疏」草稿本

三經義疏八卷の中、「勝鬘」と「維摩」との四卷の御親筆本は、いつの頃にか散亡して、現在は、鎌倉時代の板本を、最古のものとして見ることを得るのみであるが、「法華」の義疏四卷は、幸にして太子の御親筆草稿本が儼存し、今御物として、宮中に秘藏せられてある。

「法華經義疏」の草稿本が、太子の御親筆であるといふには、第一、草稿の用紙が、奈良朝以前のものと推定せられること、第二、書風に、六朝寫經の面影があり、推古時代のものとして推定せらるゝこと

と、第三、筆致に、筆者の偉大なる人格を、髣髴し得らるゝこと、第四、字句の増減、文章の改訂に、著作者本人でなければならぬ、苦心慘澹の迹が窺はれること、等の理由があるからである。

この義疏の卷首には、「此は大委國上宮王私集非海彼本」と記されてあるが、由來、佛敎の典籍といへば、悉く支那や三韓から傳來したものばかりであつて、諸經の注疏も、亦、それ等の國の學匠の手に成つたものばかりであるのに、太子の御製疏は、正に太子の御製疏であつて、太子独自の御研究の結果に成つたもので、徒に、外人著作の糟粕を嘗めるものではないといふ、御見識のほどが窺はれるのである。

畢竟、此の三經義疏こそは、全く日本人の手に成つたものであるばかりでなく、日本に於ける最初の著述であり、日本人に依つて成された、外國文の著作としても、亦最初のものであり、日本人の著作の、著者自筆草稿本としても、空前のものである。千三百年以前の、著者自筆の草稿本が、現存して居るといふことは、たゞそれだけでも、世界の何處の國にも無い至寶であるのに、殊にその内容が、獨創の見に富み、永く佛敎々學界を益すること多大なるものがあるといふに至つては、單に我國の國寶といふだけでなく、眞に世界寶ともいふべきものである。

## 第九章 日本の佛敎

### 一、太子以前の佛敎

佛敎の興隆に寄與せられた太子の偉績に就いては、既に叙述を重ねて來たが、更に太子と日本佛敎との關係を觀るに、宗と派とのいづれたるを問はず、太子に負ふところの無いものは、一つも存在しないと云つてよい。そこに、太子が、「和國の教主」、即ち日本の釋迦牟尼佛と尊崇恭敬せられる所以がある。

佛敎が、公然と日本に傳來したのは、普通に「日本書紀」に據つて、欽明天皇の十三年（西紀五五二）（『法王帝説』は八年として居るし、正しくは七年といふ説もある）と言はれて居るが、この年から、聖德太子が攝政となり給ひし推古天皇の元年まで、四十二年、この間、佛敎は、如何なる状態であつたか。

百濟の聖明王が、佛の功德を讚嘆した表を添へて、佛像經論を獻進した時、大臣蘇我氏と、大連物部氏とを中心に、兩黨對立して、深刻な抗争を生じたことは、周知の事實であるが、兩者は共に佛及



びその教である経論が、どのようなものであるかは、全然研究することもなく、たゞ争はんがために争つたといふ形であつた。蘇我稻目は、「諸外國が皆これを禮拜するといふに、我が日本だけが、これを禮拜しないといふのはよくない。」と主張し、物部尾輿、中臣鎌子などは、「外國の神を祭拜することは、日本の八百萬の神々の、御怒りに觸れるであらうから、斷じて入れてはならぬ。」といふのであつて、しかもこの争が、蘇我、物部の二大閥族の、政權争奪といふ、根本動機から出發して居るのであつて、佛教の傳來を好機會として、これを政争の具に供したのである。結局、欽明天皇は、

宜しく情願はむ人に附すべしと、稻目宿禰をして、試みに禮拜せしめたまふ。(『日本書紀』原漢文)といふ、公明なる御裁斷があつたのである。これに依つて、蘇我稻目は、大に喜んで、早速向原の自分の家を寺とし、賜はつた佛像を安置して、禮拜した。これが日本最初の佛寺佛像である。

ところが、その後十數年を経て、天然痘(?)が流行して、當時の醫術を以てしては、その傳染を防止することが出來ず、遂に、天皇も亦、このために崩御遊ばされるに至つた。その頃、蘇我稻目が歿したので、排佛家の頭目、物部尾輿や中臣鎌子等は、時こそ來ればかりに、「惡疫流行は、蕃神なる佛を禮拜するから、國神怒つてこの事があるのだ。」と、妙なところへ理窟をつけて、向原の佛殿を焼き拂ひ、佛像を難波の堀江に投棄するといふ、暴舉を敢てし、折角芽を出しかけた佛教は、一時掃

蕩された形となつたのである。

しかし、そうしたからと言つて、疫病が終息する譯でもなく、否却つてますます猖獗となり、剩へ早魃等の天災まで加はつて、人民の慘苦は極度に達し、天神地祇に祈願しても、一向に驗が無い。そこで疫病流行は、佛の所爲でないといふ輿論的傾向も起り、豐御食炊屋姫(後の推古天皇)が、向原の宮を喜捨して、寺を起すといふようなこともあつて、佛教はこゝに更生することゝなつた。

敏達天皇の御代となつて、蘇我氏は、稻目の子馬子が大臣となり、物部氏は、尾輿の子守屋、中臣氏は鎌子の子勝海が、それ〴〵後繼者として並び立ち、双方とも、親讓りの排佛と崇佛とで、抗争をいよ〴〵激化するに至つた。

折角、更生の機運に乗じた佛教が、例の傳染病が再燃して、敏達天皇も、亦この疫病に罹らせ給ふことゝなつたので、守屋や勝海等は、馬子の建てた寺塔を焼き拂ひ、焼け残つた佛像を難波の堀江に投げ込み、思ひ切つた破佛を斷行したものである。

この年、敏達天皇遂に崩御遊ばされ、用明天皇即位あらせられたが、御即位第二年に、「朕、三寶に歸らんと思欲ふ、卿等議之。」と仰せ出され、群臣の議は、型の如く二派に別れた。馬子は敢然として、「詔は畏し、三寶の功德をすゝめて、聖壽を祈り奉るべきこと、何人か異議ある。」と言つて、豊國

の法師を召して、祈願の法要を修した。これが、佛僧の宮中に入る最初である。「日本書紀」に、「物部守屋大連、邪睨にらみて大に怒る。」とあるところから見ても、排佛黨が、如何に憤慨したかは、想像に餘りあるのである。

佛教傳來このかた、かうして經緯を経て、崇佛派と排佛派とが、深刻なる黨争を繰返して來たが、用明天皇崩御の後、皇位繼承問題で、兩黨の對立抗爭は、惡化の頂點に達し、遂に、物部守屋が誅に伏し、崇峻天皇御即位以後は、佛法興隆の信念の具現とも見るべき、法興寺や四天王寺が建立せられ、その他、寺塔佛像も、次々に造立せられるに至つたのである。

## 二、聖德太子の佛教

「法王帝説」に依れば、太子は「高麗慧慈法師を師とし、王命能く涅槃常住五種佛性の理を悟り、法華三車、權實二智の趣を明開し、維摩不思議解脱の宗に通達し、且つ經部、薩婆多、兩家の辨を知る。」(原漢文)とあるから、大小二乘に亘り、權實二教に及び、全佛教の綱要、これを學び給はざるなく、知り給はざるは無かつたであらう。

然るにも拘はらず、特に大乘經典の中から、「勝鬘」「維摩」「法華」の三部を選択せられたのは、これを所依の經典として、印度の佛教そのまゝでもなく、支那の佛教そのまゝでもなく、日本には、日本に相應せる日本佛教が無くてはならないといふ、高遠な理想から、特にこの三經の徹底的な研究を遂げ、或は天皇に進講し、或は註疏を著作せられるなど、主力をこれに注がれたものと拜察するのである。

即ち、佛陀の慈光は、男女の別に依つて厚薄なく、平等にその惠澤に浴し得らるゝ、所以を明にするために、「勝鬘」を選び、又佛教は、僧侶のみが拈弄ねんろうすべきものではなくて、在俗のものとも雖も、悟徹の境地に到達し得らるゝ、所以を明にするために、「維摩」を選び、そうして、佛教究竟の一乘法として、佛出世の本懷を明かすといふ、大乘佛教の最高峰を明にするために、「法華」を選び、依つて以て、俗無差別、男女平等の日本佛教を、建設せんとせられたものである。現に、太子は、僧侶でなくて俗人であるが、しかも身に袈裟を纏ひ、僧形にして、推古天皇に「勝鬘」「法華」の二經を講讀せられ、身を以て、非僧非俗の在家佛教の、範を垂れさせられたのである。

従つて、太子の佛教は、今日謂ふところの、何宗何派といふが如きものゝ、どれかに屬するといふようなもので無く、強ひて名づくれば、「日本佛教」といふべきである。惜しいかな、この太子の創始開闢せられた日本佛教は、太子御短命なりしたために、十分に生長するに至らず、その後、大陸との交

通頻繁となるに従つて、大陸の佛教が盛に移入せられ、奈良朝に至つて、謂はゆる南都六宗が、蘭菊美を競ふの盛觀を呈しはしたが、これは畢竟、大陸の佛教が、鉢植ゑのまゝ傳來し、次第に根を張り枝葉榮え、花爛漫と咲き亂れたのであつて、太子の考へられた日本佛教とは、相當距離のある、支那佛教そのものであつたのである。

### 三、太子以後の佛教

爛熟の絶頂に上りつめた奈良佛教は、やがて墮落の坂を降ることを免れなくなつた。一方、平安遷都が行はれて、政治の中心が、奈良から平安に移動し、この時、革新を叫んで蹶起し、比叡山を開いて、天台宗を創めたのが傳教大師最澄であり、これと雁行して、高野山を開いて、眞言宗を創めたのが弘法大師空海であつた。この二大名僧に依つて、平安の新佛教が、奈良の舊佛教に代つて、國民の心田に信水を灌ぐこととなり、幾何か聖德太子の日本佛教の理念に、立ち還つたかの觀が無いでもない。しかし、それもいつしか頹敗の傾向を示し、再び革新の必要に迫られ、源平兩氏對立の頃から、鎌倉幕府の初期にかけて、時代に即し、人心の歸趨を捕へて唱道せられた、法然、親鸞の念佛門、榮西、道元の禪宗、天台法華より脱化した日蓮宗の如き、謂はゆる鎌倉の新佛教の顯現となつたのである。(拾遺の(十一)参照)

傳教大師は、謂はゆる南都の六宗(三論、成實、法相、俱舍、華嚴、律)が、或は印度的形式主義に流れ、或は支那的理論主義に墮して居るのを慨して、圓戒禪密四宗融合の日本天台宗を創始するに至り、弘法大師は、傳教大師と共に入唐し、眞言祕密の正宗を傳承して、眞言宗の基を開き、法然上人は、諸宗の奥義を窮め盡したが、自己出離の道を見出すことの出来ないのを歎き、一切經を五度も繰り返して讀破し、たま／＼善導大師の「散善義」(「觀經疏」)に、「一心に専ら彌陀の名號を念じて、行住坐臥、時節の久近を問はず、念々に捨てざれば、是を正定の業と名づく、彼の佛願に順するが故に。」(原漢文)とあるを見て、初めて彌陀の本願の深重なるを知り、出離の要道は、たゞ専修念佛の一行の外に無いといふことを體得して、淨土宗といふ一宗を開創し、親鸞上人は、叡山に上つて、天佛圓密の學を修め、南都に學びて、諸宗の奥義を究め、聖道門自力の難行を勵んだが、往生の一大事を決することが出来ない。そこで、法然上人の念佛他力の門に入り、且つ肉食妻帯を斷行して、非僧非俗の在家宗ともいふべき、淨土眞宗の基礎を定めるに至り、聖德太子の日本佛教の一面を、具體化するに至つたのである。

傳教、弘法、二大師が、並び立つて居た平安朝初期の、劃期的更新の國家は、諸制度文物百般の上

に二大師に依つて興へられたところのものは、決して少くなかつたであらうが、特に聖德太子興隆の日本佛教が、新しい様相を備へて、茲に復活の偉觀を呈したと言へないことはない。殊に、傳教大師の打ち建てられた叡山佛教は、宛然日本佛教の綜合大學の如き一大道場となつて、次代に輩出した、法然、親鸞、榮西、道元等の各宗の祖師達を始めとして、その他の高僧碩德にして、足、比叡山上の土を踏まないものは、一人も無いと言つてよいほどの状態であつた。和國の教主聖德太子薨後の傳教大師は、恰も、釋尊滅後、大乘佛教を大成して、八宗の祖師と仰がれた、龍樹菩薩に比すべきものがあると言へよう。

法然上人に至つて、貴族佛教が平民佛教となり、山林佛教が街頭佛教となり、更にそれに拍車をかけて、絶對他力の無碍の大道を、驀直に勇往邁進せられたのが親鸞上人であつた。

傳ふるところに依れば、親鸞上人は、深く聖德太子の人格を景仰するの餘り、磯長の靈廟に百日の參籠を爲して、一心に祈念し、遂に不思議の靈告を蒙つて、黒谷に法然上人を訪ね、茲に聖道自力の舊衣をかなぐり棄て、淨土他力の新衣を纏つて、念佛の行者となり、更に躍進して、念佛爲本より信心爲本の信仰に徹底し、肉食妻帯の凡形（はなぶら）のまゝ、如來の本願攝取不捨の、涯りなき慈悲の懷に抱かれ得るといふ、大信念を確立するに至つたといふことである。謂はゆる「和國の教主」といふ言葉は、

實に親鸞上人が、聖德太子に獻げられた尊稱である。(拙著「皇太子聖德奉讚講話」参照) 上人が如何に太子を景仰し恭敬して居られたかは、これに依つて知ることが出来る。女人成佛を力説せる新日本佛教、非僧非俗を體現せる新日本佛教、これは正に、聖德太子の意圖せられたる日本佛教の特色であることは、前にも述べたところであるが、親鸞上人は、如實にこれを相承（そうじょう）せられたのである。今日、眞宗寺院が、聖德太子の尊像を安置して供養するのは、實にこのためである。

禪宗は、鎌倉時代の初、宋から傳來したのであつて、直接聖德太子とは、因縁關係は無いと見られるが、しかし、禪宗に於て「維摩經」が「華嚴」「圓覺」「金剛」「瑜伽」等の諸經と共に、最も歓迎せられ、維摩入不二法門、居士一默の場面の如き、重要な公案となつて居て、太子が「維摩經」を選ばれたる根本精神と、一脈の通するものあることを、否定することは出来ない。殊に、純然たる日本的禪を高唱したと言はれる道元禪師は、従前の諸師が、大山名利に結界を作り、女人を禁制して居るのは、如來の佛法でなく、魔子の所爲であると痛呵し、菩薩が「衆生無邊誓願度」と發願する時、女人は衆生にあらずとして棄て去るかと思はれ、男女道俗貴賤その他の差別を論ずべからず、たゞ菩提心の有無を論ずべきのみ、縱令、七歳の少女であつても、菩提心を發せば、人天の導師とすべし、これ佛道極妙の法則である、と喝破して居る如きは、正に太子が、三經選擇の理念と、全く吻合すると

ころの見識といふべきである。

日蓮上人は、「念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊」といふ、謂はゆる四箇格言を振りかざして、諸宗を批判排斥しながら、傳教大師の法華一乘は、文句無しに承服して居り、その思想系統は、明かに現實主義であつて、當相即道、諸法實相の大乗一線道を、最も正直に忠實に、邁往直前したものであつて、日蓮上人も亦、太子の日本佛教弘宣の一役を買つて出たものと言へよう。

かく觀じ來る時、聖德太子が「日本佛教の始祖」であり、「和國の教主」であり、「日本の釋尊」であるといふことは、同時に、太子が「日本文化の母」であり、「理想的哲人政治家」であるといふことと共に、無條件で肯定しなければならぬ。(拾遺の(十)参照)

## 第十章 神道と儒教

### 一、太子と敬神

三寶興隆に對する、太子の御熱意が甚だ熾んであり、従つて、その御事蹟が頗る豪華なものがあるので、後年に至つて、佛教を好まない神官、儒者、國學者等の排佛黨は、偏狹なる感情に驅られて、

太子を以て、我が國古來の傳統たる、神祇を輕んじ給ふものなるが如く誣ひ、「十七條憲法」中には、「篤敬三寶」の一ヶ條を掲げたるにも拘らず、神祇祭拜の條章を掲げないのを以て、これを證據立てようとするのであるが、これは佛教傳來の當時、物部氏、中臣氏等が、「外國の蕃神を祭つては、日本の神々の怒りに觸れる。」と主張したのと同じく、誠にその淺薄な見解を一笑すべきである。

惟ふに、我が國民の敬神の觀念は、原始宗教としての自然崇拜と、人間必然の要求たる祖先追尊との合璧に成つたものであつて、神祇を祭拜するといふことは、現世に於ける災禍を免れて、幸福を求めんとするところに、重點が置かれて居て、まだ來世の幸福を念願するといふが如き、意圖を有しては居なかつたようである。勿論、佛教渡來以前の日本人が、死後の問題や、因果の理法に關して、全く無知であつたとは言へないにしても、そこに高遠博大な、超人者の存在を意識して、これに依憑することに依つて、自己の全生活に、無限の歡喜と、不斷の向上と、永遠の安定とを將ち來さんとするといふような、正しく且つ眞なる宗教を、信奉するといふ域には、到達して居なかつたのである。一言にしてこれを約すれば、當時の一般大衆は、幼稚低級なる自然崇拜教の圈内を、彷徨して居たに過ぎなかつたのである。

そこへ、幽玄微妙なる教理と、絶對無限の慈悲との渾然一體たる、佛教の渡來は、彼等に取つて、

一大光明であつた譯であるのだが、不幸にして彼等の或者は、固陋なる因襲に囚はれて、素直にこれを受入れるといふほどの雅量なく、或者はこれを信奉すると言つても、それはたゞ、諸外國民が、皆これを信じて居るから信すべしといふ、外國追隨主義以外の何ものでもなく、又或者は、君親の恩のために佛舎を作ると言つたように、從來の祖先崇拜に、佛敎を結びつけたといふにしか過ぎない程度であつて、眞に佛敎の何ものたるかを検討し批判して、取るべきは取り、捨つべきは捨てるといふ、理論的考察の結果に出たものではないのである。この間に在りて、獨り聖德太子のみは、この新來の佛敎に對し、自由に討究し、縦横に批判し、大乘佛敎の極髓を把握して、これを顯揚し、鼓吹し、宣布せられたのである。

聖德太子は、新しきを採るに、非常なる勇氣を有せられたものではあるが、さりとして、それ故に、直に舊きを捨て、民心を動搖せしめるが如き、急激なる變革を好まれた譯ではない。即ち、天神地祇を祭拜するといふが如きは、宗教的には幼稚低級であるとしても、國民道德上の儀禮としては、寧ろ醇風美俗として、當然これを疎畧にすべきではないといふ見解から、敢て親らこれを行はせられたのである。『日本書紀』推古天皇十五年二月九日の條に、

詔して曰はく、朕聞く、曩者、我が皇祖の天皇等の、世を宰めたまへる、天に颺り地に踏して、

敦く神祇を禮ひ、周く山川を祠りて、幽かに乾坤を通はす。是を以て、陰陽開け和ぎて、造化共に調ふ。今、朕が世に當りて、神祇を祭祀ふこと、豈怠りあらむや。故に、群臣共に、爲めに心を竭して、宜しく神祇を拜つるべし。(原漢文)

と明記してあつて、その十五日には、

皇太子及び大臣百僚を率て、神祇を祭り拜ふ。

とある。即ち太子の神祇祭拜は、單に一片の布告にとゞまるのではなく、太子は身を以て範を垂れられたのである。この一事を以てしても、太子の神祇祭拜の眞意が、那邊にあるかを、想察することが出来るのであつて、一部排佛黨の非難するが如く、『十七條憲法』の中に、敬神に關する條章が無いからと言つて、太子が、佛に泥して神を輕んずとするが如きは、決して正論でないことを知るべきである。

しかし、又、太子が身を以て、神祇祭拜の範を垂れさせられたからと言つて、太子が、かゝる原始的宗教を、信奉して居られたと考へるのは早計至極である。太子は佛敎の信奉者であつて、しかも神祇を祭拜せられたのは、前既に述べた如く、それは國民道德上の儀禮としてゝはあるが、國民大衆が、まだ宗教と道德と政治との、未分混沌時代に低徊して居る實情に即しての、善巧方便とも解すること

は出来る。従つて、この時代に於ては、未だ神道といふ言葉もなく、今日言ふが如き、神道と稱する宗教が有つた譯でもなく、神社も亦、今日考へられて居るような、内容と形式とを具へたものが有つたのではない、といふことを頭に置いて、太子と敬神の關係を検討すべきである。

## 二、太子と儒教

儒教は、孔子の教、孔子の學のことであるが、儒といふ言葉の意義も、古來學者に依つて異説があつて、必ずしも一定せず、殊に、孔子自ら、自己の説くところを、儒教又は儒學と稱したことは無いのであつて、全く後人の稱呼である。

その儒教が、日本へ始めて傳へられたのは、應神天皇の十六年だといふことになつて居るのであるが、それから推古天皇の御代、聖德太子攝政の時代に至るまで、大凡三百年を経過して居るのであるから、この間に、相當な進歩發達が無ければならない筈であるのに、實際は甚だ遅々として、一向進歩の跡を示して居ない。殊に學問的業績としては、聖德太子以前には、何等記録に遺されたものがない。現に法隆寺の「藥師像光背銘」の如き、我國最古の文章として、無二の國寶と珍重せられて居るものを初めとして、次第に漢字を以て、漢文を書くことが行はれるようになつたのは、實に聖德太子

の時に始まるのである。

太子が、國語を尊重せられ、冠位十二階の最高位の「大德」を「麻卑兜吉寐」と訓まれたといふことは、本書第六章に於て述べて置いた通りであつて、漢字を借りて國語をうつすこと、漢語を用ひて和訓することに、並々ならぬ御苦心御努力を拂はれたのであるが、それがまた、後の人々の、そうした方面に關する努力を喚起し、謂はゆる萬葉假名から、更に進んで片假名、平假名を生むまでになつた。これは、漢字や漢語の問題であるが、やはり儒教の傳來と、その消化とに、緊密なる關係あることを、無視することは出来ない。

そも、儒教は、治國平天下を標榜し、古來、士大夫の學、政治の學を以て本領とせられたものであつて、筆者は、原始儒教を、未組織政治學と呼んで居るのである。その修身、齊家等の、日常彝倫の道を説くのは、治國平天下の豫備的、若くは基礎的行動と見るべきものであつたのである。然るに、聖德太子時代より、更に三百數十年の後になつて、支那が宋の世となり、周濂溪、二程子、朱子、陸象山等の學者輩出し、儒教の哲學思想の影響を受けて、この日常彝倫の道に、倫理學的體系を與へようとしたのである。

日本へ傳來した佛教は、言ふまでもなく漢譯の經典を中心としたもので、佛典を研究するものは、

まづ漢文が自由に讀めなければならぬといふことが、第一條件であり、漢文に通ずるに従つて、自然、文字使用の實力も養はれ、文章も自在に書けるようになることは、當然である。かくて、太子は、儒教を活用することに依つて、大陸の制度や文物を輸入することに、多大の力を致されたのであつて、太子は、佛教のために、敬神の醇風、崇祖の良俗を無視したり、儒教を疎外せられるような、偏狹固陋の態度に、出られなかつたことは言ふまでもない。小野妹子を、二度目の遣隋使として發遣せらるる時には、四人の學問僧と、四人の留學生とを同伴せしめられ、これ等の留學生は、二十年三十年の長期留學から歸つて來て、大化の改新といふ大業に參畫し、その蘊蓄を傾けて、貢獻するところ頗る大なるものがあつたといふが如き、太子の儒教に學ばんとせられた、寛廣な精神の發露と見るべきである。即ち、太子は、前にも言及したように、日本固有の國民道德たる醇風良俗の保存のために、神祇祭拜の儀禮を重要と爲し、官吏政治の學としては儒教を採り、一般國民の精神生活の中核として、佛教を興隆せられたのであつて、太子の理念に於ては、この神儒佛の三者は、三即一と圓融統合せられた、一體のものなのである。

太子は單に、佛教と儒教とからだけ、榮養を攝取せられたといふのではないといふことは、「十七條憲法」に用ひられた古文成語からも、立證することが出来るのであつて、その引用せられた文献は謂

はゆる諸子百家の説、その取るべきは悉くこれを自家藥籠中のものとせられたのであつて、佛に淫するとか、儒に偏するとか、神祇を無視するとか、そんな隘小な我見に囚はれ給ふが如きことは、絶対にましまさないのである。世上没分曉の小人輩が、自己の偏見を準繩として、太子を計らんとするのは、天に唾するにも等しい、愚劣な舉と謂ふべきである。(拾遺の(十一)参照)

## 第十一章 無價の靈寶

### 一、上代文化兵燹を免る

過去千數百年間、國內に起れる天災地變、その幾回なるかは、殆ど數へ難く、殊に戰亂相ついで、古文化の苟も形有るものは、或は破壊せられ、或は燒失し、僅に文献の殘存するものを辿つて、その盛觀を想望するに過ぎないものが多いのである。たゞ何の幸か、大和法隆寺の一廊中、金堂、五重塔、中門、廻廊等が、天災地變にも免れ、兵燹からも防衛せられ、世界最古の木造建築として、儼として存在し、その中の靈寶も亦、今日に護持せられて來たといふことは、佛陀冥々の加被力にも依ることではあらうが、歴代天皇の、特別の外護の賜でもあつたのである。是に依つて、上代日本が、世界に



誇示すべき、如何に優れた文化を持つて居たかを、千載の後に實證し得るのは、我等日本國民の、限りなき欣快事である。

然るに、太平洋戦争次第に苛烈となり、米空軍の爆撃、益々猛威を揮ひ、日本の大中市、殆ど焦土と化し了らんとするに至つた。この時、筆者も亦、久住の家を失ひ、安住の地を得ることの難きに憫んだのであるが、それと同時に、また第一に、皇室の御安泰を禱り、第二に法隆寺の無事ならんことを念願するの情、實に已み難きものがあつた。そこで、筆者の關係して居る聖徳太子奉讃會は、法隆寺及び文部省と協力して、金堂等の主要建造物に對しては、せめて爆風に依る被害からの防衛と、寺内奉安の靈寶を、安全地帯に疎開すること等の、應急措置とを講じたものではあつたが、それでも聊かも心を安んずることが出来ず、焦燥の幾月かを送つたのであつた。然るに、八月十五日、終戦の大詔を拜するに及んで、一面に於ては、國の運命が、奈落の底に沈みゆくのではないかといふ、驚愕と悲痛とに、一時は全く度を失つたのであるが、又、一面に於ては、ヤレ／＼、これで皇室は御安泰、法隆寺は助つたといふ、言ひ知れぬ喜びを感じたのである。

それにしても、全國大中市が、軒並み爆破焼燼した中に、京都と奈良一帯の地が、全然その禍から免れたのはどういふ譯であらうかといふことは、何人も一應疑問としたところであつた。従つて、

そこには、浮説飛び流言行はれ、見て來たような嘘<sup>うそ</sup>までが、眞<sup>まこと</sup>しやかに傳へられもしたのであつたが、事の真相を知るに至つて、實に感激措く能はざるものがある。

今から約二十年ほど前アメリカの東洋美術研究家ウォーナー博士は、日本美術研究のために來朝し、奈良に留まりて、日本上代文化の精髓を體得し、普く日本藝術の内容と形式とに味到し、これを世界に紹介するの勞を吝しまなかつたのである。この日本文化に對する理解者ウォーナー博士が、千數百年來の古都、日本文化の發祥地でもあり、日本藝術の淵藪でもある、京都及び奈良を、戦争の犠牲たらしむるに忍びずとして、米國最高作戦部に對して、陰に陽に進言、建策するところがあつたために、空襲を免れ得たものだといふことである。原子爆弾をまで使用して、日本全土を壊滅し盡さんとする大戦争を續けながら、しかもその敵國の文化を保護して、その過去の榮光を永遠に持續せしめ、且つ、將來の新文化建設の、温床たらしめようとする、血も涙もある米軍の理解ある措置、及び、米軍をして、この理解ある措置を執らしめたる、ウォーナー博士の努力、兩つながら、我等日本人の、永遠に忘るゝことの出来ない、廣大無邊の恩徳であつて、これに對する感謝は、到底、筆舌を以て盡くすことは出来ないのである。(拾遺の(十二)参照)

この章に於て、記述せんとする二三の靈寶は、正に斯くの如くにして護持せられたものであるとい

ふことを、固く心に銘して置きたいと思ふのである。

## 二、薬師像光背銘

度々繰り返すのだが、世界最古の木造建築として有名なる法隆寺、その法隆寺の金堂の本尊として、安置せられた薬師如来像は、日本最古の金石文字たる其の光背の銘文と共に、世界的至寶として今に存し、同寺の釋迦像光背銘や、中宮寺の天壽國曼荼羅（繡帳銘）等と共に、太子傳の最も正確なる基調を爲す、貴き史料である。銘文は、

池邊大宮 治ニ天下ニ天皇。大御身勞賜時。歲次丙午年。召於大王天皇與ニ太子ニ而誓願賜。  
我大御病太平欲坐。故將ニ造寺薬師像作仕奉。詔。然當時崩賜。造不堪者。小治田大宮治ニ天下ニ  
大王天皇及東宮聖王。大命受賜而。歲次丁卯年仕奉。

これを意譯すれば、左の通りである。

用明天皇が、御惱み重らせ給ひし時、それは丙午の年、天皇の元年のことであつたが、推古天皇と聖德太子とを親しく召されて、「我大御病の平癒冀ふために、寺と薬師如来の像とを造り奉仕せよ。」と仰せられたが、その翌年崩御せられたため、遂に造立することが出来なかつた。そこで、小治田に

天下を治めす推古天皇、及び聖德太子は、此の大命を奉じて、丁卯の年に至つて造立の御志を果されたのである。

薬師如来像の由来は、これでわかるが、たゞそれだけで、この光背銘が、無價の靈寶の一つに、加へられるといふのではない。この記録あることに依つて、この薬師如来像が、日本最古の彫刻であるといふこと、日本最古の美術品であることなどが、明確にされると同時に、この銘文が、日本最古の文章であり、日本最古の金石文字であるといふことに依つて、日本上代文化の優秀性の一端を、萬世に傳へてくれる貴重資料だからである。更に、その上に、この薬師如来像は、聖德太子が、御父君の遺詔を奉じて、造立せられたものであるといふところに、太子孝養の至情の發露が、千古日本の孝道に、不滅の精神を吹き込んで居るといふ點に、最も尊いものがあるのである。

## 三、釋迦如来像光背銘

上に述べた如く、薬師如来像は、用明天皇の御發願に依り、推古天皇と聖德太子とが、聖旨を承けて成就せられたものであつて、法隆寺建立の意義も、これに依つて自から明かである。

法隆寺建立以前、既に法興寺や四天王寺などいふ、大寺の建立があり、立派な佛像、莊嚴もあつた

のであるが、この前後造立の伽藍や佛像が、千三百有餘年を経たる今日に至るまで、儼として保存せられ、推古時代文化の典型として、太子の偉徳を偲ぶべき代表的のものとしては、法隆寺金堂と、其處に奉安せられた尊像とを以て、最高のものとされるのである。

薬師如来は、本尊として金堂の間、正面に安置せられてあつたのであるが、今では東の間に遷され、中の間には、金銅釋迦像が安置されて居る。これは、この尊像が、薬師像より遙に大きく、これを中央に安置した方が、左右の諸像との釣合が取れてよいといふ、便宜主義に基づいたもので、決して、教義上、そうしなければならぬといふ、必然的な理由があつての事ではない。従つて、金堂の本尊は、依然、薬師如来であることに、聊かの變りもないのである。

ところで、今現に、金堂の中尊の如く、金堂の中央正面に安置せられてある釋迦如来像の光背の銘が、また薬師像光背銘と、並び稱せられるところの、貴重なる金石文である。左にこれを掲げる。

法興元卅一年。歲次辛巳十二月。鬼前大后崩。明年正月廿二日。上宮法王枕<sup>フシ</sup>病弗<sup>ニ</sup>愈<sup>ヨロコブ</sup>于食<sup>ヲ</sup>。王后仍以<sup>テ</sup>勞疾<sup>ミ</sup>。並着<sup>ニ</sup>於床<sup>ニ</sup>。時王后王子等及與<sup>レ</sup>諸臣<sup>ヲ</sup>。深懷<sup>ク</sup>愁毒<sup>ヲ</sup>。共相發願<sup>ス</sup>。仰依<sup>テ</sup>三寶<sup>ニ</sup>。當<sup>ニ</sup>造<sup>ル</sup>釋迦尺寸王身<sup>ヲ</sup>。蒙<sup>リ</sup>此願力<sup>ヲ</sup>。轉<sup>ジテ</sup>病延<sup>レ</sup>壽<sup>ヲ</sup>。安<sup>ニ</sup>住世間<sup>ニ</sup>。若是定業<sup>ニ</sup>。以背<sup>ク</sup>世者<sup>ヲ</sup>。往登<sup>リ</sup>淨土<sup>ニ</sup>。早昇<sup>ニ</sup>妙果<sup>ニ</sup>。二月廿一日癸酉。王后即世<sup>シ</sup>。翌日法王登遐<sup>ス</sup>。癸未年三月中。如<sup>レ</sup>願敬造<sup>リ</sup>釋迦尊

像並<sup>ユ</sup>俠侍<sup>ヲ</sup>。及莊嚴具<sup>ヲ</sup>。竟<sup>ニ</sup>乘<sup>キ</sup>斯微福<sup>ニ</sup>。信道知識<sup>ヲ</sup>。現在安隱<sup>ニ</sup>。出<sup>テ</sup>生入<sup>レ</sup>死<sup>ニ</sup>。隨<sup>ヒ</sup>奉<sup>リ</sup>三主<sup>ヲ</sup>。紹<sup>ニ</sup>隆<sup>シ</sup>三寶<sup>ヲ</sup>。遂共<sup>ニ</sup>彼岸<sup>ヲ</sup>。普<sup>ニ</sup>遍六道<sup>ニ</sup>。法界含識<sup>ヲ</sup>。得<sup>ニ</sup>脫苦緣<sup>ヲ</sup>。同趣<sup>ニ</sup>菩提<sup>ニ</sup>。使<sup>シテ</sup>司馬鞍<sup>ヲ</sup>。首止利佛師<sup>ヲ</sup>。造<sup>ラシム</sup>。(拾遺の(十三)参照)

此の銘文中、まづ「法興元卅一年」に就いて、次に「鬼前」に就いて、次に「弗愈于食。王后」に就いて、古來學者の異見頗る多く、一々擧げて、一般讀者は、その煩に堪へないであらうから、今は大體、最も穩健なりと考へられるものに從つて、この銘文の意味を述べれば、

法興元三十一年、即ち推古天皇の二十九年十二月の某日に、太子の御母間人大后が崩御になり、その翌年、即ち推古の三十年正月廿一日に、太子が御病氣になられて、食事を愈ひ給はず、太子の正妃膳大刀自(菩岐々美郎女)が、心勞の餘り、また同じく同じ病の床につかれた。重ね／＼の悲しむべき御事情に、他の三人の太子妃や、諸王子達が、國の臣等と俱に、深い哀愁を懷き、諸共に發願して三寶に祈念し、一軀の釋迦如来の尊像、それは太子と等身なるを作り、その功德を以て、御病平癒、長壽安泰なるやう、若しまた、定業止むなく、薨去遊ばされるとしても、速に佛の淨土に往生せられ、無上の佛果菩提に登られるやうにと願つた。しかし、御二人とも、御回春を見ずして、一ヶ月後の二月二十一日に、膳大刀自が亡くなられ、その翌二十二日には、太子が薨去せられたの

である。そして越えて三月中に、發願の如く、釋迦牟尼如來と、其の脇士（俠侍、文殊普賢の二菩薩）との三尊像が完成し、莊嚴安置せられた。此の功德に乗じて、「信道知識」即ち同信同行の一群眷屬も、現世安穩、來世には生死を解脱して、三尊に随ひまつり、不生不死なる涅槃の彼岸に逍遙せられ、而も盡きざる功德により、普く六道三界の衆生も、諸共に苦縁を脱し、共に菩提に轉向せしめられるであらう。この尊像は、司馬鞍くらつくりおびごりの首止利おひごり、佛師をして造らしめたものである。といふことになる。

上述の藥師三尊及び釋迦三尊（拾遺の（十四）参照）が、上代文化史上、重要な意義を有するものなること、凡そ斯くの如くであるが、中にも、太子薨去の年月日が、明にされて居ることは、「日本書紀」の記事の誤りを正し、太子誕生の年代を推定する、根本資料として、最も重要であり、且つその製作者鞍の首止利の名が明に傳へられて居り、その止利の行實も、大體わかつて居ることは、欣快なことである。

この止利佛師といふのは、繼體天皇の御代に歸化した梁人、司馬達等の孫で、即ち、多須那の子、世に烏佛師とも呼ばれて居る。彼が法隆寺の釋迦三尊像を作つた年より、十八年前の推古天皇第十三年に、勅を奉じて銅及び繡を以て、丈六の佛像各一軀を造り、翌年に完成したが、これを元興寺に安

置するといふ時になつて、像が大きくて入れることが出来なかつたのを、烏は考案工夫して、遂に本堂の扉を破損することもなく、佛體を損傷することもなく、無事に安置することを得たといふ話は有名である。（第六章の二参照）祖父以來、三代に亘りて我朝に仕へたるさへあるに、今またこの功を樹てたことにより、大仁位だいじんのかみを授けられ、近江國坂田郡の水田廿町を賜はつた。烏はこの田を以て、天皇の爲めに一寺を建立し、後にこれを南淵坂田寺みなぶちのさかたでら（尼寺）と號した。後世に、我國佛師の祖と稱せられ、史上不滅の名を遺したのであるが、惜しいかな、その歿年月日を詳にしない。

#### 四、天壽國曼荼羅

藥師像にしても、釋迦像にしても、これを單なる上代日本の文化財として、彫刻藝術の立場から、その技術を論じたり、その價值を説いたりすることも、その道の人に取りては、大切なことではあるが、實は、この像に内在する、發願者の信仰は言ふまでもなく、製作者自身の、一刀三禮的、敬虔なる宗教的信念の所産であることを、閉却してはならない。愛翫し、鑑賞するを妨げないとしても、その前に跪坐禮拜する、信仰の對照としての尊像なることを、忘れてはならない。天壽國曼荼羅も亦然りである。

天壽國曼荼羅は、聖德太子の母后、空穗部間人皇后及び太子が、崩落せられたのを、哀悼するの餘り、太子の妃橘姫が、太子が往生せられたであらうと信ずる、天壽國の様相を畫いて、日夕これを拜せんと欲する衷情を、推古天皇に奏請したので、天皇は、多くの采女達に勅して、繡帷二張を作り、これに天壽國の狀を描き、且つこの曼荼羅作成の由來を録させて、これを法隆寺に納め、後、中宮寺に移したものであつて、今現に、その一部の殘缺が、中宮寺の寺寶（國寶）として、護持せられて居るのである。その由來を記せる銘文は、此の曼荼羅の周邊に、龜甲形が百個繡出せられ、その一個毎に四字づゝを配し、全文四百字から成つたものである。その全文は、『法王帝說』に掲載せられてあつて、實物の大部分が散亡し、僅に斷片を留むるのみであつて、天壽國、及び天壽國に於ける太子の生活の全貌は、窺ひ知ることが出来ないが、たゞ銘文の全文を知ることの出来るのは、全く『法王帝說』のおかけである。曰はく、

斯歸斯麻 官治天下 天皇名。阿 米久爾意 斯波留支 比里爾波 乃彌己等。  
 娶ニ巷奇大 臣。名伊奈 米足尼女。 名吉多斯 比彌乃彌 己等ニ爲ニ大 后。生ニ名多  
 至波名等 己比乃彌 己等。妹名 等己彌居 加斯支移 比彌乃彌 己等。復娶ニ  
 大后弟。名 乎阿尼乃 彌己等ニ爲レ 后。生ニ名孔 部間人公 主。斯歸斯 麻天皇之

子。名雜奈 久羅乃布 等多麻斯 支乃彌己 等。娶ニ庶妹 名等己彌 居加斯支  
 移比彌乃 彌己等ニ爲ニ 大后。坐ニ乎 沙多宮。治ニ 天下。生ニ名 尾治王。多  
 至波奈等 己比乃彌 己等娶ニ庶 妹名孔部 間人公主。爲ニ大后。坐ニ 濱邊宮治  
 天下。生ニ名 等己刀彌 彌乃彌己 等。娶ニ尾治 大王之女 名多至波 奈大女郎  
 爲レ后。歲在ニ 辛己。十二 月廿日癸 酉日入孔 部間人母 王崩。明年 二月廿二  
 日甲戌夜 半太子崩。 于レ時多至 波奈大女 郎悲哀嘆 息。白ニ畏天 皇前。曰。啓  
 レ之雖レ恐。懷 心難レ止使下 我大王與ニ 母王。如レ斯 從遊。痛酷 無レ比。我大  
 王所レ告。世 間虛假。唯 佛是真。玩ニ 味其法。謂 我大王應レ 生ニ於天壽 國之中。而  
 彼國之形 眼所レ匡レ看。 怖因ニ圖像。 欲レ觀ニ大王 往生之狀。 天皇聞レ之。  
 悽然告白。 有ニ我子 所レ啓。誠以 爲レ然。勅ニ諸 采女等ニ造ニ 繡帷二張。 畫者東漢  
 末賢。高麗 加西溢。又 漢奴加己 利。令者掠 部奈久麻。  
 これは、少青年讀者には、讀むのに困難だと思ふから、假名をつけたり、返り點をつけたりはしたが、それでも意味が十分に取れないかも知れないから、わかり易くするために、左にこれを延べ書きにして示すことにした。

敷島の宮に、天下を治むる欽明天皇（阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌己等）は、蘇我の稻目の宿禰の女、堅鹽姬命（吉多斯比彌乃彌己等）を娶りて、太后と爲し、用明天皇（多至波名等己比乃彌己等）と、妹の推古天皇（等己彌居加斯支移比彌乃彌己等）とを生み、また欽明天皇は、太后の弟小姊命（乎阿尼乃彌己等）を娶りて后と爲し、穴穗部間人皇女（孔部間人公主—聖德太子の生母）を生む。欽明天皇の子敏達天皇（蘇奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等）は、庶妹、豐御食炊屋媛尊（後の推古天皇）を娶りて太后と爲し、乎沙多宮に坐して、天下を治め、尾張王（尾治王）を生み、用明天皇は、庶妹穴穗部間人皇女を娶りて太后と爲し、地邊の宮（濱邊宮）に坐して天下を治め、聖德太子（等己乃彌彌乃彌己等）を生む。聖德太子は、尾張大王の女、橋大女郎を娶りて后と爲す。歳は辛巳に在り、十二月二十日癸酉日入るの時、穴穗部母王崩じ、明年二月二十二日甲戌夜半太子崩す。

時に、橋大女郎は、悲哀嘆息し、畏みて天皇（推古天皇）の前に白して曰く、之を啓すは恐ると雖も、懐ふ心止み難し。我が大王（聖德太子）をして、母王と共に期せるが如く從遊せしむ、痛酷比ひ無し。我が大王の告ぐるところは、世間は虚假なるも唯佛のみは是れ眞なりと、其の法を玩味するに、我が大王は、應に天壽國に生れ給はむ。しかも彼の國の形は、眼に看み匡がたき所なり、怖くは圖

像に因りて、大王が往生の状を窺むと欲すと。天皇これを聞し召して、悽然として告げて曰はく、一へに我が子の啓す所有るは、誠に以て然りと爲すと。諸々の采女等に勅して、繡帷二張を造らしめたまふ。畫く者は東漢末賢、高麗加西溢、漢奴加己利、令する者は掠部秦久麻なり。

右の如く、この銘文四百字の前半、四十九句百九十六字は、欽明天皇が、蘇我稻目の女を納れて后とし給ひしより、用明天皇が、その庶妹穴穗部間人皇女を后として、聖德太子を生ませられたといふまでの、太子の御血縁御系統を示したもので、それ以下の五十一句二百四字が、この天壽國曼荼羅製作の緣由を記したものである。

かうした因縁を以て生れた天壽國曼荼羅の、如何に立派な尊いものであつたかは、想像にあまりあるが、前にも述べたように、今はたゞ僅にその小断片を存するのみであつて、しかも二張の中、他の一張の方は、断片さへも遺されて居ないといふのであるから、謂はゆる天壽國の莊嚴なる様相は、想像して見る由もないのである。

そこで、此の天壽國といふのは、いかなる國土であるかといふに、諸經典中に、同じ名の國土の記載を見出し得ないので、異説が頗る多く、或は彌勒天宮と見る人もあるが、しかし、これを天壽國といふ固有名詞と見ずに、天壽國即ち不老不死、永遠の生命を得る國土、涅槃寂靜の佛國土の形容と見

れば、天壽は、無量壽の、阿彌陀如來の淨土を意味するものと取られる。然らばこの天壽國曼荼羅は、後に來る淨土教に、深い関係がある譯で、日本佛教の源泉を有すといはれる、太子の思想信仰を究むる上に、極めて重要な資料でなければならぬ。(天壽の天が無字であつて、无壽國であらうといふ説もあり、无壽國とは無量壽國の名稱であるから、西方極樂淨土といふことになる。)

## 第十二章 尊貴の遺蹟

### 一、夢殿

太子が、攝政として萬機を總攬せられて以來、最も多く居られた所は、斑鳩宮いかるがのみやであつた、今の法隆寺の上宮王院、又は夢殿の所在地が、その舊趾だといはれて居る。太子の御別稱を、上宮王、斑鳩太子、等と呼ばれる所以であるが、斑鳩宮を夢殿と呼ばれたわけは、太子が「勝鬘」「維摩」「法華」三經の義疏ぎしよを作られた際、偶々難解の語句に逢着して、其師慧慈法師にも解し兼ねるといふ場合、寢殿の側なる別殿に入つて、審思練想せられると、やがて釋然として氷解されるを常とせられたといふので、時人は、その超凡異常の御様子ごようしを驚嘆の餘り、神人の夢告に因るものと爲し、遂にその御殿を

「夢殿」と呼ぶに至つたものであらう、つまり、太子内觀の道場であつて、神聖なる特別の御殿であつたに違ひない。

現在の法隆寺境内に在る上宮王院は、もと同寺の東院で、斑鳩宮の側に在つた、夢殿の故趾あとに建てられたものと言はれて居る。かく言へば、法隆寺の境内に斑鳩宮があり、その側に夢殿があつたように思ふ人もあるであらうが、太子は、推古天皇の九年に斑鳩宮を興し、同十三年に移り住まはれ、十五年に斑鳩宮の西邊に、法隆寺を建立せられたが、此の斑鳩宮は、蘇我入鹿の暴舉で烏有に歸し、其の後、太子入宮觀法にうぐくわんぽうの勝鬘あまを偲おもびまつるために、夢殿の址に東院を建立して、これを上宮王院と稱した譯である。これが建立されたのは、聖武天皇の天平十一年、即ち太子薨後百十八年目、斑鳩宮が灰燼に歸して後、九十七年目のことである。

現存法隆寺の上宮王院、八角の佛殿が、其の建築の様式に、推古式の跡はなく、奈良朝の形式だと言はれるのも、これに依つて首肯される。此の八角殿裏に奉安されてある本尊は、古來神祕の佛像と語り傳へられて居るが、その佛師の名も知られて居ない。此の觀音は、木彫で、御丈五尺九寸五分、古來これを太子等身像と呼んで居る。尊容は、鳥佛師作の手法に近似し、衣端の襞ひだは、流麗溫雅の曲線を成して居るし、御顔は、慈悲に溢れて、而も威嚴に富み、崇高至極、筆舌の形容し難いものがあ

る。この本尊の外に、前立、聖觀音の立像と、九面觀音の立像とがある。九面の觀音は稀らしいが、これは、本面と太子の御顔とを加へて、即ち十一面觀音の意を寓したものだといふ。猶、東正面には阿彌陀如來の立像を、西正面には太子孝養の立像と、行信及び道詮の像が安置してある。

この夢殿の中に、行信と道詮との像が安置せられて居るのは、どういふ譯かといふに、まづ行信は、大僧都法師位に在る僧であるが、太子御生前、尊き由緒ある斑鳩宮が、長年廢墟となつて居るのを見て、流涕悲歎し、建立の發願を爲して、時の春宮―後の孝謙天皇―に奏上懇願した結果、この夢殿が造營されたのである。かゝる因縁に依つて、行信の像が、この夢殿中に安置せられて居るのであり、道詮は、三論を東大寺の玄耀に學び、法隆寺に住すること四十年、本宗の玄致を唱へて、七大寺の衆侶を統率し、嘉祥三年、仁明天皇の戒師となり、貞觀元年、大極殿の御齋會に列して、第二座の講師となる等、當時學徳を以て、法隆寺を重からしめたがため、行信と床を同じうして、此處に安置せられたものであるといふことである。

## 二、磯長廟

河内國石川郡磯長の御廟も、亦、太子の御遺蹟として、重要なものゝ一つである。太子の母后と

太子と膳部夫人との御遺骨を、合せ葬つた御廟として著名であるが、これは、太子薨後に、新に造營せられたものではなく、太子御自身が、造られた御廟であると傳へられて居るのである。それは、前に記した如く、推古天皇廿九年十二月、母后が崩御になり、純孝なる太子は、自ら墓地を相定し、委曲に指圖して厚く葬りまゐらせ、追孝の誠をさゝげられたことは、寧ろ太子の御人格として、當然のことゝ想はれる。然るに、母后崩後僅に二ヶ月、太子が重き病の枕につかれ、妃の膳部夫人も亦病み、そうして一日違ひに相次いで薨去せられた。此の前後の事情から、太子御夫妻が、母后と同じ處に合葬せられたといふのも、亦極めて有り得べきことで、即ち穴穂部間人皇后、聖德太子、及び膳部菩岐岐美夫人、この御三方の靈廟なのであつて、「三骨一廟」と呼ばれる、比類稀な御廟である。

この靈廟に就いて、梅原末治氏が「聖德太子磯長の御廟」と題して、詳しい研究を發表して居る。それによると、御廟は、丘陵の南腹を利用して造られた圓墳で、兆域は、周圍百五間、塚の内部には、全部切石を以て作られた、間口一丈、奥行一丈八尺、天井までの高さ一丈の部屋があり、これに續く隧道があつて、其の正面の奥の方に、穴穂部間人皇后の御棺があり、前方の右に太子、左に膳部夫人の御棺がある。間人皇后の御棺は、一つの石を彫りぬいて作つたものであり、臺を用ひずに、すぐ地上に安置せられてある。太子及び夫人の御墓は、乾漆製で、石の棺臺の上に安置せられてある。御棺



の位置及び石室の大きさから考へると、此の御廟は、間人皇后御一人のために造られたものであることは、全く疑ひがない。従つて、太子及び夫人の御棺は、後に合葬したものであることも、亦疑ひないといふのである。

これに依つて、讀者は、上代に於ける高貴の方々の御墓が、如何なるものであつたかの一例を學び、墓と人間生活との不可思議な因縁を了得し、報本反始の念を培ふべきである。

### 三、本願の寺院

聖徳太子の遺蹟としては、太子本願の諸寺院を逸する譯にはゆかない。それは、何等かの點に於て、太子と、直接のつながりを有しないものはないからである。中には、太子親ら、設計にも參畫せられ、工人をも指揮せられたであらうとさへ、想像せられるものが無いでもない。

推古天皇二年に、天皇は「皇太子及び大臣に詔して、三寶を興隆せしむ、是の時、諸の臣連等、各君親の恩のために、競ひて佛舎を造る、即ち是を寺といふ。」と「日本書紀」に記録せられてある如く、爾來、次々と、各地に大小の佛寺の建立を見るようになり、推古天皇の三十二年には、四十六寺を數ふるに至つたのである。中に就いて、直接太子所立のものは、或は九個寺とも、八個寺とも、或は七

個寺とも言はれて居るが、少くとも七個寺は、太子發願に係るものとせられ、これを「本願の七寺」と呼ばれて居るのである。

○元興寺——法興寺と異名同寺で、崇峻天皇の元年、佛法興隆を記念して創建せられ、推古天皇の四年に成就したものである。此の寺は、蘇我馬子の發願建立と言はれるが、推古天皇と聖徳太子とがその發願に賛同し給ひ、これを助けて成就されたものに違ひない。後、天皇が、太子及び馬子に告げて、銅繡の丈六佛像各一軀を造らんことを誓願せられ、鳥佛師が命を奉じて謹製し、其の銅像を金堂に安置されたのである。

奈良奠都の後、元正天皇の靈龜二年、元興寺も奈良に遷され、爾來飛鳥の方を本元興寺と呼び、奈良の方を新元興寺と呼ばれ、謂はゆる奈良七大寺（東大、西大、大安、興福、元興、藥師、法隆）の一として、一時は、三論法相の法席、頗る盛んであつたが、今日では華嚴宗に屬して居る。

○四天王寺——太子本願造寺中、最も顯著で、代表的なものは四天王寺と法隆寺とであるが、四天王寺建立の由來は、「法王帝説」に、

丁未の年（用明天皇の二年）六七月（書紀には七月といふ）、蘇我馬子の宿禰の大臣、物部の守屋大連を伐つ。時に大臣の軍士勝たずして退く、故に則ち上宮王、四王の像を擧げて軍士の前に建て誓

つて云はく、若し此の大連を亡ぼすことを得ば、四王の奉爲に寺を造りて、尊重供養せしむと。軍士、大連を勝ち取ることを得て畢んぬ。此れに依つて、即ち難波の四天王寺を造る。聖王、生れて十四年也。(原漢文)

とあるのに依つて、その大體を知ることが出来るが、『日本書紀』は、更にこれを誇張粉飾して、頗る劇的に記述して居るが、今は省略して置く。當時は、權門の二大勢力たる、蘇我、物部二氏を中心として、朝臣も民衆も二黨に分れ、佛教傳來以後は、崇佛と排佛と、截然たる色彩を帯びて、事毎に對立抗争を續けて居たが、用明天皇崩御の後、重大問題に直面して、其の鬭争は遂に頂點に達した。用明天皇の崩御は、二年四月で、その六月に、天皇の異母弟、穴穗部皇子が薨去せられ、七月には、物部守屋が滅ぼされるといふ、誠に慌しい世相であつた。

敏達、用明、崇峻、推古の各天皇と、穴穗部皇子、間人皇后(太子の御母)とは、異腹とは申しながら、皆欽明天皇の御子として、御兄弟であり、又、馬子の妻は、守屋の妹で、近い親戚である。時に、太子は未だ十四歳の少年にましまし、母后と俱に、父帝の御喪に籠り居て、此の慘たる骨肉の異變に遭遇せられたのであるから、純孝にして聰明なる太子の御心中は、拜察すべきものがある。かゝる環境の裡に育ち給うた太子が、御幼少時代から、佛教に對する深き御理解と、篤き御信仰とを有せられ、造寺の發願といふようなことを、夙くから懷かれたであらうことは、十分想像することが出来るのである。

四天王寺といふのは、佛教説くところの三界——欲界、色界、無色界——の中、欲界に屬する天部六種の一、四王天で、須彌山の半腹、四萬由旬の、東方持國天、南方增長天、西方廣目天、北方多聞天(毘沙門)といふ四つの天界で、この四天の王は、欲界の主宰といはれる、三十三天の帝釋に仕へて、八部鬼神を支配し、佛法を信奉する者を護るを任とするといふのだから、四天王寺といふのは、佛法興隆を記念する寺の名として、最も相應しい意味があるとも言へる。

難波は、三韓との往來の要津でもあり、對外的には、日本の表玄関でもある。此處に輪奐壯麗なる七堂伽藍を建立し、外來人をして、まづ日本の精神文化の豊かさを、瞻仰せしむるといふ意味からしても、極めて効果的であつたと言へよう。

黑板勝美博士が、「四天王は、國土守護の力を備へた王である。太子は、佛教を國土守護の意味で採用せられたので、四天王寺建立は、守屋征伐の誓願によるのみならず、當時の任那回復等、半島問題にも關聯して居る、四天王寺の毘沙門天は、西方朝鮮半島に向つて立つて居る。云云」と論じて居るのは、一見識といふべきである。

四天王寺の建立に就いては、用明天皇の二年、守屋滅亡の直後、攝津の玉造に創建せられ、推古天皇の元年に、荒陵はらはかに移したものと、一般に信ぜられて居るが、守屋の亂の平定後、此の造寺を發願し、推古の元年これを荒陵に創建したと見るのが、正しいようである。

四天王寺には、謂はゆる四箇院がある。金堂（本堂）は敬田院きやうでんと呼び、その垣の外の北方に療養院、西北に施藥院、東北に悲田院が配置せられてある。（四箇院のことは、第十三章に於て詳説するであらう。）これ誠に、太子が博愛仁慈の大精神を具現せるもので、我が國史上に見る、最初の社會事業にして特筆を値するものである。

天正四年、織田信長が、大阪一揆を討つた時、四天王寺は兵燹に罹り、元祿三年に再興されたが、享和元年また罹災、文化九年再建されたのが現在の堂宇であるといふのだが、昭和九年九月の大風害のため、五重塔は倒壊し、仁王門は壊滅し、金堂は傾斜したが、同十二年十二月に、仁王門は新築落成し、十五年五月、五重塔の新築を落成したのであつたが、昭和二十年、戦災に罹りて、又々七堂伽藍悉く烏有に歸してしまつた。

四天王寺は、もと何宗にも屬しなかつたのであるが、元和以後、輪王寺の所管に移され、天台宗になつたのである。然るに、昭和二十一年一月二十二日、獨立宣言を發して、天台宗を離脱し、草創の

古に還元した。

○法隆寺——聖德太子と法隆寺、法隆寺と聖德太子、それは形と影といふか、聲と響といふか、全く不二の存在として著名であると同時に、太子が日本文化の祖と仰がれ給ふ所以の象徴として、法隆寺の存在には、最も尊い意義を認めざるを得ないのである。曾て文部省宗教局が編纂したる「法隆寺案内」には、

實に、法隆寺は、我が國古代美術の寶庫である。一處に、此くの如く、各時代を代表せる建築や、彫刻や、繪畫や、工藝品を、豊富に保存せるは、我が國はおろか、世界何れの國にも比類を求むることは出来ぬ。是は全く、創立者たる推古天皇及び聖德太子の御高德の賜である。誠に法隆寺伽藍は、我が國の光輝ある歴史の、具體的表象であるといふのも過言でない。

と言つて居るのは、その存在價值と意義とを、説明して居る。しかし、法隆寺を以て、單に我國古代美術の寶庫であるといふだけでは、法隆寺の面目を説き得て盡くしたとは言へない。法隆寺建立の動機が、那邊に在つたかを考察し、且つ、一に法隆學問寺と呼ばれて、四天王寺が、佛教の大慈悲主義に基づいて、佛教の社會性を發揚し、國民の身心兩方面に亘つて、救濟の手を差し延べることに力を致したのに對して、法隆寺はその謂はゆる大慈の原動力たる大智主義に立脚し、佛教々學研究の道場

として、太子親ら三經を研究せられた芳躅を辿つて、三經院があり、勸學院があつて、今も性相學の研究は、此處に續けられて居るのである。世の法隆寺に參詣するもの、たゞ徒にその外形にのみ眩惑し、その魂に觸れることを忘れてはならない。

法隆寺伽藍の主要部分たる、金堂、五重塔、中門、廻廊の一部は、儼として千三百有餘年前の、推古時代の様式を遺して居り、その他、奈良以降、各時代の建築にかゝる多數の堂宇を存し、既に、國寶建造物に指定せられたるもの、三十餘棟の多きにのぼり、またそれ等堂宇に藏められて、各時代を代表する貴重なる國寶、百數十點を算へられて居る。

法隆寺建立の動機縁由は、前章「藥師像光背銘」の條下に述べた如く、用明天皇の御遺願を、至孝なる聖德太子が成就せられたもので、その發願は、太子十三歳の時であり、御一生のうち、因縁深き數々の寺塔佛像の中でも、法隆寺並に藥師如來像建立の御發願は、恐らく最初のものであらう。

法隆寺の落成したのは、推古天皇の十五年（西曆六〇七）であるが、それから昭和二十二年（西曆一九四七）に至る約千三百四十年といふ永い年月の間、縱令、部分的には、改築修理せられたところがあるとしても、その重要部分は、飛鳥時代の様式を、さながらに儼存して居るのであるから、この點に於て、法隆寺が、嘗に我國隨一の誇りであるばかりでなく、現存する木造建築として、世界無比

の至寶と謂ふべきである。

但、明治三十八年以來、學者の間に、現存法隆寺は、聖德太子建立のものそのまゝではなく、一度燒失して、後に再建されたものだといふ説と、これに反對の説を固持するものがあつて、今に未解決の宿題となつて居る。かうした研究は、飽くまで慎重且つ徹底的にやつて貰ひたいが、それが、他日いづれに決定するにしても、太子の偉德鴻業は、それがために一毫も増減するものではない。たゞ我々は、専門學者が仔細に検討した上で、現存法隆寺の金堂、五重塔、中門、及び廻廊の一部が、飛鳥時代の様式を、そのまゝ遺存するものであるといふ實物論を、覆すことの出来るようになるまで、依然として、非再建論を支持し、併せて太子の遺德を偲び得ることを、最も慶快とせざるを得ないのである。

法隆寺の寺號は、法興寺の寺號と同じく、佛法興隆の念願を寓したものと解せられるが、猶多くの別號を以て呼ばれて居る。中にも最も著名なのは、前にも述べた如く「法隆學問寺」である。その他斑鳩寺とも、鶯僧寺とも呼ばれた。それは、太子が推古天皇の九年に、斑鳩宮を此の寺の東邊に建てられ、同十二年に遷り住まはれた因縁に基づくもので、僧寺とは、尼寺に對する別稱であり、此の寺は男僧の修行道場であることを表はすものである。

南都六宗時代に於ける法隆寺は、謂はゆる奈良七大寺の一つで、大に勢力のあつたものであるが、今日、既成宗團としての存在は、甚だ微々たるものである。しかし、現に興福寺、薬師寺と併せて、法相宗の三大本山の随一と稱せられ、法相、唯識の教學に於ては、最高權威の淵藪である。

元來、法隆寺も、四天王寺も、共に宗派未分以前の創立にかゝるもので、聖徳太子が、何宗にも屬せず、何宗をも開闢せられたのではないばかりでなく、三經中心の、聖徳太子の日本佛教の根本道場ともいふべき法隆寺が、法相宗に屬して居るといふこと自體が、不自然であつて、既成教團の何宗にも屬しない、獨立獨歩の法隆寺であるべきである。最近、四天王寺が、天台宗の羈絆を脱したといふ、その後塵を拜するといふのではなく、法隆寺は、法隆寺の立場で、法相宗から離脱することが、眞に聖徳太子の造寺の精神に合致するものといふべきであらう。

○中宮寺——これは尼寺で、別稱斑鳩尼寺とも呼ばれた。太子が、御母穴穗部間人皇后のため、その崩後、その宮を寺とせられたものだといふ傳説があるが、母后崩後、二ヶ月ばかりで、御後を慕はれるが如く薨去せられた太子に、その餘裕は無かつたであらう。殊に、太子が「法華經」を講讀せられた推古の十四年に、天皇から賜はつた水田を割いて、中宮寺に納められたといふ記録もあるのだから、その開基は、可なり前のことであらう。この寺の寶物に「天壽國曼荼羅」のあることは、前既に

述べたところであるが、なほ寺寶（國寶）として著名なものに、木彫彌勒半跏像がある。面相衣文の曲線等、よく飛鳥時代の特色を具へ、竹幹を模した支柱を持つ光背には、美事な忍冬模様がある。

○橘寺——橘樹寺、又は菩提寺ともいひ、用明天皇が、橘豊日皇子にされました時の、宮の舊址に建てられ、太子御開基の一寺であると傳へられて居るが、その創立年代は明かでない。

○蜂丘寺——今の京都の太秦寺、即ち廣隆寺である。蜂丘といふのは、當時、このあたりにあつた丘陵の名であつたものと思はれる。歸化人の子孫秦造河勝が、太子より拜領した佛像を本尊として、建立せられたものと傳へられて居る。

太秦は、もと百濟から歸化した秦氏に賜はつた姓で、當時の歸化人の多くは、盛に織物を事としたところからハタ氏と言ひ、その織物がうづだかく多量に産出されたので、ウヅマサと言つたのであると傳へられて居る。

○池後寺——法起寺の別名といはれ、諸書には、これも太子建立の一寺に算へられて居るが、緣起年代等明かでない。

○葛木寺——これも建立の因縁年代不明であるが、やはり太子發願に成る尼寺の一つであるといふ。聖徳太子の遺蹟は、これに盡きたのではない。又、世上多くの傳説に依つて、故意に太子の遺蹟を

こしらへ上げたものも無いではないが、それ等は、太子崇敬の志を、形で示したものであつて、時に或は却つて、太子の徳を傷つけるようなものがあつても、それは反つて、太子の徳業の偉大であつたといふことを、證する資料にはなるのであつて、敢て必ずしも、それを咎め、それを罪するには及ぶまい。

## 第十三章 文化的施設

### 一、聖化久住の理想

聖德太子は、歴代天皇御惱みの一つであつた、對三韓問題の解決には、少からず心を痛められ、或時は、勢力を以て折伏し、或時は道力を以て攝受し、息懇循善、聖化久住の理想を實現しようとしてられたのであるが、それには、少くとも、當時世界の最大最強の國家にして、文化の最も發達した支那と、五角對等の國交を結び得るほどの、日本にならなければならぬ。(第七章平和の外交参照) 支那と五角の國交を結ぶには、支那がこれを承認するに足ると考ふるほどの、文化國たる形態と實質とを、有して居なければならぬ。太子の聰明は、まづこの點を重視し、文化國家として、必要缺くべから

ざる施設のために、多大の力を致されたのである。冠位の制定、憲法の發布、曆法の採用、國史の編纂、産業の開發、工藝の獎勵、等等、必ずしも對支外交の方便として、行はれたものでないことは、もとより言ふまでもないが、又、必ずしも、これと沒交渉の意圖の下に行はれたものでもない。

### 二、曆法の採用

曆法が、國民の實生活と、至大の關係を有することは言ふまでもなく、殊に、農桑の事を以て、古來生活の中心として來た我が國民に取りて、曆法の實施は、その便益は想像に餘りある。従つて、我が國上古に於て、國民は、全然曆又これに類似のもの無くして、生活して居たといふほど、無智素朴なものであつたとは考へられない。況んや、かなり古き時代から、大陸との交渉もあつたのであるから、大陸の曆を知つたことも、相當早い頃であつたに違ひない。たゞそれが整備した形に於て、國家として、公然、曆法を採用することになつたといふ記録は、推古天皇十二年正月からであると、『日本書紀』は傳へて居る。

これより先、欽明天皇の十五年二月、百濟から曆博士固德王保孫が來朝したことはあつたが、曆法を傳へたといふ記録はない。推古天皇十年十月、百濟の僧觀勒くわんりくが、曆本、天文、地理の書、並びに通

甲方術の書を來貢し、數人の書生を選んでこれを學習せしめ、皆その業を成すとある。その結果、十二年正月から、曆日を用ひることゝなつたものである。

曆は、天地陰陽の變更、四時季節の推移を觀測し、自然現象と人間生活との、順應快適なる、或る標準を見出し、即ち天文、地理、人事の微妙なる交渉關係が、これに依つて規定せられるので、苟も、或る程度の文化水準に達した國家には、必ず曆法は行はれるのである。聖德太子が、推古新政の一環として、曆法の施行を取り上げられたことは、その卓見、大に讚嘆を價するのである。

### 三、國史の編纂

曆に依つて、時日年月が刻まれてゆくところに、人類の歴史が記録されるのであつて、曆の無い國に於ては、その國の歴史の知りようがない。聖德太子が、曆法を採用實施せられたのは、畢竟、國史編纂の土臺石を据ゑられたものと謂ふべきである。「日本書紀」推古天皇二十八年の條に、

是の歲、鳥の大匠(蘇我馬子)と共に議りて、天皇記すめらみことのみみ及び國記くにつみ、臣連まらきみむらじ、伴造とものみやつこ、國造くにつみやつこ、百八十部並にももあまりやそせら公民等おほむたからもの本記しるを録したまふ。(原漢文)

とある。十二年に曆を實施してより、十七ヶ年の間、この國史編纂のために、如何に精魂を注がれた

ことであらうかは想像に餘りがある。

惜しいかな、かくも太子が、精魂を籠められた此の國史が、今日その片鱗をだも見ることの出來ないのは、眞に千載の恨事である。それは、太子薨後二十三年、孝德天皇の大化元年(西曆六四五)、驕兒蘇我入鹿が禁裡に誅せられ、次いで討伐の官軍が、蘇我邸に迫つた時、入鹿の父蝦夷えみしは、おぞくも焦土戰術を弄し、火を放つて自滅したが、國史編纂の業は、太子薨後、蘇我氏蘇我氏の家に引繼がれて居たので、天皇記、國記等は、他の重器珍寶と共に、悉く烏有に歸したのである。

一説には、この時、船史ふねのふひで惠尺あさかといふものが、史料を火中より救ひ出して、中大兄皇子に献り、それが原資料となつて、近江の朝に、律令と共に編修を進められ、天武天皇に至り、川島皇子を奉じて、中臣大島なかつま、平郡子へいらのこおひで首兩人に筆を執らしめたのが、「日本書紀」の底本で、それが元明、元正二朝に修補せられ、養老四年完成を見て、舍人親王より献進せられたのが、現存の「日本書紀」だといふのである。もとより定説ではない。

### 四、美術工藝の奨励

太子の文化上の偉業は、政治、外交、學問、宗教、道德、文學、曆學、算數、歴史、地理、醫術、

工藝、美術、音樂、舞伎、土木、建築、造船、農業、經濟、等の各般に亘り、一面には理想的哲人政治家であり、一面には日本佛教の祖であり、又、民間では職人達が、百工の先祖として、『太子講』を組織して、我等の『太子様』といふ、最も親しくもまた尊いお方として、崇敬して來たのである。日本國民の中に、民主的偉人として存在し給ふこと、太子の如きは、蓋し稀であらう。

明治維新が、民族生活の上に、最も顯著な變化を興へたのは、西洋諸國の民情風俗の移入であつて、チヨン髷を切つてザンギリ頭となり、羽織袴が筒袖ダンプクロとなり、傘が蝙蝠傘となり、下駄が靴となり、紙と木とで出来上つて居た家屋が、石や煉瓦やビードロ（又はギヤマンとも言ひ今はガラスと言つて居る）で出来、その中で食べるものまでがガラリと變つて、從來は、家の中で食べることを許されなかつた牛肉に舌鼓を打つといふ、一も西洋、二も西洋、西洋で無ければ夜も日も明けないといふ有様、これを名づけて「文明開化」と呼び、如何にこれを禮讚し憧憬したかは、現代の少青年の想像だも爲し得ないところであらう。推古時代の新文化は、それほどの大變化でもなかつたであらうが、しかし、第一に目を惹く大きな改新の様相は、何と言つても建築の上に現はれたのである。

○建築——日本に於ける建築の進歩と發達とは、全く佛教傳來以後の副産物とも言ふべきものであつて、造寺造塔に伴ふ惠澤である。従つて日本の建築が、推古天皇の御代になつてから、急激に變化

を來したといふのではなく、『日本書紀』に依れば、敏達天皇六年（太子攝政となる十六年前）、大別王を百濟の宰となし、その歸朝の際に、經論、律師、禪師、佛工と共に、寺工六人を献貢して居し、それから十一年後の、崇峻天皇の元年にも、百濟より佛舍利を献じ、並せて寺工太良美、太文買古子、鑑盤博士將徳、白味淳、瓦博士麻奈父奴陽貴、文昔麻帝彌、畫工白加などを貢したと記されてある。これは蘇我馬子が、元興寺建立に着手した年である。爾來、我が國建築の様式には、次第に變遷進歩を示したのであるが、この時より五年を過ぎ、太子が攝政となられた推古天皇の元年以後に至つて、更に一大飛躍的な、豪華輪奐を見るに至つたのである。

寺塔の建築には、眞に、劃期的な、新文化の最高峰を示すほどの様式を、表現するに至つたのである。この寺塔の形式は、古來我が國の建築には、全く見ることの出来なかつたもので、太子時代には御所や貴族豪族の邸宅が、保守的なもので、いづれも、木と草の類とで出来たもの、謂はゆる「底つ巖根に宮柱太しく」的の様式で、即ち土臺礎石を置かず、柱をちかに地中深く突き立て、屋根は草や藁を以て葺き、四圍は壁土無し板圍ひで、極めて簡素單純なものであつて、今の神社建築に、その名残りを留めて居ると言はれるが、一般民衆の住宅などは、全くの掘立小屋の程度であつたらしいのである。推古天皇元年には、四天王寺が建ち、四年には元興寺（法興寺）が成り、九年には斑鳩宮が營まれ、



十五年には法隆寺の輪奐壯嚴全く竣成した。今日に於ても、世界的至寶と言はれる法隆寺の堂塔伽藍の如きが、千三百餘年前に、まだ掘立小屋のような民家が、まばらに散在する中に、巍然として雲を衝いて聳え立つ、この豪華無比の大建築を瞻仰した當時の人々が、如何に驚心愕目し、如何に感嘆禮讚したであらうかは、想像に難くない。

○繪畫彫刻——堂塔伽藍と、不可分の關係に置かれるものは、即ちそこに安置すべき本尊たる佛像である。茲に鑄造、彫刻、繪畫の技術が、必然に發達することとなつて、曩に第十一章に於て述べたように、藥師像、釋迦像の如き、その他國寶として列擧した數々の傑作も、相次いで現はれるに至つたのである。

更に、寺塔佛像に附隨して、種々の莊嚴(裝飾)、法器、道具の類から、壁畫、刺繡等々の工藝美術が、蔚然として興隆するを見ることとなつたのである。

中にも繪畫に就いては、推古天皇十二年九月、太子は黃書畫師、山背畫師、管秦畫師、河内畫師、檜原畫師、といふが如き、官選畫家を各地に置いて、専門の家業たらしめ、租税を免じて、大に保護奨勵せられたのである。推古天皇十八年には、高麗の僧曇徴が來朝して、法隆寺に居住し、彩色を作つたと傳へられて居るのであるが、これは繪を描いたのか、繪具を作つたのか、はつきりしないが、繪

も相當描いたのではないかと思はれるのは、法隆寺金堂の壁畫が、曇徴の作であると誤り傳へられて居るところからも、想像されるのである。

この時代の繪畫として、殘存して居るものに、玉蟲厨子の、金光明經の捨身飼虎の圖と、涅槃經の施身聞偈圖等があり、天壽國曼荼羅の原圖畫工が、末賢、加西溢の二人であることが明記されて居て、現存せるこの曼荼羅の殘缺は、當時の繪畫の面影をしのぶ材料である。

○服飾——我が國上流の服裝が、支那の影響を受けて、變化を來たしたのは、可なり古い時代からで、雄略天皇の御代以後、一大段を劃すと謂はれて居るのであるが、聖德太子攝政の世となつては、冠位十二階の創制といふ、一大改新を見て、正服正装には、華髻を着け、五彩燦然たる衣冠儀容が、隋使裴世清等をして、瞠目せしめたことは、拾遺(八)に述べる如くである。かうした衣料の需要から、種々の織物、巧緻を極めた羅綾錦繡が、作り出されることになつたことは、當然である。

○工藝——推古時代の工藝には、金工あり、木工あり、漆工あり、染織工あり、陶工あり、これ等が建築や彫刻の發達に伴つて、大に進歩の跡を遺して居る。遺品の最も著名なものは、法隆寺金堂の玉蟲厨子である。この玉蟲厨子は、單なる一個の工藝品と見るべきでなく、寧ろ一大綜合工藝美術品であつて、飛鳥時代美術の代表的なものである。その宮殿の金具の下には、玉蟲の羽を伏せてあつた

ので、玉蟲厨子と稱せられて居るのである。

## 五、社會事業

社會事業と言へば、明治維新以後キリシタンの禁が解かれ、キリスト教が、公然布教傳道することが出来るようになる、彼等は、各種社會事業を經營するようになったので、古いことを知らない人達は、日本の社會事業は、キリスト教徒に依つて、始められたかのように考へて居るものもあるようだ。しかし、それは大變な間違ひであつて、日本の社會事業は、推古天皇の御代、聖徳太子攝政の時代に於て、皇室直營で開始せられ、爾來、長く佛教僧侶或はその信者の手に依つて行はれて來たのであつた。即ち行基菩薩の感化救濟の數々の事蹟や、光明皇后の施浴看病の異迹や、法均尼（和氣清麿の姉）の孤兒鞠育の美談、鑑真和尚の醫藥傳播、その他、傳教、弘法等の高僧大徳の種々の事蹟等、佛教精神の發露と見るべき、不滅の記録を遺し、千載に語り傳へられて居るのであつて、一々擧ぐるの煩に堪へない。たゞ明治維新の當時、廢佛毀釋の暴擧のために、佛教が潰されかゝつたため、暫くはそれ自身の起死回生の營みに忙殺されて、社會事業經營の餘力が無かつたのである。そこへ新來のキリスト教徒が、その缺けたるを補つてくれたのである。その功を多とし、その勞は謝すべきである

が、それ故に、日本の社會事業が、キリスト教徒に依つて始められ、キリスト教の專賣特許であるかの如く考へるのは、當らざるも甚だしいものである。

第十二章四天王寺のところで、一應述べて置いたように、四天王寺に附設せられたところの、敬田院、悲田院、施藥院、療病院といふ四箇院は、物心兩面に涉つた、大規模の社會事業として、最も徹底した、最も理想的な組織である。この四院に於て、如何なることが行はれたかといふに、「四天王寺御手印記」には、

施藥院は、是れ一切の芝草藥物を殖生することを命じ、方に順つて藥を合せ、各藥ふ所に隨つて、普く以て施與す。

療病院は、是れ一切男女の無縁の病者を寄宿せしめ、日々養育すること師長父母の如くにし、病比丘に於ては、相順つて治療し、禁物の蒜突も、願樂する所に任せ、服して差愈せしむ。但、日期を限り、三寶に祈り乞うて、病無きに至れば、戒律を遺ること莫く努力めしむ。

悲田院は、是れ貧窮孤獨、單己頼る無き者を寄宿せしめ、日日眷顧して飢渴を致さしむる莫し。若し、勇壯強力を得る時は、四箇院の雜事に役使せしむ可し。其の養料の物は、攝津河内の兩國、毎國の官稻各參仟束、是れを以て供用するのみ。三箇院は、國家の大基、教法の最要なり。

敬田院は、一切衆生の歸依渴仰して、斷惡修善、速に無上大菩提を證する處なり。(以上原漢文)とあつて、誠に太子が博愛仁慈の大精神を具現せるもので、我が國社會事業史上、特筆せらるべきである。(拾遺の(十五)参照)

### 六、藥獵の行事

宗教信仰と社會事業とは、本質的には、その立場を異にするといふ理論も成り立ちはあるが、しかし、佛教の正しい信仰の滲み出るところ、それが社會の實際生活上、或は救貧となり、防貧となり、防犯となり、施藥となり、施療となつて現はれるといふのは、必然的歸結であつて、そうあるべき筈のものである。即ちそれは、内に止み難き慈悲心が、外に形となつて現はれるので、無私、無條件、絶對であつて、身心一如、靈肉一致の、解脱救済が行はれるのである。

既に、療病施藥の事業ある以上、こゝにその製藥の原料を得なければならぬ。聰明なる太子が、これを閑却せられる筈はない。「藥獵」の行事が、こゝに於てか展開し來ること、亦誠に當然の筈と謂ふべきである。

『日本書紀』に依ると、推古天皇十九年五月五日、豫め曉天鷄鳴の時を定めて、諸臣一齊に、高市

郡の藤原の池の上に集合し、打ち揃つて菟田野うたのに赴き、前部は粟田細目あわたのほそめが、後部は額田部比羅夫ぬかたべのひらふが宰領して、藥草を採取したとある。

當日諸臣の服裝は、前に定められた冠位の制に依り、しかも正装で、各々華鬘うづを着け、大徳小徳は金を用ひ、大仁小仁は豹尾を用ひ、大禮以下は烏尾を用ひたとあるが、時は五月五日、薰風南來、面を吹いて寒からず、満目の山野、新緑萌え立つところ、五彩燦然たる衣冠の群臣が、彼處此處に散開して優姿を點綴した情景は、さながら天界のひと時を、地上に寫し出したかとも見られたことであらう。

顧みれば、太子攝政以來十有八年を經過し、此の間、歷朝難決の宿題であつた、任那の日本府回復の事も解消して、半島の岸うつ浪風も穩かに、大陸との國交も對等に結ばれて、國運は新に、文化は各面に整備の實を見て、十七年には、再度の遣隋使小野妹子も歸朝し、十八年には、新羅任那の入貢使を迎へて、應接の盛儀を示した。そしてその翌十九年、風薫る佳き日を選んで、いとも優雅なる藥獵を行はれたといふことは、まことにその時を得たといふべく、内外無事、天下太平、文字通り、王土樂土の實現であつたらうと、景仰の情禁じ難いものがある。

『荆楚歲時記』に、

是の日（五月五日）競うて雑草を採……此の月藥を蓄へて、以て毒氣を觸除す。とあつて、支那では、古くから、五月五日を不祥の日とし、この日藥草を用ひて、病氣災厄等を拂ひ除くといふ習俗があつて、それが謂はゆる端午の節句、屈原を弔ふ意と絡んで日本にも傳はり、粽を作り、菖蒲を軒に挿したり、菖蒲湯に浴するといふ行事を見るようになったのであるが、太子も恐らくは、この支那の古俗を採り入れて、五月五日に藥獵を創められたものと斷じて差支はあるまい。

## 第十四章 餘光の返照

### 一、推古の新政と大化の改新

推古の新政、即ち太子の新政が、當時の我が國に、重大な意義を齎したことは、もとより言ふまでもないが、更に太子に依つて創始せられた、冠位、憲法が、後代に及ぼした影響の至大であることは、特に注意しなければならぬ。

孝徳天皇の大化改新、天智天皇の中興の政績、明治天皇の維新の大業等、凡そかうした國運の進展、國光の増輝には、皆この太子の新政が、その淵源を成して居るといふも、決して過言でない。

大化の改新、天智の中興、それが根幹となつて、奈良文化の絢爛たる華實を見たのであるが、それは横暴専恣を極めた驕兒、蘇我蝦夷入鹿父子の誅滅を契機として、一大閥族打倒の後に、始めて順調に運ばれたのであつて、それは、中大兄皇子や、中臣鎌足の如き、偉傑の力に由ること勿論であるが、その基礎工作は、聖徳太子に依つて造り置かれたものであることを、看過してはならない。

現に、大化の改新の實際上に活動した人々として、高向玄理や、僧旻などが有名であるが、外に倭福因、譯語惠明、新大國、志賀惠隱、廣齊、等の名を擧げることが出来る。中でも南淵請安は、中大兄皇子や中臣鎌足の、思想上の指導者として、特記せらるべきであらう。是等八人は、推古天皇の十六年、小野妹子が、隋使裴世清一行の歸國を送つて、二度目の渡隋の時、留學生として隨伴した人で、歸朝の後、大化の新政に参畫し、顧問格として力を致したのであるが、是等の新知識は、在外期間が長かつたために、……短きも二十五年、長きは高向玄理、南淵請安の如く、三十三年を経て歸朝して居る。……直接、聖徳太子の新政に貢献することは出来なかつたが、それがそのまま、大化の改新への寄與となつたのであるといふことは、太子の満足とせらるゝところであらう。

孝徳天皇の元年六月、即ち蘇我伏誅の直後、中大兄皇子は、皇太子に立たれ、第一の功臣中臣鎌足を内大臣に任じ、阿部内麻呂、蘇我石川麻呂を左右大臣に任じ、次いで群臣を召して、先づ君臣の令

を嚴守し、二心なく天皇に仕へ奉るべきことを、天地神明に誓はしめられた。これは、聖德太子の「國に二君なく民に兩主なし」、「詔を承はりては必ず謹しめ」と示された、「十七條憲法」の精神を、具體化せられたものであること言ふまでもない。

又、大化元年には、百濟大寺の僧に對して、興佛の詔が下されて居る。元來、中臣氏は、大伴氏や物部氏と共に、排佛家を以て知られて來たのであるが、鎌足が中心に立つて輔佐された、大化の改新の初頭に於て、興佛の詔を下し給うたのは、聖德太子の御方針が、大化へ延長され、中大兄皇子に繼承されたものと見るべきである。(拾遺の(十六)参照)

猶、大化二年正月、詔を發して、社會制度の大改革を斷行せられた。これが謂はゆる大化の改新であるが、その詔に、

夫れ、天地の間に、君として萬民を宰をさむるものは、獨り制さだむべからず、要かならず臣たすけの翼つよを須よつ。是に由つて、代々の我が皇祖等、卿が祖考と共に俱に治めたまひき、朕、復、神の護りを蒙りて、卿等と共に治めむと思おもひ欲ほす。

と仰せられたのは、「十七條憲法」に、「夫れ事は、獨り斷すべからず、必ず衆と與に論すべし。」と宣はせられたのと全く吻合し、天皇と國民とが、協力して國を治めるといふ、日本的民主主義は、此

くの如くにして育成して來たことを、銘記すべきである。

同三年には、禮法を定め、冠位を七色十三階とし(後改めて十九階とす)、又朝禮を定めて、參朝退出の時刻を一定し(十七條憲法第八條の具體化)、新に八省百官を置いて、政務を分掌せしめ、人々の才能に従つて官位を授け、世襲の制を廢して遷替せんたいの任とせられた。是等は、全く聖德太子の新政の基礎の上に、太子の理想を忠實に具現されたものであることは、説明を要しないところであつて、若し聖德太子が、長命で居らせられたならば、太子親ら、實現し給ふべきことであつたと言つてもよいほど、大化の改新が、如何に多く、太子の新政の影響を受けて居るかといふよりは、寧ろ大化の改新は、推古の新政の延長であるとさへ言へるほどの、深い關係があると言つた方が、當つて居るかも知れない。

## 二、「十七條憲法」と「五ヶ條の御誓文」

「十七條憲法」に盛り上げられた、聖德太子の御精神御理想だけに就いて考へて見ても、その最も強大な餘光として、返照して居るものゝ一つは、即ち明治天皇の「五ヶ條の御誓文」である。慶應四年(明治元年)三月十四日、明治新政の大綱たる國是を確立し、明治天皇親しく、天神地祇に誓ひ、同時にこれを國民に宣示せられたのが、即ちそれである。「五ヶ條の御誓文」とは、

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
  - 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
  - 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我カ國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此趣旨ニ基キ協心努力セヨ

といふのであるが、天皇自ら、衆に先んじて、これを實踐躬行せんことを誓ひ給ひしものであつて、その御決意のほど、誠に感激に堪へないものがある。

御誓文第一條の「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」は、「十七條憲法」第十七條の、「夫れ事は獨り斷すべからず、必ず衆と與に論すべし」とあるに合致し、御誓文第二條の「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ」は「十七條憲法」第一條の「和を以て貴しと爲し、忤ふこと無きを宗とせよ」と仰せられてあるのに該當し、その他、御誓文の第三、第四、第五の各條は、「十七條憲法」のどの條項かと脈絡の貫通するものがあるのであるが、殊に「官武一途、庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ケ、人心ヲ

シテ倦マサラシメンコトヲ要ス」の主旨は、太子が、冠位十二階を定め、門閥に拘らず、人材登用の途を開き、各その能力を盡さしめられた方針と同じであるし、「舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クヘシ」と言ひ、「智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と言ふ御誓文は、太子が、舊秩序を根本的に革新し、力めて半島大陸と接近して、當時に於ける智識文化を、儒教佛教を通して、採取活用せられたのと、全く一つであるといふことが出来る。

これを要するに、聖德太子の餘光の返照として、最も輝かしきものは、第二の聖德太子とも仰ぐべき、中大兄皇子の大化の改新であり、又日本佛教の祖として、十三宗五十六派を展開せしめたことであり、更に又日本文化の祖として、飛鳥奈良時代、及びその以後の、燦然たる文化の建設を促進したことであり、遂に明治維新の大業に、多大の影響を及ぼしたる等々、眞にその力の強大なものには、驚嘆せしめられるものがある。

## 第十五章 不朽の垂訓

### 一、世間虚假、唯佛是真

これは、『天壽國曼荼羅』の銘文の中にある句であつて、聖徳太子が、常に母后並に側近の人々に、垂れさせられた教訓の一つである。『世間虚假』とは、今いふ人間苦の世相、そこに常住のものなく、そこに不變のものなく、人を欺き、人を偽り、人と人と相闘争し、人と人と相殺傷す、電光朝露の人生、利己排他の世間、頼み難き極みである。然るに『唯佛是真』とは、佛は絶対の境地、即ち常住不變の世界に、永遠不滅の生命躍動し、虚妄なく、黠詐なく、殘害なく、吞噬なく、平和と悦樂と、向上と安定とがある。彼の世間の虚假なるに對比して、此は眞實中の眞實たることを、道破せられたものと謂ふべきである。

こゝに注意すべきことは、虚假の世間を客観して、これを憤りこれを咀ひ、これを厭ひこれを嫌つて、聊かも、その虚假の世間の構成員たる、自己を反省し内観して、何が世間を虚假ならしめて居るかに気がつかずに居るのでは、折角の太子の垂訓も、全くその意義を失ふこととなる。流石に、太子の精神の骨髓を傳へた親鸞上人は、この點に關して、最も明確なる反省と懺悔とを怠らない。その悲歎懐和讃に、

淨土眞宗ニ歸スレトモ

眞實ノ心ハアリカタシ

虚假不實ノワカ身ニテ

清淨ノ心モサラニナシ

惡性サラニヤメカタシ ココロハ蛇蝎ノコトクナリ

修善モ雜毒ナルユヘニ 虚假ノ行トソナツケタル

と歎き悲しんで歌つて居るのは、即ち『世間虚假唯佛是真』の妙諦に味到したものと云へる。

人或は、世間虚假、人生が幻滅ならば、須らくこれを逃避して、眞實の世界、即ち佛の國土に到るべきであると解するものがあるならば、その早計短見を憐まざるを得ない。そうした考へ方は、小乗佛教の談ずるところであつて、大乘佛教の極致は、太子躬を以て示された如く、三經の義疏に解義せられた如く、心淨きところ即ち佛土淨しで、解脱は決して逃避や隱遁を意味するのではない。資生産業皆是實相で、現實生活そのまゝが、眞實の宗教生活であつて、人間は人間のまゝで、この虚假の世間に頭出頭没しつゝ、眞實の出世間に佛道を楽しむのである。約言すれば、虚假の中に眞實を看取するのである。生前現在の虚假なる世間をも、眞實不虛のものにしてこそ、未來永遠に、不死の生命に生きるのである。太子躬ら、この大信念大安心に住して居られたればこそ、母后並に側近の人々に、この教訓を垂れさせられたものであると拜察する。

## 二、財物は亡び易し

「大安寺伽藍縁起」に依れば、聖徳太子は、田村皇子（後の舒明天皇）に、財物は亡び易くして、永く保つべからず。但、三寶の法のみ、絶えずして永く傳ふべし。と仰せになつて、熊襲寺を遺託せられ、これに依つて、推古天皇また崩御に際し、田村皇子を召され、特に「此の寺を後世に流傳せよ」と遺詔遊ばされたので、田村王子、即位の後、熊襲道場を皇宮の側に興して、大寺とせられた。それが奈良遷都と共に奈良に移されて、大安寺と改められたといふのであるが、「財物は亡び易し」は、「世間虚假」とその意を同じくし、「三寶の法のみ絶えず」は、「唯佛是真」とその義相等しいのである。

兵燹のために亡失した、財物の數々と量とは、測り知ることは出来ないが、財物の頼み難きを、最も明確に教へられたのは、我等である。又、過去三百年來、次第に發展して、永遠に揺ぐようなことはあるまいとさへ、考へられて居た日本の大財閥も、今や解體して、財物の威力に終止符が打たれてしまつた。「いつまでも有ると思ふな親と金、無いと思ふな病氣災難。」頼み難きを頼み、頼むべからざるを頼む、そこに失望があり、悔恨がある。如露亦如電、應作如是觀、虚假の世間に徹した時、そこに眞實不虛の世界が展開し來るのである。現代の世相に直面して、千三百年前の太子の垂訓が、千三百年後の我等の心魂に、透徹するを覺えるのである。

### 三、諸惡莫作、諸善奉行

聖徳太子が、將に薨去せられんとするに當り、第一王子、山背大兄王を始め、多くの王子王女に對して、「諸惡莫作、諸善奉行」と垂訓せられたといふことは、「日本書紀」の記載するところである。

元來、この二句は「涅槃經」の中に説かれてある、四句偈の前半であつて、四句偈は、

諸惡莫作（もろくの惡を作すこと莫れ）

衆善奉行（もろくの善は奉行して）

自淨其意（自ら其の意を淨くせよ）

是諸佛教（是れ諸佛の教なり）

といふのであつて、これは「七佛通誡偈」とも稱し、佛教の大意は、この四句に盡きると言はれ、廣く愛誦せられるところのものであるが、太子も平常これを、御家庭の王子王女方に、教誡せられたものと見える。

特に山背大兄王に至つては、流石に太子の第一王子として、實によくも先考の御理念を、鴻瓶あらせられたものかなと、驚歎せしめられるのである。それは、皇位繼承に關し、境部麻理勢が、頑強に



蘇我蝦夷に反對して、飽くまで山背王を奉戴せんことを要望し、最後に、斑鳩の泊瀬王の處に身を寄せて居た。……多分、舉兵の準備をして居たのであらう。……山背王はこれに對して、諄々としてその非を説き諭された。その御言葉に、

汝、先王の恩を忘れずして來ること、甚だ愛矣。然れども、其れ汝一人に因つて、天下應に亂るべし。亦、先王歿するに臨み、諸子等に謂つて曰はく、「諸惡莫作、諸善奉行」と。余斯の言を承けて以て永戒となす。是を以て私情有りと雖も、忍んで以て怨むこと無し、復、我れ叔父（蝦夷）に違ふこと能はず、願はくは今より以後、意を改むるに憚ること勿れ。〔日本書紀〕原漢文）

一人の爲めに天下を亂してはならぬと言ひ、私情ありとも怨まずと言ひ、尊屬叔父に違ふ能はずといふなど、「十七條憲法」に盛られた、太子の御精神そのまゝの顯現で、山背大兄王が、「篤く三寶を敬ひ」、「一體三寶の妙諦を信念とせられ」、「私に背き公に向ひ」、「何事も「和を以て貴しと爲し忤ふことなく」、全く大乘的精神を以て終始せられたことは、父王の垂訓に、如實に隨順せられたものと言ふべきである。

殊に山背大兄王が、斑鳩宮に於て、入鹿の賊兵に圍まれたる時、敵將に對し、

吾れ兵を起して入鹿を討たば、其の勝たむこと定まれり。然れども、一身の故に由りて、百姓を傷

殘はむことを欲せず。是を以て、吾れの一身を入鹿に賜ふ。〔皇極紀〕原漢文）

と告げて、やがて子弟及び妃と共に、悲壯な御最期を遂げさせられたのである。「諸惡莫作」も、こゝに至つて極まれりといふべきである。

#### 四、無量の德澤

他人の子弟を教育する教育家の家庭から、不良青少年の出ることもあり、大衆教化の權威者も、自己身近の、妻や子供を持て餘して居るものもある。「女子と小人とは養ひ難し」と浩歎した聖人孔子でさへ、それ自身が、この語の體驗者であつたとは、誠に皮肉な譯である。孔子の妻は、不貞の爲を以て、一生室を同じうすることを許さず、又、外聞を絶つたゆめの故に、別屋に監禁同様の起き臥しをさせられて、生涯を終つたと傳へられて居る。又、西洋の孔子と言はれて居るソクラテスの妻は、散々夫を罵つたあげく、バケツの水を頭からぶつかけて、ソクラテスをして、「雷鳴の後に驟雨あり」と言はしめたといふ逸話は、有名である。聖人でさへ、手にあまつて御し難いとされるものゝ中に、婦女子があり、しかも、自分の妻子を徳化することの、如何に困難なるかは、孔ソ二氏の體驗するところである。然るに、我が聖德太子に於ては、全くこれに反し、家庭圓滿、妃及び子孫眷屬、皆

能く太子の教訓を信奉し、太子の御精神を中心に、和合一體の實を示し、太子薨後、その安住し給ふ淨土に於ける御生活を、さながらに想望せんがために、「天壽國曼荼羅」の作製となつたり、遺託に基いて、大安寺（熊養寺）の建立となつたり、さては戦へば必ず勝つといふ自信を抱きながら、國民を傷殘するに忍びずとあつて、一身を入鹿に賜はつたり、等々、皆太子の德澤が、よく身近の人々を、感化せしめられた結果であつて、この偉大なる道力は、孔子もソークラテスも、共に到り及ばざるところであつて、拜跪禮讃せざるを得ないところである。

## 第十六章 不磨の大典

### 一、憲法といふ言葉

聖徳太子攝政中の御偉績、擧げて數へ難いのであるが、中でも、冠位の制定と、憲法の發布とは、特記せらるべき二大鴻業である。

『日本書紀』推古天皇十二年の條に、

夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親ら、肇めて憲法十七條を作りたまふ。(原漢文)

と記されてあつて、憲法の肇作は、冠位の制定から後、五ヶ月目のことである。憲法だの、法律だのといふ言葉は、今日では、一般國民の常識的通用語となつて居るが、これは、明治天皇の大御心により、明治二十三年欽定憲法が發布せられてから以來のことである。それまでの國民には、憲法などいふ言葉は、耳に熟して居らず、現代人のうちにも、明治時代以前には、憲法といふものは、絶無であつたように思つて居るものも少くない。しかし、聖徳太子は、千三百餘年前、既にハツキリと「憲法」といふ熟語を用ひて、十七箇條の典章を創作遊ばされて居るのである。尤もこの「十七條憲法」は、今日の立憲政體に於て、「憲法」とは、統治權の主體及び、其の機關の作用、權限等を規定せる、國家の大法である」など、やかましく定義して居るものと、必ずしも同一内容のものだとは言へないが、しかし、日本法制史上、最初の成文法であると同時に、精神的な道德的の意味の包まれたる、ノリ、テホン、オキテ（表式、模範、法度）であつたと見るべきで、支那の古書（漢書、魏書、唐書、晋書）中に散見する、「憲章」「憲制」「憲典」「憲範」などいふのと、殆ど同義語と解せられるが、「憲法」の語を用ひた例としては、「管子」に、

一體の治有り、故に能く號令を出し、憲法を明にす。

とあり、『晋書』に、

善を賞し、姦を罰するは、國の憲法なり。  
とあるが如きを擧げることが出来る。太子が、憲法といふ言葉を採られたのも、大體、かうした意味合ひからであらうと思はれる。

### 二、十七といふ數字

太子肇作の憲法が、十七條であるといふことは、偶然にそうなつたのか、それとも、それには、何か意を寓してあるのかといふは、これに就いて、岡田正之博士は、「管子」の中に、  
天道は九を以て制し、地理は八を以て制し、人道は六を以て制す。天を以て父と爲し、地を以て母と爲し、以て萬物を開き、以て一統を總ぶ。

とあるに據り、これを緯書（拾遺の（十七）参照）の陰陽思想に於て、陽は九に極まり、陰は八に極まると爲すのに照し合せて、太子の十七條は、その九と八との合數を取り來つて、天地を父母とする自然の大道に契ひ、萬物を開いて一統を總ぶるの意を、表されたものであらうと、考證して居り、又、白井成允氏は別の觀點から、一考察を下して、

太子の「維摩經義疏」を繙くに、その佛國品に、萬善是れ淨土の因たることを明かす、中に於て凡

そ十七事ありとして、甚だしく細密にこれを釋し給ふ。是れ菩薩の淨土建立に係る所、太子が日本國に於て、理想を開顯せんとして、勤苦し給ひし御心を偲び奉れば、十七の數、或は此れと、何等か相係る所、有るかとも思はれないではない。

と述べて居るし、姉崎正治博士も亦、同様の説を執つて居る。一は太子の詞藻文辭を透し、一は太子の理想精神を仰いで、各々相當の狙ひをつけて居り、共に傾聽を値する考證である。

この十七の數が、後の武家時代の法制たる、式目や法度にまで影響して居るのは、注意すべきことである。「貞永式目」は、五十一條から成つて居るが、それは、「聖徳太子の頃には、世の中が單純であつたから、十七條でよかつたが、今は世も複雑になつたから、これを天地人の三に掛けて、五十一條とした。」と言ひ傳へられ、「建武式目」（建武中興の際、二階堂道昭、法名是圓等が、諮問に答へたるもの）も十七條であつたし、足利時代、徳川時代を通じて、「公家諸法度」は十七條であるし、寶永四年、新井白石に依つて作られた諸法度も、亦十七條に定められたるなど、皆この太子の「十七條憲法」の影響と見るべきである。

### 三、律令、法規の母胎

この「十七條憲法」に對し、種々なる説を爲すものがある、或は「十七條憲法」は、太子親ら作られたものであつて、天皇の詔勅でないとか、或は罰則の規定が無いから、國法としての權威がないとか、或はこれは、單なる官吏に對する、一種の訓示、官吏の服務心得と言つたようなものに過ぎないとか、その他、なほ幾多の批評もあるが、それ等は畢竟、皮相の見たるを免れない。

言ふまでもなく、聖德太子は攝政として萬機を總攬せられて居るのであつて、太子の一言一行は、悉く天皇の一言一行と、二而不二である。従つて、この憲法が太子の肇作にかゝるとしても、それは決して單なる一皇太子の私文ではない。故に、この憲法は、正しくは推古天皇の憲法と申すべきであり、又攝政としての聖德太子が肇作せられたものであるから、聖德太子の憲法と申すも妨げなく、更に内容が十七箇條から成つて居るといふ點から、「十七條憲法」と申すことも、極めて自然である。

勿論、この憲法は、著しく精神的のもので、太子の徳治主義が、標榜されては居るが、しかし、決して單なる教ではなく、嚴たる法である。道徳的であるからと言つて、違背者に何の制裁も無いといふものではなく、制裁は、上の裁量に依つたものである。現に憲法第六條では、「惡を懲らし、善を勸むるは、古の良典なり。」とあり、第十一條には、「明に功過を察して、賞罰必ず當てよ。」とあつて、特に罰則の設けは無いが、運営宜しきに適へば、非難の意味は、自ら雲散霧消するであらう。

かくて、十七條憲法は、實に我が國に初めて見たる堂々たる憲法であり、又、爾來、總べての律令法規の母胎であると言ひ得るものである。

#### 四、文章と典據

「十七條憲法」を、單に一篇の文章として見るも、我が國最古の漢文として珍重すべき、唯一のものであるばかりでなく、その措辭簡古、その行文雄渾、當時の文化程度に於ける日本に、どうして此のような妙文章を、作り出すことが出来たかと、たゞ々々驚嘆を禁じ得ない。幕末の儒者で、詩文の雄を以て一時に稱せられた齋藤拙堂は、

憲法の成れるは、推古天皇の十二年に在り。實に、隋の文帝の末年に當る。故に、その文、漢魏の遺風有り、奇古含蓄多し。

と言つて居る。隋の高祖文帝が、漢、魏、晋、五胡、十六國、南北朝と、久しく混亂せる大陸を、兎も角一統して、帝と稱したのは、我が國では崇峻天皇二年（西曆五八九）で、在位十六年、太子廣のために弑せられた。この廣が次いで立つて、煬帝となつたのである。「十七條憲法」の作られたのがこの年なので、即ち文帝の末年である。漢魏六朝の後に踵を接した隋が、建國以來、僅に十六年を経た

ばかりといふ時代のことであるから、この頃に出来た「十七條憲法」の文體に、「漢魏の遺風有り」と言はれるのは當然のことである。

しかし、岡田正之博士も言つて居る如く、「十七條憲法」の文章を仔細に研究すると、先秦時代の諸書中に、その出典を見出す語句が非常に多いので、拙堂の如く、「漢魏の遺風有り」と、あつさり片づけて置く譯にゆかないものがある。

太子が、博士覺智に漢文を學び、法師慧慈に佛典を學ばれたといふことは、前に述べて置いたところであるが、かうした太子が、諸子百家の學……儒教、道教、刑名家、法家、天文、地理、歴史等に至るまで、精通せられたであらうし、従つて「十七條憲法」中に引用せられた成語の典據が、「詩經」「書經」「論語」「中庸」「禮記」「孟子」「左傳」「莊子」「墨子」「韓非子」「管子」「說苑」「韓詩外傳」「千字文」「文選」「史記」「漢書」等に在ることも、當然であると言つてよい。さりとて、「十七條憲法」は、單に以上の漢籍中の成語を綴り合せたのみで、出来上つたものでないこと、もとより言ふまでもなく、文字と語句とは、これ等の書物に借りて、以て太子の眞骨頭を説き、煖皮肉を傳へられたものであつて、そこに、太子一流の名文が織り出されたのである。そこにも、太子の自主獨往の高邁なる意氣を、看取することが出来るのである。

「十七條憲法」の文章が、縱令、支那に於ける諸子百家の文章に、影響せられたものがあるとしても、その思想内容に至つては、明に佛教精神に立脚したものであつて、御製疏「三經義疏」に現はれたる太子の教説と、「十七條憲法」に盛られて居る太子の訓誡とは、殆ど符節を合するが如きものであつて、姉崎正治博士が、「十七條の宣示訓誡は、結着する所、正法萬善の意であり、それを國政に適用したに外ならぬ。而して、その趣旨は、「三經義疏」到る所に儼存して居る。」と言つて居るのは、卓見である。

條目僅に十七、句を算ふるに二百三、文字にして八百七十五、その形に於ては、一小篇と見られるに過ぎないが、その内容に至つては、佛教精神を經とし、儒教、道教、乃至、法家、刑名家の思想を緯とし、こゝに織り出されたる一卷の錦繡、その彩を散じたる紋様十七、燦然として人目を奪ふともいふべきか、誠に形容の言葉を知らないのである。特に注意すべきは、各條每章、極めて短文小品の警句的の構成であつて、長きも七十六字、少きは二十九字、従つて多く長句を用ひず、四字句が最も多い。數へて見ると、全篇二百三句の内、四字句百二十八、即ち約七割を占めて居る。漢魏六朝の文體に見る特色は、四字句六字句を盛に用ひ、しかもこれを對聯的に形を整へた、謂はゆる四六駢儷體、恰も我國の五七調又は七五調と言つた調子のもので、口調の上では甚だ流暢輕快であるが、餘り

に形式に囚はれて、華かではあるが力がないといふ弊に陥つた。然るに、聖徳太子は、四字句を多く用ひて、漢魏の遺風ありとは言へ、斷じて駢儷の流弊に墮せず、先秦の古に溯つて、長句短句、適宜自在にこれを驅使し、古典の成語も、そのままこれを轉用するといふのではなく、幾分變更して新味を加へ、力めて陳套を避け、抑揚あり、頓挫あり、辭句洗練、格律高古、これを先秦文學中に置くも、毫も遜色なきを見るのである。太子が、學に於て識に於て、他の追隨を許さなければかりでなく、文に於て亦、獨歩の境に立ち給ふ。眞に偉なりと仰ぐべきである。

今や我國は、武力と絶縁して、文力國家として再建せられんとしつゝある。千三百年前、聖徳太子が、意圖し念願せられた、佛國淨土の建立、即ち、國民の淨心を開發して、この國土を寂光淨土とするといふ理想が、千三百年の後、しかも敗戦に依つて、實現の第一歩を踏み出すといふことは、誠に奇しき運命と言ふべきである。この太子新政の門出に於て、憲法の發布があり、明治の新政に、欽定憲法の發布があり、そうして、今や日本再出發の時に際して、この欽定憲法も、一大改正が行はれ、天皇と國民と協力して國を治めるといふ、日本獨特の民主主義憲法が公布せられることとなつて、天皇の御地位は、國民瞻仰の中心として永遠に易ることなく、國體の尊嚴は、國民の熱誠によりて完全に護持せられることとなつたのは、眞に感激に堪へないところである。

## 五、十七條憲法の訓み方

これより『十七條憲法』の全文を掲げ、且つその訓讀と摘解とを添へて、太子が、新政に臨まれた理念と決意とを、窺ひたいと思ふ。

『十七條憲法』の訓み方は、時代に依り人に依つて、必ずしも一定して居ない。殊に、近來、各方面から刊行せらるゝものの中には、杜撰ゴサンマンラン孟浪が少くない。依つて、本書に於ては、特にその「訓讀」に留意した。原文は、岩崎家藏『推古天皇紀』、及び法隆寺藏『弘安板十七條憲法』に依つて校訂し、完璧を期したが、たゞ第十三條の「勿妨公務」は、兩本共に「勿防公務」とあり、又第十四條の「是以五百之後」は、兩本共に「是以五百之」とあるが、今は「後」の一字を加へた。そうして、異體の文字は、すべて慣用の文字に改めた。

訓讀は、現代人の耳に親しからしめんがために、成るべく古訓を避けたけれども、黨(たむら)の如き、達者(さとれるもの)の如き、其の他、適當なる現代訓を見出さないものは、古訓に従つたし、「以」の如き、「之」の如き、訓んで煩はしく、訓まずとも文意を害はないものは、故らにこれを訓まないことにした、訓み方の振假名は、必ずしも字音假名遣の規則に拘泥せず、成るべく發音のまゝに

従ひ、送假名も、「自ら」「則ち」「必ず」など、大體慣用に従ふことにした。

六、十七條憲法の本文、訓讀、摘解

一曰。以和爲貴。無忤爲宗。人皆有黨。亦少達者。是以。或不順君父。乍違于隣里。然上和下睦。諧於論事。則事理自通。何事不成。

〔訓讀〕 一に曰はく、和を以て貴しと爲し、忤ふこと無きを宗と爲よ。人皆黨有り、亦達者少し、是を以て、或は君父に順はず、乍隣里に違ふ。然れども、上和ぎ下睦びて、事を論ずるに諧へば、則ち事理自ら通ず。何事か成らざらむ。

〔摘解〕 和—調和、平和。忤—反き逆ぶ。黨—黨派心、我儘。達者—一黨一派の利害を超越して、全體の利害を達觀する者。違于隣里—近所隣りと共同せず。

二曰。篤敬三寶。三寶者佛法僧也。則四生之終歸。萬國之極宗。何世何人。非貴是法。人鮮尤惡。能教從之。其不歸三寶。何以直枉。

〔訓讀〕 二に曰はく、篤く三寶を敬へ。三寶とは佛法僧なり。即ち四生の終歸にして、萬國の極宗なり。何の世、何の人か、是の法を貴ばざるべき。人、尤だ悪しきは鮮し、能く教ふれば従ふ。其れ

三寶に歸せずんば、何を以てか枉れるを直うせむ。

〔摘解〕 三寶—三寶に、現前三寶、住持三寶、一體三寶の三様の解釋がある。「現前の三寶」とは、釋尊(佛)、釋尊の説法(法)、釋尊の教團(僧)。「住持の三寶」とは、これを今の世に住め持つところの、佛像(佛)、經卷(法)、僧侶(僧)。「一體三寶」とは、佛も法も僧も、共に宇宙實在の三方面で、その平等無差別の本體を佛と言ひ、宇宙の萬象、各々守るところを守つて、毫も同じくないところの差別の現象を法と言ひ、これ等宇宙の萬象が、相互に調和共存して居る状態が僧であつて、この三は一體であるといふのである。これを國家的に解釋すれば、國君(人格、佛、本體)、國法(主義、法、現象)、國民(團結、僧、共存)であつて、國君、國法、國民の三寶が一體となつて、こゝに始めて、國家の平和隆昌は求め得られるのである。

四生—胎生、卵生、濕生、化生、即ち一切の生物。終歸—終局の歸着點。尤—甚だ。三曰。承詔必謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行。萬氣得通。地欲覆天。則致壞耳。

是以君言臣承。上行下靡。故承詔必慎。不謹自敗。  
〔訓讀〕 三に曰はく、詔を承りては必ず謹め。君は則ち天たり、臣は則ち地たり。天覆ひ、地載せ、四時順行して、萬氣通することを得。地、天を覆はむと欲ば、則ち壞を致さむのみ。是

を以て、君言へば臣承り、上行へば下靡く。故に詔を承りては必ず慎め。謹まざれば自ら敗れむ。

〔摘解〕 四時順行―春夏秋冬順序よく行はる。萬氣得通―氣はしるし、日月清明にして、風雨時を以てし、災厲起らず、國豊に民安しといふやうに、すべてのしるしが、都合よく流通する。

四曰。羣卿百寮。以禮爲本。其治民之本。要在乎禮。上不禮而下非齊。下無禮以必有罪。是以羣臣有禮。位次不亂。百姓有禮。國家自治。

〔訓讀〕 四に曰はく、羣卿百寮は、禮を以て本と爲よ。其れ民を治むるの本は、要す禮に在り。上、禮あらざれば、下、齊はず。下、禮無ければ、必ず罪あり。是を以て羣臣禮あれば、位次亂れず。百姓禮あれば、國家自ら治まる。

〔摘解〕 羣卿百寮―朝廷に仕ふる臣下、卿は上官、寮は下官。禮―個人的の禮儀作法、及び社會的秩序。百姓―官吏以外の國民。

五曰。絶糞棄欲。明辯訴訟。其百姓之訟。一日千事。一日尙爾。况乎累歲。頃治訟者。得レ利爲常。見賄聽讞。便有財之訟。如石投水。乏者之訴。似水投石。是以貧民則不知レ所由。臣道亦於焉闕。

〔訓讀〕 五に曰はく、糞を絶ち欲を棄てて、明に訴訟を辯めよ。其れ百姓の訟は、一日に千事あり。一日すら尙爾り、況や歳を累ぬるをや。頃訟を治むる者、利を得るを常と爲し、賄を見て讞を聽く。便ち財有るもの訟は、石を水に投ぐるが如く、乏しき者の訴は、水を石に投ぐるに似たり。是を以て貧しき民は、則ち由る所を知らず。臣の道も亦焉に闕く。

〔摘解〕 糞―食を食ること、轉じて、食を食るが如く、私腹を肥して飽かざるに通ず。明―公平無私。辯―是非黑白を判別す。治訟者―裁判に従事する者。讞―罪を議し、獄を評議する。訟―曲直を争ひ、裁斷を仰ぐ。如石投水―思ふやうに望が達せられる。訴―公上に向つて申述する意。

似水投石―受けつけられない。

六曰。懲惡勸善。古之良典。是以無匿人善。見惡必匡。其詔詐者。則爲覆國家之利器。爲絶人民之鋒劍。亦佞媚者。對上則好說。下過。逢下則誹謗。上失。其如此人。皆無忠於君。無仁於民。是大亂之本也。

〔訓讀〕 六に曰はく、惡を懲し善を勸むるは、古の良典なり。是を以て人の善を匿すこと無く、惡を見ては必ず匡せ。其れ詔ひ詐る者は、則ち國家を覆す利器爲り、人民を絶つ鋒劍爲り。亦佞媚者は、上に對しては、則ち好んで下の過を説き、下に逢ひては、則ち上の失を誹



誘る。其れ此の如き人は、皆君に忠なること無く、民に仁なること無し。是れ大亂の本なり。

〔摘解〕 依におもねる。媚こびる。

七曰。人各有任。掌宜不濫。其賢哲任官。頌音則起。奸者有官。禍亂則繁。世少生知。尅念作聖。事無大少。得人必治。時無急緩。遇賢自寬。因此國家永久。社稷勿危。故古聖王。爲官以求人。爲人不求官。

〔訓讀〕 七に曰はく、人には各任有り。掌ること宜しく濫ならざるべし。其れ賢哲官に任ずれば、頌音則ち起り、奸者官を有つときは、禍亂則ち繁し。世に生れながら知るもの少し。尅念うて聖と作る。事大少と無く、人を得れば必ず治まり、時急緩と無く、賢に遇へば自ら寛なり。此れに因つて國家永久にして、社稷危きこと勿し。故に古の聖王は、官の爲に人を求め、人の爲に官を求めず。

〔摘解〕 賢才智勝れ、德行秀でたる人。哲物の道理をわきまへたる人。頌音讚美する聲。奸者よこしまにして非道なる者。念思念。聖聖人。尅念作聖反省工夫の力で、聖人と同じ域に進むことが出来る。大少少は小と同じ。社稷社は土の神、稷は穀の神。國家は、土と穀とに依つて、民を養ふが故に、ここでは國家のこと、或は宗廟と解するも可。

八曰。羣卿百寮。早朝晏退。公事靡廢。終日難盡。是以遲朝。不逮于急。早退必事不盡。

〔訓讀〕 八に曰はく、羣卿百寮、早朝朝りて晏く退れ。公事は曠きこと靡し。終日にても盡し難し。是を以て、遅く朝れば、急に逮ばず、早く退れば、必ず事盡さず。

〔摘解〕 曠堅牢ならず、容易ならずの意。不逮于急急の間に合はぬ。事不盡仕事が片つかぬ。九曰。信是義本。每事有信。其善惡成敗。要在于信。羣臣共信。何事不成。羣臣無信。萬事悉敗。

〔訓讀〕 九に曰はく、信は是れ義の本なり。事毎に信あれ。其れ善惡成敗は、要す信に在り。羣臣共に信あらば、何事か成らざらむ。羣臣信無くば、萬事悉く敗れむ。

〔摘解〕 信まこと、欺かざること。義正しき條理。成敗成功と失敗。

十曰。絶忿棄瞋。不怒人違。人皆有レ心。心各有レ執。彼是則我非。我是則彼非。我必非レ聖。彼必非レ愚。共是凡夫耳。是非之理。誰能可レ定。相共賢愚。如三鏡無端。是以彼人雖瞋。還恐我失。我獨雖レ得。從レ衆同舉。

〔訓讀〕 十に曰はく、忿を絶ち瞋を棄て、人の違ふを怒らされ。人皆心あり、心各執るところあり。彼の是は則ち我の非にして、我の是は則ち彼の非なり。我必ずしも聖に非ず、彼必ずしも

愚に非ず。共に是れ凡夫のみ。是非の理、誰ぞ能く定むべき。相共に賢愚なること、銀の端なきが如し。是を以て彼の人瞋ると雖も、還つて我が失を恐れよ。我獨り得たりと雖も、衆に従ひて同じく擧へ。

〔摘解〕 忿—心に怒る。瞋—怒を形に現はす。人違—己の心に合はぬこと。凡夫—聖者に對す、智慧淺く、愚鈍なる人間。銀—たまき、金の輪。耳に下げる金の輪。

十一日。明察功過。賞罰必當。日者賞不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>功。罰不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>罪。執<sub>レ</sub>事羣卿。宜<sub>レ</sub>明<sub>二</sub>賞罰<sub>一</sub>。

〔訓讀〕 十一に曰はく、明に功過を察して、賞罰必ず當てよ。日者、賞は功に在らず、罰は罪に在らず。事を執る羣卿、宜しく賞罰を明にすべし。

〔摘解〕 日者—此の頃。賞不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>功—功無くして賞せらる。罰不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>罪—罪無くして罰せらる。

十二日。國司國造。勿<sub>レ</sub>斂<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>。國非<sub>二</sub>二君<sub>一</sub>。民無<sub>二</sub>兩主<sub>一</sub>。率<sub>レ</sub>土兆民。以<sub>レ</sub>王爲<sub>レ</sub>主。所<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>官司<sub>一</sub>。皆是<sub>レ</sub>王臣。何敢與<sub>レ</sub>公。賦<sub>二</sub>斂<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>。

〔訓讀〕 十二に曰はく、國司、國造、百姓より斂ること勿れ。國に二君非く、民に兩主無し。率土の兆民は、王を以て主と爲す。任する所の官司は、皆是れ王臣なり。何ぞ敢て、公と與に、百姓に賦斂せむ。

〔摘解〕 國司國造—地方の役人。斂—多く租税を取りたてる。率土—率はしたがふ意、地の續く限り。兆民—多くの人民。賦—財物を徵收し、人民を使役すること。

十三日。諸任<sub>レ</sub>官者。同知<sub>二</sub>職掌<sub>一</sub>。或病或使。有<sub>レ</sub>關<sub>二</sub>於事<sub>一</sub>。然得<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>之日<sub>一</sub>。和如<sub>二</sub>會識<sub>一</sub>。其以<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>與聞<sub>一</sub>。勿<sub>レ</sub>妨<sub>二</sub>公務<sub>一</sub>。

〔訓讀〕 十三に曰はく、諸の官に任する者は、同じく職掌を知れ。或は病み、或は使して、事に關くこと有らむ。然れども、知ることを得る日には、和すること會て識れるが如くせよ。其れ與り聞くことに非ざるを以て、公務を妨ぐることを勿れ。

〔摘解〕 或使—出張を命ぜらるゝこと。

十四日。羣臣百寮。無<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>嫉妬<sub>一</sub>。我既<sub>レ</sub>嫉<sub>レ</sub>人。人亦<sub>レ</sub>嫉<sub>レ</sub>我。嫉妬之患。不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>其極<sub>一</sub>。所以。智勝<sub>二</sub>於己<sub>一</sub>。則不<sub>レ</sub>悅。才優<sub>二</sub>於己<sub>一</sub>。則嫉妬。是以五百之後。乃今遇<sub>レ</sub>賢。千載以難<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>一聖<sub>一</sub>。其不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>賢聖<sub>一</sub>。何以治<sub>レ</sub>國。

〔訓讀〕 十四に曰はく、羣臣百寮、嫉妬有ること無かれ。我既に人を嫉めば、人も亦我を嫉む。嫉妬の患、其の極を知らず。所以に、智己に勝るときは則ち悦ばず、才己に優るゝときは則ち嫉み妬む。是を以て五百の後、乃今、賢に遇ふとも、千載にして、一聖を待つこと難し。其れ賢聖を得

すんば、何を以てか國を治めむ。

〔摘解〕 嫉妬―他の勝れたるを見て、己に害ありとなし、これをそねみ、ねたみ、にくむ心。

十五日。背レ私向レ公。是臣之道矣。凡人有レ私必有レ憾。有レ憾必非レ同。非レ同則以レ私妨レ公。憾起則違レ制害レ法。故初章云。上下和諧。其亦是情歟。

〔訓讀〕 十五に曰はく、私に背きて公に向ふは、是れ臣の道なり。凡そ人、私有れば必ず憾有り。憾有れば必ず同ぜず。同ぜざれば則ち私を以て公を妨ぐ。憾起れば則ち制に違ひ法を害ふ。故に初章に云はく、上下和諧せよと。其れ亦是の情なる歟。

〔摘解〕 私―私事。公―公事。非同―他と一致共同せず。上下和諧―上和ぎ下睦ぶの意。

十六日。使レ民以レ時。古之良典。故冬月有レ間。以可レ使レ民。從レ春至レ秋。農桑之節。不可レ使レ民。其不レ農何食。不レ桑何服。

〔訓讀〕 十六に曰はく、民を使ふに時を以てするは、古の良典なり。故に冬の月には間有り、以て民を使ふ可し。春より秋に至るまでは、農桑の節なり、民を使ふ可からず。其れ農らすんば何をか食ひ、桑せずんば何をか服む。

〔摘解〕 桑―養蠶。

十七日。夫事不可ニ獨斷。必與レ衆宜レ論。少事是輕。不可ニ必衆。唯速レ論ニ大事。若疑レ有レ失。故與レ衆相辨。辭則得レ理。

〔訓讀〕 十七に曰はく、夫れ事は獨り斷す可からず、必ず衆と與に宜しく論すべし。少時は是れ輕し、必ずしも衆とす可からず。唯大事を論するに速びては、若し失有らむことを疑ふ。故に衆と與に相辨すれば、辭則ち理を得む。

〔摘解〕 少―小と同じ。失―過失。辭則得理―種々なる紛議も、必ず道理にかなつた裁斷を見るであらう。

### 七、十七條憲法の内容の要約

「不磨の大典」と言ふと雖も、時勢の進展、國運の暢達に伴つて、その内容に變革を來さざるを得なくなることは、當然であつて、推古天皇の御代に「不磨の大典」として發布せられたものも、明治天皇の御代には、これに代つて「帝國憲法」が、「不磨の大典」として發布せられざるを得なくなり、更に、敗戦日本として、聯合國側に對して、無條件降伏したる日本、しかも立憲君主政體から、民主主義政體に轉換しなければならぬ日本には、三度目の「不磨の大典」の公布が、無ければならない

ことゝなつたのである。人或は、かく度々改正せられる憲法に對して、「不磨の大典」といふ美稱は、當らないではないかと考へるかも知れないが、國體の護持、天皇の儼存、天皇と國民とが一心同體となつて國を治めるといふ、君民同治の傳統、それは正に、日本獨特の民主々義政治であるが、以上の點に微動だもせず、持ち續けて來て居る限り、そうして、その裏附けとなる憲法である限り、依然として、「不磨の大典」であることに、聊かも變りはないのである。

今この、十七條の内容を要約すれば、

大和一心、黨争絶滅……第一條

國民生活の根本義……第二條

封建打破、君民同治……第三條、第十二條

人材登用、閥族打破……第七條

秩序維持……第四、五、六、八、九、十一の各條

上下一致……第十、十三、十四の各條

背私向公……第十五條

民力休養、産業獎勵……第十六條

萬機公論……第十七條

といふことになる。要するに、この憲法は、推古天皇が、舊體制を打破して、新政を行はせ給ふに當つての、一大宣言でもあつたので、さしにも横暴専恣を極めた閥族も、この憲法の前には、恐れ畏みてひれ伏さなければならなかつたのであるし、同時に、一般國民は、これに依つて、新に更生の力を與へられ、向上の望みに燃え立つたのである。

### 第十七章 年譜と拾遺

#### 一、年譜

年	代	年齢	事	項
敏達天皇三年 (甲午)		一歲	誕生	
同 天皇六年 (丁酉)		四歲	百濟より經論、僧侶、佛工、造寺工を獻す	
同 天皇十二年 (癸卯)		十歲	百濟より日羅來朝	
同 天皇十三年 (甲辰)		十一歲	百濟より佛像二體を獻じ來る、蘇我馬子之を請ひ受けて佛殿を造營す	

敏達天皇十四年 (乙巳)	十二歳
用明天皇二年 (丁未)	十四歳
崇峻天皇元年 (丁未)	十四歳
同 天皇五年 (壬子)	十九歳
推古天皇元年 (癸丑)	二十歳
同 天皇二年 (甲寅)	二十一歳
同 天皇三年 (乙卯)	二十二歳
同 天皇四年 (丙辰)	二十三歳
同 天皇八年 (庚申)	二十七歳
同 天皇九年 (辛酉)	二十八歳
同 天皇十年 (壬戌)	二十九歳
同 天皇十一年 (癸亥)	三十歳
同 天皇十二年 (甲子)	三十一歳
同 天皇十三年 (乙丑)	三十二歳
同 天皇十四年 (丙寅)	三十三歳

用明天皇(太子の御父)御即位  
 天皇群臣に「朕三寶に歸依せんと欲す卿等議せよ」と詔せらる  
 御父用明天皇崩御、崇峻天皇御即位  
 蘇我馬子、東漢直駒をして崇峻天皇を弑せしむ  
 推古天皇御即位、太子を皇太子とし萬機を總べしめらる  
 三寶興隆の詔を發す  
 高麗の僧慧慈歸化す、太子就いて師事せらる  
 百濟の僧慧聰來朝、太子またこれに就いて學ぶ  
 法興寺落成、慧慈並に慧聰を住せしむ  
 新羅、任那を攻む、依つて我兵を派して新羅を降伏せしむ  
 斑鳩宮造營竣成、移住  
 百濟より僧觀勒來朝し、曆本及び天文地理遁甲方術等の書を獻す  
 來目皇子筑紫に於て薨去、冠位十二階を制定せらる  
 冠位を諸臣に賜ひ大に人材登用の途を開く、十七條靈法を發布せらる、又參朝の禮を定む  
 天皇、太子及び諸王諸臣に詔し、共に誓願を發して銅及鍔の丈六佛各一體を造らせ給ふ、是を本邦造佛の嚆矢と爲す  
 前年着工せる銅鍔佛共に成る、佛工鞍作鳥其功に依り大仁

同 天皇十五年 (丁卯)	三十四歳
同 天皇十六年 (戊辰)	三十五歳
同 天皇十七年 (己巳)	三十六歳
同 天皇十八年 (庚午)	三十七歳
同 天皇十九年 (辛未)	三十八歳
同 天皇二十年 (壬申)	三十九歳
同 天皇二十一年 (癸酉)	四十歳
同 天皇二十二年 (甲戌)	四十一歳
同 天皇二十三年 (乙亥)	四十二歳
同 天皇二十八年 (庚辰)	四十七歳

位を賜ひ並に近江坂田の水田二十町を賜ふ、太子は天皇の請により『勝鬘經』を講ず、又岡本宮に『法華經』を講誦す  
 敬神の詔勅發、天皇、皇太子及び百官を率ひて神祇を祭祀せらる。小野妹子を隋に遣はさる。大和に高市池、藤原池、肩岡池、菅原池等を造り、山背の栗隈に大溝を掘り、河内に戸刈池、依羅池を造り、又國毎に屯倉を置く  
 小野妹子隋より歸朝、隋の國使裴世清等煬帝の勅書を齎して共に來朝す。裴世清の歸國に際し小野妹子再び遣隋使として國書を奉じて同行す、留學生學問僧八名共に隋に赴く  
 小野妹子歸朝  
 高麗王、僧曇徴及び法定を來朝せしむ  
 『勝鬘經義疏』成る、五月五日菟田野に藥獵す  
 百濟人味摩之歸化し伎樂舞を傳ふ。『維摩經義疏』成る  
 掖上池、故傍池、和珥池を造らしむ。太子、片岡山に於て飢人に御歌並に御衣を賜ふ  
 犬上御田鍬及び矢田部造を隋に遣はさる  
 『法華經義疏』成る。犬上御田鍬等歸朝、太子の師慧慈御製疏を齎して高麗に歸る  
 太子、國史を編纂し給ふ

推古天皇二十九年（辛巳）  
同 天皇三十年（壬午）

四十八歳	太子の御母穴穗部間人皇后崩御
四十九歳	二月二十二日（新曆推歩四月十一日）太子薨去、これに先だつこと一日太子妃膳部善岐岐美郎女薨去す

『法王帝説』と『日本書紀』との間に年月に相違あるものあり、今は大體『日本書紀』に従ふ。

## 二、拾遺

### (一) 神武紀元に就いて（第二章の一参照）

昭和二十二年は、皇紀二千六百七年だといふことになつて居るのであるが、これには、大體、六百年位の違算があるといふことは、古今識者の、夙に唱道するところである。然るに、明治以來、かゝる言説は極めて窮屈となり、學者も、堂々とその所信を發表することを避けざるを得ない實情となつてしまつたことは、遺憾至極である。幸に、最近、漸くその枠がはづされて、急に、皇紀に對する正論が浮び出ることゝなつた。

日本の上代には、皇室にも民間にも、餘りにも長壽者の多いことは、合點のゆかないことの一つであるが、日本の歴史と、支那や朝鮮の歴史とを對照して、日本とそれ等の國々との交渉の事實、年

とを研究すると、そこに少からざる歲月の、喰ひ違ひのあることが、發見せられる。

そうしたことから、何かそこには、故意に年代の遣り繰りをしたものと、考へざるを得なくなるのであるが、何を種にして、そんな變な手品をしたものなのであるかといふに、これは既に、先人が（殊に、那珂通世博士の研究）論證して居るように、支那の古代から行はれて居た、陰陽五行説に胚胎した讖緯の學（拾遺の（十七）に述べて置いたように、天文、地理、變異、災祥等に關して、奇説を立て、未來の吉凶、禍福、成敗等を豫言する、神怪微妙の説）が我國に入り來り、その説くところの、辛酉革命の言を基礎として、推古天皇九年辛酉から、干支二十一回轉（一蕪二十一元、千二百六十年）を溯りて、神武天皇即位元年を辛酉と定めたゆゑに、そこに年代上の無理が出來て、空白の年を埋めるために、人間の壽命を、人間が勝手に引伸ばしたので、武内宿禰のようなのが、現はれることゝなつたのである。

然らば、かうした學者の研究に依つて、神武天皇即位元年を、六百年も引き下げて、日本の紀年を、短縮すべきであるかといふに、一應はそうだと言ふべきであるが、しかし、過去千數百年間、それで押し通して來たのであり、有らゆる文献が、皆それで出來上つて居るものもあるから、今急にこれを改めるには及ぶまい。太陽曆を施行しても、國民大衆の大部分の私生活は、大陰曆で行はれて居るよ

うに、正しいことは正しいことと承知して居て、しかも慣用に従ふといふ、弾力性を持たせて置くこともよいではないか。西曆にしたところで、二三年の相違あることを、そのまま問題にせず世界に普及して居るように。

(二) 孝養の御影に就いて (第二章の二参照)

太子の御父、用明天皇御病勢よろしからず、至孝の太子は、食を廢し寢を忘れて、親しく看護せられた一方、また佛陀に縋りて、冥助を得んと、切々の情を祈願に捧げられたのであるが、その時の御姿を、圖畫し木彫したものが、謂はゆる「孝養の御影」である。童形に袈裟を纏ひ、柄香爐を捧げ給ふ御像が、即ちそれである。この御像を、又「十六歳の御影」とも稱して居るものもあるが、これは誤りであつて、この時太子は、十四歳であらせられたのであるから、正しくは「十四歳の御影」といふべきである。

聖德太子の御像は、いろいろあるが、最も古いものとしては、今宮中御祕藏の、傳阿佐太子筆と言はれて居るものである。太子を中心に、左右に、御弟殖粟王と、御子山背大兄王との、三人立の畫像である。外に、「攝政の御影」、「勝鬘經講讀の御影」、「七歳の御像」、「南無佛の御像」、「驪駒の太子」、等々、中にもこの「孝養の御影」が、最も廣く行はれ、淨土眞宗の寺院には、必ずこの御像を安置し

恭敬して居る。この御像は、太子信仰の極盛期ともいふべき鎌倉時代に、最も多く圖畫彫刻せられて、一般に恭敬せられることとなつたといふことにもよるであらうが、親鸞上人の聖德太子崇敬は、遂に「和國の教主」とまで鑽仰せずに居れなかつたといふ點と、太子至孝の徳業とが、一般を、感憤興起せしむるものがあつたからであらう。

(三) 太子と慧慈 (第三章の五参照)

聖德太子の薨去の時の、國民悲歎哀悼の有様を、「日本書紀」に、簡明にしかも感銘深く記録せられてある。我々明治時代に生れ、明治天皇の仁慈の中に生活して來たものは、明治天皇が、遂に神去りしましたと承つた時の、驚愕と落膽とは、正にこの「日本書紀」の記事のように、食べても味がわからず、視ても色を辨ぜず、全く父母を失ひ、愛兒に別れた時の悲しみにも増して、天に號び地に泣いたのであつた。當時、宮城前の廣場には、泣き倒れて動かないものが、非常に多かつたのを思ひ浮べると、彼と此と、誠によく似通つて居ることに驚くのである。

ところが、更に不思議と言つてもよいほど、よくも似通つた一事件がある。それは、明治天皇御大葬の當日、御靈柩御發輦の時を期して、乃木希典夫妻が、御あと慕ひて自刃したことである。それは

恰も、聖徳太子の師僧慧慈法師が、聖徳太子の御あと慕つて、聖徳太子の一周忌日に、圓寂したと酷似して居るではないか。

(四) 慧思禪師再誕説の妄 (第四章の二参照)

「扶桑畧記」に、

聖徳太子は、南岳大師の後身也。鑑眞和尚曰はく、聞く、南岳の思禪師、遷化の後、生を倭國の王子に託し、佛教を興隆し、衆生を濟度す。倭國の王子とは、聖徳太子也。

とあるが、この記録に依つて、太子を、南岳大師、即ち衡山の慧思禪師の再誕説を、今でも信じて居るものがあるらしいが、これは、人間が再誕するといふことの、可能性に對する可否の論からでもなく、歴史事實の上から、飛んでもない間違ひである。

南岳大師といふのは、支那南北朝の世、北魏に出た高僧、慧思禪師のことで、北齊の慧文に學んで、法華三昧を得、遂に天台の觀心門を完成した學匠である。當時、惡僧達の迫害にも超然として、大乘の法義を講明し、後、南岳(湖南衡山)に入つて、益々講筵を盛にしたところの、支那天台の二祖で、一宗の大成者たる天台大師の本師である。師は陳の大建九年、我が敏達天皇の第六年(西紀五七七)

に入寂して居るのであるが、聖徳太子は、この時既に四歳になつて居られるのであつて、この明白なる事實は何と胡麻化しようもないのである。

佛教には、化身説といふものがあつて、教化の方便のため、佛自ら身を變化して、衆生の身となると説くのである。聖徳太子が、觀音菩薩の化身だといふが如き、即ちそれである。だから、聖徳太子が誕生せられない以前に、慧思禪師が死んで居たとすれば、兎も角、太子が四歳の時に死んだ慧思禪師が太子と化身するといふことは、もとより問題にはならない。筆者の聖徳太子讚仰の拙詩に、

衡山聖者再生東。朗徹諸根淨且聰。十七條憲章千古典。能令中外遍皇風。

といふのがあるが、これは起句に、慧思禪師再誕の傳説を取り入れて居る。詩は志であつて、歴史でない、志の之く所を言に發するのであるから、史實に依つて、嚴しく責めずに置いて貰ひたい。尤も「衡山聖者」を「南天聖者」とすれば、問題は無くなる。

(五) 六神通 (第四章の四参照)

神通力(ジンヅウリキ)に六種あるので、六神通(ロクジンヅウ)又は六通(ロクツウ)とも言ふのであるが、神は不測の義、通は無碍の義で、つまり、六種の神妙不測、無碍自在の智慧といふこと



である。

- 一、天眼通（テンゲンツウ）。衆生の生死苦樂の相、及び一切世間の種々の形色ぎょうしきを見るに、障礙なき通力ツウリキのことで、今日の望遠鏡と顯微鏡とを、一つにしたような力。
- 二、天耳通（テンニツウ）。自在に、一切の言語音聲を聞くことを得る通力のことで、今日のラヂオの如き力。
- 三、他心通（タシンツウ）。自由に、他人の心中に思ふことを知る通力のことで、今日の讀心術が、もつとく發達したら、或は他心通と言へるようになるかも知れない。
- 四、宿命通（シユクミョウツウ）。自他の過去のことを明に知る力で、今日の遺傳學が、もつと發達すれば、人間の過去が、もつとはつきりわかるようになるかも知れない。
- 五、神足通（ジンソクツウ）。時機に適應して、大小自在の身を現じ、意のままに飛行し得る通力。今日の、飛行機と潜水艦とを、兼ね備へたような力。
- 六、漏盡通（ロジンツウ）。一切の惑を斷じ、再び三界に迷はざること。謂はゆる大悟徹底すること。聖德太子が、驪駒くらこまに騎つて、飛行せられたといふのは、この六神通中の第五神足通を得て居られたからだ、いふことになるのである。しかしそれは、今日では一向珍らしくもないことだと言へるが、

千三百年も前に、この事があつたと言ふのは、傳説作者の手腕として置かう。

(六) 三寶興隆の詔勅 (第五章の二参照)

外來の宗教、即ち佛教を中心として、崇佛排佛の兩黨の抗争も、推古天皇二年に渙發せられた「三寶興隆の詔勅」に依つて、落着くところへ落着いて、佛教が日本の國教的地位を確保するに至つたのである。「日本書紀」に依れば、

二年春二月丙寅朔、皇太子及び大臣に詔して、三寶を興隆おこさしむ。

とあるだけで、その詔勅の内容が明示されて居ない。しかし、その詔勅渙發の結果に就いては、是の時、諸の臣連等、各々君臣の恩の爲めに、競ひて佛ほつ舎けを造る、即ち是を寺と謂ふ。とあつて、これより佛教の興隆めざましく、是に關聯して、有らゆる文化の急速なる發展を、見るこゝとなつたのである。

(七) 煬帝に就いて (第七章の四参照)

煬帝、名は廣、隋高祖文帝の太子であるが、性甚だ不良、帝の疾に罹るや、帝の死を豫想して、自

ら帝位に即かんとするの、計を立てると言つたような人物である。或時、帝の寵妃陳夫人を挑んだところが、帝の知るところとなつて、帝の激怒を買ひ、遂に太子を廢することとなつた。ところが、廣は、先手を打つて、東宮役人の張衡といふものを、帝の看病に遣はし、機を見て帝を弑せしめて、自ら位に即いたといふほどの惡逆兒であつた。その爲すところ、一身の享樂恣欲、奢侈贅澤、他に對しては、倨傲尊大であつたことも想像される。

勿論、煬帝は、一面豪傑型の人物でもあつて、その一生、隋の國運を進展せしめたのであるが、唐公李淵が兵を起すに及んで、隋は、三代三十七年で亡びてしまつたのである。

(八) 隋との外交顛末 (第七章の五参照)

煬帝の如き人物を向ふに廻はして、聖德太子の對隋外交が始められたのであつて、この事誠に容易な業ではなかつたのであるが、太子の金剛不壞の大信念と、小野妹子の不惜身命の大努力とが、能くこの強豪を抑へて、對等の國交を修訂し得たこと、眞に幸慶と言ふべきである。

小野妹子が、第一回遣隋使として發遣せられた時にも、勿論、國書を捧持して行つたのであるが、それが全然、國史上に記録されて居ないのは、遺憾である。然るに却つて、隋の國の歴史に、その國

書の冒頭の一句だけが、記録されて居ることは、せめてもの幸である。

日出づる處の天子、書を日没する處の天子に致す、恙無きや。(原漢文)

といふのがそれである。支那は、我國を、屬國位にしか考へて居ないので、こちらも天子、そちらも天子、五角對等の意氣を以て、認められたこの國書、たゞこの一句からだけでも、太子の軒昂たる氣魄、凜乎たる精神の、横溢し生動して居ることを覚え、千載の下、なほ吾等日本國民の、血汐を沸騰せしむるに足るものがある。

果然、傲岸不遜の煬帝は激怒した。生意氣なのは倭國である、蠻夷の書、無禮なるものあり、復び以聞すること勿れ。」と、鴻臚卿に謂つたといふのであるが、彼としては、無理もないことである。しかし、煬帝の一喝を食つて、すぐ／＼引き退るような小野妹子ではない。これから妹子が、外交的手腕を振つて、隋國要人達の間を奔走周旋し、その努力の結果は、自然煬帝にも反映して、遂に煬帝をして、

猶怪其意氣高邁、遣裴世清等十三人、送蘇因高來觀國風。

といふところまで漕ぎつけたのである。その功勞は、大に認めなければならぬ。

小野妹子は、隋に滯留すること約一年、翌大業四年、即ち我が推古天皇十六年、隋の答禮使、裴世

清等十三人と共に、歸朝することゝなつたので、太子は、豫め難波の高麗の館の上に、隋使歓迎のため新館を造らしめ、六月難波に着くや、飾船三十艘を仕立て、江口に出迎へさせたのである。敗戦前の日本ならば、軍艦三十隻、滿艦飾して、横濱港口に出迎へ、禮砲なんかぶツ放したとでもいふほどの歓迎ぶり、裴世清一行のものは、まだ上陸もしないうちに、早くも驚異の眼を睜らせられたのである。

木の香新しい新館に入つてからの厚遇は言ふまでもなく、四天王寺の輪奐や、そこで奏せられた舞樂など、すべて満足と感嘆とに陶醉せしめられるものばかりであつた。かくて難波に滞留すること二ヶ月、この間に、彼等はこれまで豫想して居た日本に對する認識の、不足も錯誤も、十分是正し得たであらう。その頃合を見計らつて、難波から大和の帝都へ、本格的國賓として、迎へられることゝなつたのである。それは、その年の八月であつた。

その時の儀禮は、まづ傍騎七十五頭を以て、大和の海石榴市の衢に迎へしむとある。それから、いよく飛鳥の朝廷に案内したのであるが、宮中の百官は、前に制定せられた冠位十二階に従つて、それれ盛装し、紫の大徳冠を上位に、青黄赤白黒と位次に依つて、五彩燦爛たる冠服を着け、冠には各金の華髻（花簪の如きもの）を挿して居た。正面高御座には、長くも推古天皇、並に攝政聖德太子

出御あつて、謁を賜ふといふ盛儀、裴世清は、その莊嚴と神々しさには、頭も上げ得なかつたことであらう。隋國の信物は几上に獻ぜられ、裴世清は、煬帝の國書を捧げて再拜すること兩度、使の旨を言上して、敬んで起立すれば、阿倍臣出で、其の國書を受けて進み、大伴嚙更にそれを承けて、大前の机の上に置き、謹しみ奏聞して退くとある。

裴世清は、完全に使命を果たした。一行は、大和朝廷の恩命を謝し、歸國復命すべき期となつた。此の時太子は、小野妹子に旨を含め、これと同行して、再び渡隋することを命ぜられたのである。それは、隋使等を、そのまま歸したのでは、謂はゆる去る者は日に疎しで、彼等が長い船路の旅をつゞけてゆくうちには、日本で受けた印象も次第に薄らいで、いよく煬帝に復命するといふ時に、「さほどとも存じ申さず。」位の、いゝ加減のことを奏上された日には、二年越しの折角の苦心も水の泡、九奴の功を、一簣に缺く結果となる恐れがある。かうした機微を洞察せられた太子は、妹子を二度の遣隋使として、裴世清等と同船せしめ、日夕歡談のうちに、ともすれば薄らぎゆかんとする彼等の印象にチクリチクリと注射をさせて、注射で持たせて、隋まで送り届けようといふ、思召であつたと察せられるのである。

その功空しからず、煬帝も、裴世清の復奏を聞いて、日本の相貌を知り、その認識を新にしたよう

である。それは、この二度目の使節として、妹子の呈した我が國書、……それは實に、堂々たるものであること、第一回の國書の「日出處天子、致書日沒處天子、無恙。」の意氣に比べて、寧ろ一段と高邁なるものがある……に對して、「蠻夷の書、無禮なるものあり。」と一喝を喰はし得なかつたところからも、想像することが出来る。この二度目の國書は、『日本書紀』に載録してあつて、實に左の如きものである。

東天皇。敬白<sup>ヒトナス</sup>西皇帝<sup>ニ</sup>。使人鴻臚寺掌客裴世清等<sup>リ</sup>至。久憶方<sup>マサニトケヌ</sup>解<sup>ク</sup>。季秋薄冷。想清念<sup>フニナラム</sup>。此<sup>ココニモ</sup>即如<sup>シ</sup>常<sup>ノ</sup>。今遣<sup>ニ</sup>大禮蘇因高。大禮乎那利等<sup>ナリ</sup>往<sup>カシム</sup>。謹白不具。

これは、或は恐らくは、全文ではなく、一部分の抄録であるかも知れないが、これだけでも、意は十分に通ずる。たゞこゝに注意すべきは、第一回の國書には、「日出處天子……日沒處天子」とあつて、お互に天子と天子とで、對等五角であるが、今度は、こちらは天皇、先方は皇帝で、たゞ東と西、朝日と夕日といふ如き、方角や地理的相違のみではない、天皇は日本に於て至上の位、皇帝は支那に於ては、三皇五帝を兼ねた最上位の稱とせられて居るのだから、天皇と皇帝とは、全く對等同位である。飽くまで對等の國交を結ばんとする意氣は、この堂々たる態度の上にも、明に現はれて居るのである。かくて、不可能をして可能ならしめるといふ太子の信念と、忠誠にして且つ外交的巨腕を有する小

野妹子の努力とは、大隋國と日本とが、對等の國交を結ぶことに成功したのであつて、明治以後に、日本に、かくの如き理想的哲人政治家と、かくの如き國のために不惜身命の大外交家とがあつたならば、恐らくは、支那事變も起らず、日支同心となつて、世界の文化に貢献するところ、多大であつたらうし、従つて又今日敗戦の憂目を見ずにも濟んだであらうと、返す／＼も、遺憾の情に堪へ難いのである。

(九) 三經の内容 (第八章の四参照)

聖徳太子が、幾千卷といふ、多くの大小乘經典の中から、特に「勝鬘」「維摩」「法華」の三部の大乗經典を選んで、或は天皇に講讀し奉り、或は註釋を著はすといふには、そこに大きな理由が、無くしてはならないが、それは、此等三經の内容が、如何なるものであるかを知悉することに依つて、自ら解決せられるであらうと信するが故に、以下簡単に、これを解説して置かう。

「勝鬘經」

この經は、普通のお經とは異つて、佛説ではなく、一婦人が、佛の威徳を背景として、説いて居るのである。具さには「勝鬘師子吼一乘大方便廣經」といふ、長い名のお經で、畧して「勝鬘經」と呼んで居るのである。支那南北朝、宋の求那跋陀羅<sup>クナパタラ</sup>が傳譯した一卷本である。その荒筋を言へば、釋

尊が、舍衛國の祇園精舎に居られたとき、佛の篤信者であり、教團の外護者であつた、波斯匿王が、妃の末利夫人と共に、その一女の勝鬘夫人……阿瑜闍國の友稱王に嫁して居た……に書を贈つて、佛德を讃嘆すると、勝鬘夫人は、遙に釋尊を奉請し、佛身の示現を見るや、十大受、三大願、更に無数の願と攝受正法といふ一大願を發し、夫人自ら、大乘佛敎に對する見解を述べ、釋尊は、一々それに印可證明を與へ、夫人の眞實なる悟りを讃嘆して、空を踏んで歸るといふのである。

一經所説の肝要は、『攝受正法』と、『如來藏』との二つに歸せられる。正法とは、佛の本懷として示された、極大乘の法で、此の法を如實に受入れ、これに體達するのを、攝受正法といふのである。如來藏とは、此の正法と一致契當して毫も異ならぬ本質は、元來衆生各自に具有して居るが、ただ覆藏し潜在して居るために、知らずに居るだけで、正法に體達するといふも、此の如來藏を自覺し、自證することに外ならぬといふので、一體三寶、同歸一因、一乘道の深理と、全く異語同義である。

太子の『義疏』にも、一乘の章を解釋して、

一乘はこれ一體三寶の因にして、一體は是れ一乘の果なり。……果既に是れ一なることを明かせば、即ち因も一なること明かなり。

と説かれて居り、攝受正法の一體の義を解釋しては、

能攝の心は、所攝の萬行正法と異なることなく、所攝の萬行は、能攝の心と異なることなく、萬行

正法は、是れ攝受の心なり。……心と法と、一體にして二相なし。

と説かれて居る如く、正しく一體三寶の實を擧げ、一乘道を歩む様子で、國政の上で言へば、國君と國民と俱に國體の本性を心とし、その心とその實行とに於て、一致融合すれば、そこに國家の眞の生命が、顯はれる譯になるのである。一女性に依つて説かれたといふこの經を、女帝にまします推古天皇の求めに従ひ、太子が（叔母君たる推古天皇のために）これを講讀せられたといふだけでも、深い意味はあるが、更に一體三寶、一乘道の極致を、國の元首、天皇にすゝめ參らせ給うたといふ點に、一段と深く貴い意義が、拜せられるのである。しかも、四天王寺四箇院の施設の如きは、この勝鬘夫人の大願に影響せられてのことだといふことは、特筆すべきことである。

### 『維摩經』

この經も、亦、釋尊の教説そのものでなく、在俗の一居士が、自己の證悟底を語つたのに對し、釋尊の印可があつたものなのである。此の經には多くの異譯本があるが、現存のものには三種で、吳の支謙譯『維摩詰經』二卷と、姚秦の鳩摩羅什譯『維摩所説經』三卷と、唐の玄奘譯『說無垢稱經』六卷とである。一般に廣く行はれて居るのは、羅什譯の三卷本で、これが註釋書も、支那日本に澤山出て

居り、聖徳太子の「義疏」は、日本最初のものである。

維摩は梵語に維摩羅詰ワイマラキチ (Vimalakirti) といふのを畧したので、意譯は淨名じやうみやう又は無垢稱むくしやうといふのであつて、釋尊在世の時、毘耶離びやり (吠舍離べいしやりともいふ) 城内に住んで居た長者である。

維摩は、全く在俗の身であつたにも拘らず、大乘の深義に體達し、辯才無礙、常に佛弟子、菩薩衆を説破し痛呵したが、或る時、この維摩居士が病氣で、方一丈ほうじちやう (方丈) の室に臥せつて居るところへ佛が弟子達を見舞に遣はそうとすると、舍利弗しゃりほつ、目連もくれん、迦葉等かしょうの十大弟子が、皆曾て、維摩のために叱られたことを口實にして、辭退する。菩薩達も矢張り同様で、誰も彼も、使ひに立つ資格が無いといふので、最後に七佛の師と言はれる、智慧の文殊菩薩もんじゆほさつが、羅漢菩薩の大衆を引きつれて往訪する。維摩は、その無數の大衆を、方一丈の室に請じ入れ、天上界の珍饈を饗するなど、いろいろの奇蹟を示して、大衆を驚異感嘆せしめる場面もあつて、それから三十二菩薩の一人一人と、不二法門に就いて問答があり、最後に、維摩は、文殊の間に答ふるに、たゞ默然無語もくねんむごを以てした。これが有名な、維摩の一默で、禪の公案などにも、やかましい一則となつて居る。終りに、維摩が、大衆と共に佛の處に來て、佛と應答があるといふ筋である。その結構、不可思議幽妙な一篇の劇であるばかりでなく、文辭また、頗る高雅雄渾の氣韻を漂はして居るので、専門の僧徒ばかりでなく、一般の學者詩人等の

間に、廣く愛讀せられて來た經典である。この經の中に、維摩の人物を説いて、

人を度せんと欲するが故に、善方便を以て毘耶離に居す。資財無量にして、諸の貧民を攝し、奉戒清淨にして諸の毀禁を攝し、……決定の慧を以て無智を攝す。

とあるが、太子これを釋して、

維摩詰は、徳は衆聖の表に冠し、道は有心の境を絶し、事は無爲を以て事となし、相は無相を以て相と爲す、何ぞ名相の稱すべきあらん。國家の事業を煩はしと爲すも、たゞ大悲息むことなくして、志は物を益するに存す。形を世俗の居士に同じうして、處を毘耶に宅せり。

と稱讚せられて居る。宛然、維摩居士の全人格が、經中から抽け出で、太子御自身を現出したかの觀あるとも見ることが出来るではないか。殊に、この所説は、般若眞空はんにやしんくうの深理に立脚し、實相無相、不二不可得の大乘思想に通徹して居るもので、究竟、一體三寶、同歸一因の一乘道を明せるものと見られ、こゝに太子の一貫せる御理念を、拜することが出来るのである。

一乘道に於て、萬法は一心に收められ(如來藏)、一心能く萬善を展開する(攝受正法)。これに依つて、上に向つて菩提を求むるも、下に向つて衆生を救ふ、等しく、法身如來の慈悲一體であるといふこの一心を、維摩は「直心じしん」と説いて居るのであるが、太子は直心を解して、

菩薩、因（修業時）に在るの日に、自ら無相の直心を修し、用つて衆生をして直心を修せしむ。菩薩無相の直心は、即ち佛果を感じ、衆生無相の直心は、自ら淨土を感ず。

と言ひ、維摩が「心淨ければ佛土淨し」と説破し、「直心是れ菩薩の淨土」と示して居るところでは、夫れ國土を論ずれば、淨穢殊なることありと雖も、此は是れ皆衆生の善惡に依つて、感を爲すが故に、衆生に於ては、必定して己が國と稱するの我なり。……若し至聖を命ずれば、即ち眞如の理に冥（合）して、永く名相の域を絶す。……萬法を照らすを心となす、何ぞ名相として量るべきあらんや。寧ぞ復た、定めて己が國と稱せんや。而も大慈息むことなく、機に隨つて化を施す、則ち衆生の在る所、至らざる所なし。故に云ふ、衆生の類は、菩薩の佛土なりと。

と註釋せられて居る。その他、經中には、「衆生疾むが故に我れ疾む。」とか、「高原陸地には蓮華を生ぜず、却つて、淤泥の中に生ず。」とかいふが如き、一體一因の思想は、隨所に見られる。特に、この經のヤマとも見るべき、不二法門の問答に於て、維摩一默の喝破の處に至つては、正に一乘法の究極と言はねばならぬ。

## 【法華經】

【法華經】は、「仁王般若經」「金光明經」と並せて、「法華三部經」と稱せられる中の本經で、古

來、漢譯は六回行はれたと傳へられて居るが、現存は、西晋の竺法護譯「正法華經」十卷、姚秦の鳩摩羅什譯「妙法蓮華經」七卷（後に提婆品の一章を加へて八卷）、隋の闍那崛多と達摩笈多との共譯「添品法華經」一卷の三本であつて、一般に行はれて居るのは羅什譯である。太子の用ひられた底本も、羅什譯の七卷本で、提婆品の一章を缺いて居る。

【法華經】は、釋尊の晩年、入滅前の八年間に説かれたもので、佛出世の本懷を明すと言ひ、それ以前に説かれた「阿含」「方等」「般若」の諸經は、淺畧なる小乘より、漸次誘引向上せしめた方便即ち權教であつて、「法華」の會座に至り、初めて一乘眞實の極大乘を示したと言はれ、一乘と言へば、「法華」の代名詞のようにさへ、通用して居るのである。一乘の乘は、乗り物の意で、人を乗せて迷の此岸より悟の彼岸に運ぶもの、即ち正法のことであるが、乗り物にも大小があるので、「法華經」には、有名な三車の喩が説かれてある。それは、小乘羅漢の教は羊車であり、羅漢のやゝ上級と見られる辟支佛は鹿車、此の二乗は自利を主とする小乘なるに對し、菩薩は利他を先とする大きな乗物であるところから、牛車に喩へてある。この菩薩が、究極に到達した名が佛で、菩薩道に依つてのみ佛果が得られるのだから、菩薩一乘は、即ち佛一乘であり、これを大法といふのである。

ところで、前來述べて來たように、人人本具の如來藏の一因により、齊しく此の一乘の正法に攝受

せられ、同歸一體、凡聖不二で、凡夫、聖人、外道、皆例外なく、佛一乘に歸入すと説かれるが、ただ自利主義の二乗は、小悟小成に腰かけて居るから、そのまゝでは、永久に佛乘は得られない。それが方便の權教であることを自覺し、菩薩の一乘道に轉向して、初めて佛乘は得られるのであるぞと、「法華」の會座では、此くの如く二乗を厳しく彈呵して居るので、二乗及び菩薩、この三乗の道法を開示して、悉く一佛乘に歸入せしめる、これを開三顯一といふのである。

かくて「唯有一乘法、無二亦無三」の此の一乗の大道一枚になり切ることを説き、眞にこの大道と一枚なれば、宇宙一切の現象は、そのまゝに大道の顯現であつて、大道を離れた一塵一物もない。その有様を「法、法位に住して、世間相常住」とも示し、「治生産業、皆是れ正法にあらざるなし」とも教へて居るので、これを「諸法實相」といふのである。そうして、この宇宙の實體たる一乘法、根本實在を洞觀し體取する力を、「眞實智慧」と名づける。即ち「諸法實相」と「眞實智慧」、これがこの一經の眼目と言はれるのである。

以上の如く、三經の内容、各々その立場を異にし、形に於ては、その角度觀點が別々のように見えるが、その歸趨は全く一つで、電波の波長がピッタリと合ふ如く、放送される音調は、齊しく「一乘法」と響くのであつて、即ち三經の所説を要約し、理致を擴充すれば、究竟一體三寶の、妙諦に外なら

ないのである。

(十) 政治の中心の移動と新佛教 (第九章の三参照)

日本の歴史に徴するに、政治の中心の移動する毎に、新しい佛教が生れて居る。推古の新政に當つて、聖德太子の日本佛教の生れたことは、前述の通りであるが、政治の中心が奈良に移動すると、謂はゆる南都の六宗が、花爛漫と咲き亂れ、政治の中心が平安に移動するや、傳教、弘法兩大師の、天台、眞言の二大新佛教が起り、政治の中心が鎌倉に移動(これは變態政治ではあるが)すると、榮西、道元兩禪師等の禪の移入の外に、法然、親鸞、日蓮等の諸大德に依つて、純粹日本生え抜きの新佛教が勃興し、爾來、江戸時代の末に至るまで、武門の政權争奪の内亂を繰り返し、人と所とを異にしたがらも、變態政治の形態は、依然として、そのまゝ繼承せられて來たのである。従つて、鎌倉時代に生れた新佛教も、次第に垢や埃にまみれて、その本然の姿が見失はれてしまつた。

然るに、茲に、明治維新の大業その緒に就き、王政は復古し、政治の中心は、在るべきところに還元したのであるから、この大變革の時こそ、當然、新佛教が生れなければならなかつたのである。鎌倉以來、約八百年の舊衣を脱ぎ棄て、明治の新粧を凝らして、衆生濟度の新舞臺に、踊り出づべきで



あつたのに、不幸にして、時の政治家の暗昧なる、思想家の排他的頑冥固陋の説に誤られて、遂に廢佛棄釋といふ暴舉を斷行し、特に新佛教誕生の胎動、いよ／＼活潑ならんとする時、その母胎を打ちのめして、胎児を流産せしめたのみならず、母の生命をまで、危殆に瀕せしむるに至り、新佛教の誕生が、絶望となつたばかりでなく、日本佛教さへも、滅亡せんとするの危機に、直面せしめられたのである。

今や太平洋戦争終了して、日本の政治形態に、一大轉換が行はれ、軍國主義より平和主義に、帝國主義より民主主義に移動せざるを得ない状態に置かれるに至つた。この日本肇國以來、空前の大變革に際し、今こそこの新日本の文化的基礎としての宗教、新日本人の精神的食糧としての宗教、かゝる重大なる任務を、双肩に擔つて、誕生せざるを得ないのが、昭和の新佛教でなくてはならない。

勿論、その新佛教は、現存の十三宗五十六派の外に超然たる、超宗派的の佛教であるべく、寧ろ、聖徳太子の佛教、一乗法の佛教で無くてはならない。即ち、この唯一乗法の佛教によつて、淨佛國土新日本が莊嚴せられ、假りに從來の日本が、偽惡醜の日本であつたとするならば、將來の日本は、眞善美の日本たらしめなければならぬ。

(十一) 神儒佛と根枝實 (第十章の二参照)

大乘佛教一貫の妙理は、宇宙の實相に立脚するものであり、その信仰の要領は、人牛生活に即して、敢て離れないのであるから、一切の宗教も、一切の道德も、これと矛盾することはないのである。印度に於ては、早くも婆羅門教を包容し、その信仰の對象たる諸天善神の類をも、佛菩薩の權化として居り、支那に入つては、儒道二教を包容し、日本に來ると、聖徳太子の崇高なる理想の下に、神儒佛三教が、シツカリと調和して、何等の矛盾もなく、後世の神佛習合、儒佛融合の端を開き、かくて江戸時代に至るまで、佛教は、日本の國教の如き觀を呈したのである。即ち、生れたらお宮詣り、學問は寺子屋、死んだらお寺といふように、國民の日常生活に於て、何等の疑惑もなかつたのである。「太子傳補註」や、「神祇正源集」に、聖徳太子の言葉として載せて居るものに、

熟々儒釋及び神史の文を見るに、大方分明にして、これを疑ふべき所なし。神道は道の根本、天地と共に發りて、以て人の始道を説く。儒道は道の枝葉、生黎と與に發りて、人の中道を説く。佛道は道の華實にして、人智熟して發り、人の終道を説く。強ひてこれを好み、これを惡むは、是れ私情なり、理に隨ふは是れ天なり、私は天に勝たず、其の勝たざるを知つて、なほ私を用ひるは、是

れ私情なり、智賢の性にあらず。

とあるが、もとより是れ、太子の言なりや否やは、甚だ疑はしく、筆者はこれを信じ得ないのであるが、しかし、太子の三教に對する理念は、或はかくもあつたであらうかと、考へられないこともない。江戸時代に入りて、儒教が佛教の懷から分離して、獨立の形を取り、國學が勃興するようになった。儒者國學者の中に、自家の學を以て佛教を嫉視し、佛教興隆に心魂を打ち込んだ聖德太子が、儒教や神道を無視したかのように、攻撃し始めたが、誣妄の酷だしいものであることは、言ふまでもないのであつて、敢て辯駁の要はない。

(十二) 兵燹と米人の好意 (第十一章の一参照)

『丹青』創刊號に掲げられた、龍居松之助氏の「日本の庭園」と題する文中に、

先頃、ラヂオで、戰爭中、京都や奈良を爆撃せぬよう、大統領に極力進言したのは、ポツバム大尉と、ミューソム氏とであつたと放送してゐた。

ポツバム大尉は、曾て日本に來朝して、庭園を研究してゐたし、ミューソム氏も、戦前四年間京都に滞在して、日本の古庭園を、様式、構造、材料などの種々の角度から、眞面目な研究を遂げ、立

派な Japanese Garden Construction (日本庭園築造法)といふ著書を出版して居る。この二人は、いづれも、米國の造園専門家であつて、日本人さへ見落すような、細かい點まで突き止めて居る。ミューソム氏は、當時、國際文化振興會から、研究補助費を與へられ、終始私が相談相手となつて、著書の序文も書かされた程で、誠に外國人としては、驚異すべき成績を吾人の前に示してゐる。こんな關係で、京都の名園を、安全に残し得たとすれば、兩氏に對して、深く感謝せねばならぬ。と記してあるが、前述のウォーナー博士の努力と言ひ、ポツバム、ミューソム兩氏と言ひ、眞に日本文化の貴重性を、十分に認識し得て居たればこそ、かゝる好意を寄せられたものと思ふが、それについても、今後我々は、日本の缺點や短所ばかりをさらけ出して、徒に家醜を擧げるの愚をやめ、長所や美點を發揚して、外國人をして、日本の持つ善さを、正しく把握せしめることに精進し、以て前掲外人諸君の、好意に副ふべきである。

(十三) 釋迦像光背銘文中の語義 (第十一章の三参照)

三寶——佛、法、僧。

尺寸王身——等身像のこと。

定業——定まつた業報、壽命のこと。

背世——現世を背にすること、即ち世を去ること。

妙果——佛果、妙果に昇るは、佛になること。

即世——死去すること。

登遐——登假又は登霞とも書く。天皇崩御のこと。

俠侍——脇士とも、夾侍とも、脇侍とも、書く。本尊の佛徳を表明し、その用務を辨する侍者。

信道知識——佛道に歸依した人のこと。

三主——太子と、太子の母君と、太子の妃。

六道——六趣ともいふ。地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上。(それに、聲聞、緣覺、菩薩、佛、

の四界を加へて十界といふ。)

法界含識——一切衆生、即ち有情物をいふ。有情物は、心識を含有するからである。

菩提——佛教の理想たる悟りのこと。

(十四) 三尊 (第十一章の三参照)

中尊(本尊)と、中尊の左右に侍する大士(菩薩)とを並せて、三尊といふのである。薬師三尊と言へば、薬師如来を本尊として、日光菩薩と月光菩薩とが、左右に侍して居る、この三體の佛菩薩を總稱して、薬師三尊といふのである。釋迦三尊は、釋迦如来を中尊として、文殊、普賢の二菩薩が左右に侍し、阿彌陀三尊と言へば、阿彌陀如来を中尊として、觀音、勢至の二菩薩が左右に侍して居る。この左右に侍して居る菩薩を、脇士とも、脇侍とも、夾侍とも、俠侍とも書くこと、前に記した通りである。

法隆寺金堂に安置しある薬師像も、釋迦像も、阿彌陀像も、皆三尊佛である。

(十五) 敬田、悲田の事 (第十三章の五参照)

敬田院、悲田院の田の字は、農夫が田を耕して種子を蒔いたのが、一粒萬倍の秋の收穫を見ると言つたように、仁慈博愛の言行は、無量の福德を自然に結果して、應報を受けるといふ意味で、佛教の術語でこれを福田と言ひ、經典中に、七福田、八福田等、種々の福田が説かれ、佛が最も懇誠して居るところの、實踐道德である。八福田とは、

一、曠野の道路に於て、義井を穿鑿し、以て往來渴乏の人を救ふ。これを福田と爲す。

- 二、通津斷港の處に、橋梁を修造し、用つて往來の人を救ひ、以て病涉の苦を免れしむ。これを福田と爲す。
- 三、道路峻岨の處をば、則ちこれを平坦にし、窄隘の處をば、則ちこれを開闢し、以て往來顛倒の患を免れしむ。これを福田と爲す。
- 四、父母は、形生の本たり。教養鞠育、愛念至切なり。子は當に身を竭して、親の意に順適し、以て劬勞の恩に酬ゆべし。これを福田と爲す。
- 五、三寶とは、佛と法と僧となり。學すべく貴ぶべし。これを稱して寶となす。その大功德を以て普く群生を濟ひ、覺岸に超登す、故に當に歸依恭敬すべし。これを福田と爲す。
- 六、病患の人は、衆苦身に集る、實に悲憫むべし。當に湯藥及び所須の物を給與し、その四大調和し（健康體のこと）、身に安樂を得しむ。これを福田と爲す。
- 七、貧窮の人は、所須缺乏し、飢餓逼迫して哀苦す。當に慈憫を起して、その所須に隨つて、皆これを周く給すべし。これを福田と爲す。
- 八、無遮は、周遍の義なり。曰はく、普度の大會を修設し、一切の沈魂滯魂をして、悉く三寶の慈力によつて、皆苦趣を脫離して、しかも善道に超界することを得しむ。これを福田と爲す。

「梵網經」には、八福田の中、看病の福田を第一とし、病苦の人を見て、供養することは、佛の如くすべしと説き、また「一切の男子は是れ我が父なり、一切の女人は是れ我が母なり。……まさに方便を以て、その苦難を救護すべし。」とまで切言してある。聖德太子は、この博大にして至切なる慈悲博愛の精神を、あらゆる方面に、身を以て實踐せられたのである。

(十六) 孝德天皇興佛の詔 (第十四章の一参照)

「日本書紀」に依るに、孝德天皇二年癸卯、使を大寺に遣はし、僧尼を喚聚めて、詔して曰はく、磯城島宮御宇天皇（欽明天皇）の十三年の中に、百濟の明王、佛法を我が大倭に傳へ奉れり。是の時羣臣俱に傳へまく欲せず。而して、蘇我稻目宿禰、獨り其の法を信けたり。天皇乃ち稻目宿禰に詔して、其の法を奉めしむ。譯語田宮御宇天皇（敏達天皇）の世に、蘇我馬子宿禰、孝父の風を追ひて、猶能仁の教を重む。而して餘臣信けず、此典幾亡。天皇馬子宿禰に詔して、其の法を奉めしむ。小墾田宮御宇天皇（推古天皇）の世に、馬子宿禰、天皇の奉爲に、丈六の繡像、丈六の銅像を造り、佛教を顯し揚げて、僧尼を恭み敬ふ。朕、更に正教を崇めて、大猷を光し啓かむことを思ふ。故に、沙門狛大法師福亮、惠雲、常安、靈雲、惠至、寺主僧旻、道登、惠隣、惠